

津幡町公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月改訂)



津 幡 町

<目 次>

第1章	はじめに	1
1-1	目的	1
1-2	津幡町の概要	2
1-3	対象施設	3
1-4	本計画の位置づけ	4
第2章	公共施設等の現況及び将来の見通し	5
2-1	公共施設等の現状	5
2-2	総人口や年代別人口についての今後の見通し	18
2-3	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み	21
第3章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	37
3-1	計画期間	37
3-2	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方針	38
3-3	現状や課題に関する基本認識	39
3-4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	40
第4章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	44
4-1	公共建築物	44
4-2	インフラ施設	78

第 1 章 はじめに

1－1 目的

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。本町においても、厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により公共施設等の利用ニーズが変化していくことが予想されています。このため、長期的な視点から、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要と考えられます。

このような状況の中、総務省は平成 26 年（2014）4 月に全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定要請」を行いました。これにより地方公共団体は、公共建築物及び道路や橋りょう等のインフラ施設の「公共施設等」を対象として、10 年以上の長期の視点を持ち、財政や人口の見通しと LCC（ライフサイクルコスト）に配慮した総合管理計画を策定することになり、本町も「津幡町公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を平成 29 年（2017）年 3 月に策定しました。

計画策定にあたっては、公共施設等を取り巻く現状や、将来にわたる課題等を客観的に把握・整理する中で、長期的な視点をもってコストと便益の最適な状態で保有・運営・維持するための全体的な取組を推進し、時代に即したまちづくりを行っていくための骨子となるように策定しています。

その後、国においては平成 30（2018）年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され、令和 3（2021）年 1 月 26 日には「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」が通知されました。

これらを受け、本計画の改訂を行うものです。

1-2 津幡町の概要

本町は石川県のほぼ中央に位置し、金沢市、かほく市、内灘町、宝達志水町、富山県高岡市、小矢部市と接しており、古くから加賀・能登・越中の三国を結ぶ交通の要衝として発展してきました。また、県都金沢市へは、ＩＲいしかわ鉄道線やＪＲ七尾線、国道８号や国道１５９号等の主要な道路から容易にアクセスできるほか、北陸自動車道金沢東ＩＣ、金沢森本ＩＣ、のと里山



海道白尾IC等も近接しており、恵まれた交通環境にあります。

町の面積は110.59km²で、東部には低い丘陵性山地が連なり谷間の土地が枝状に発達、西部には幅2～3kmの平坦地が広がり、県内最大の湯、河北湯に続いています。

町の中央には本州有数の規模を誇る石川県森林公園、西南部には日本海側随一の石川県津幡漕艇競技場やひまわり村で有名な河北潟、富山県との県境には源氏軍木曾義仲が「火牛の計」を用いたとされる源平倶利伽羅合戦の舞台となった倶利伽羅峠があります。

- 面積 110.59 km²
 ■人口※ 37,485 人
 （令和 3 年 3 月 31 日現在）
 ■世帯数※ 14,452 世帯（同上）
 ※資料：住民基本台帳

1－3 対象施設

計画対象は、下表で示すように、本町が保有する公共施設等のうち、公共建築物とインフラ施設に関するものとします。

公共建築物については、町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、医療施設、行政系施設、上水道施設（建築物）、下水道施設（建築物）、公営住宅、公園、その他の13類型を対象とします。

インフラ施設については、道路、橋りょう、上水道施設（管路）、下水道施設（管路）の4類型を対象とします。

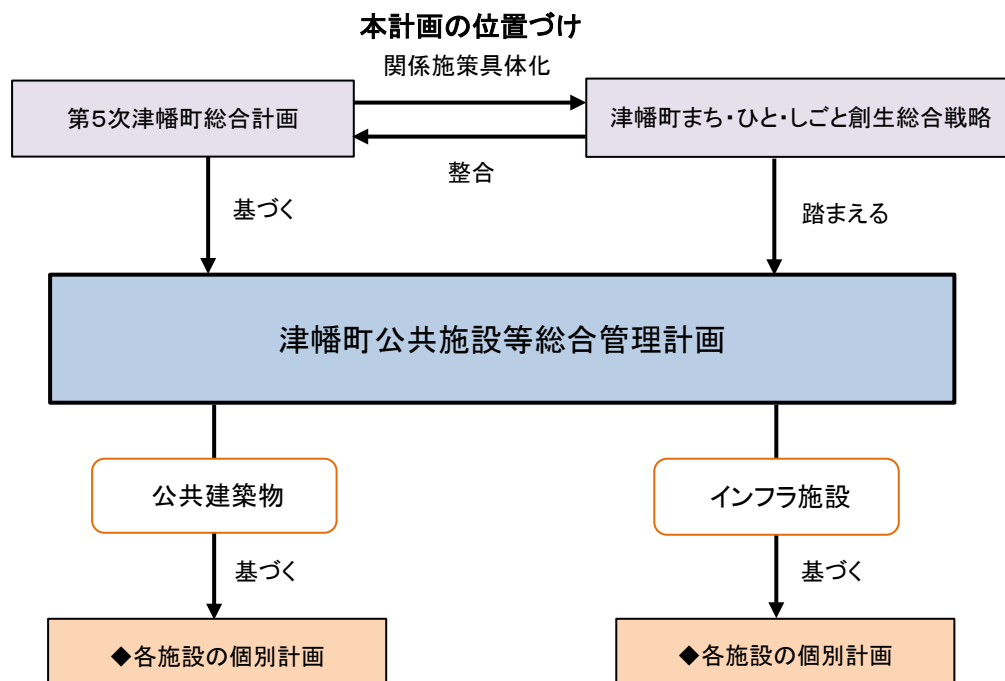
本計画の対象施設

公共施設等	公共建築物	1	町民文化系施設
		2	スポーツ・レクリエーション系施設
		3	産業系施設
		4	学校教育系施設
		5	子育て支援施設
		6	保健・福祉施設
		7	医療施設
		8	行政系施設
		9	上水道施設（建築物）
		10	下水道施設（建築物）
		11	公営住宅
		12	公園
		13	その他
	インフラ施設	1	道路
		2	橋りょう
		3	上水道施設（管路）
		4	下水道施設（管路）

1-4 本計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「第5次津幡町総合計画」に基づくとともに、「津幡町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ策定します。

本計画に基づき、公共建築物、インフラ施設ともに、個別施設計画を策定しており、これら計画との整合を図るものとします。



各種個別施設計画

	計画名称	策定年月
公共建築物の 個別施設計画	津幡町公民館関係公共施設個別施設計画	令和3年(2021)7月
	津幡町体育施設個別施設計画	令和3年(2021)4月
	津幡町学校施設長寿命化計画	令和2年(2020)3月
	津幡町放課後児童クラブ個別施設計画	令和3年(2021)3月
	津幡町公立保育所等個別施設計画	令和3年(2021)3月
	津幡町福祉文化系公共施設個別施設計画	平成31年(2019)3月
	津幡町役場庁舎個別施設計画	平成30年(2018)3月
	津幡町消防関係公共施設個別施設計画	令和2年(2020)12月
	津幡町町営住宅長寿命化計画	平成26年(2014)3月
	津幡町都市公園施設長寿命化計画	平成26年(2014)3月
インフラ施設の 個別施設計画	津幡町町道舗装長寿命化修繕計画	令和3年(2021)3月
	津幡町橋梁長寿命化修繕計画	令和2年(2020)3月
	津幡町水道事業水道施設更新計画	平成30年(2018)3月
	トンネル定期点検及び長寿命化修繕計画	平成30年(2018)10月
	津幡町公共下水道事業ポンプ場・終末処理場 ストックマネジメント修繕・改築基本計画	令和2年(2020)3月

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

2-1 公共施設等の現状

(1) 公共建築物

①施設数・延床面積等【平成28年度】

- ・本町の公共建築物は、施設数が175施設、総棟数が332棟、延床面積の合計が152,706㎡となっています。
- ・延床面積の内訳をみると、学校教育系施設が最も多く、全体の45.6%を占めています。次いで、町民文化系施設が12.4%、スポーツ・レクリエーション系施設が8.8%の順となっています。

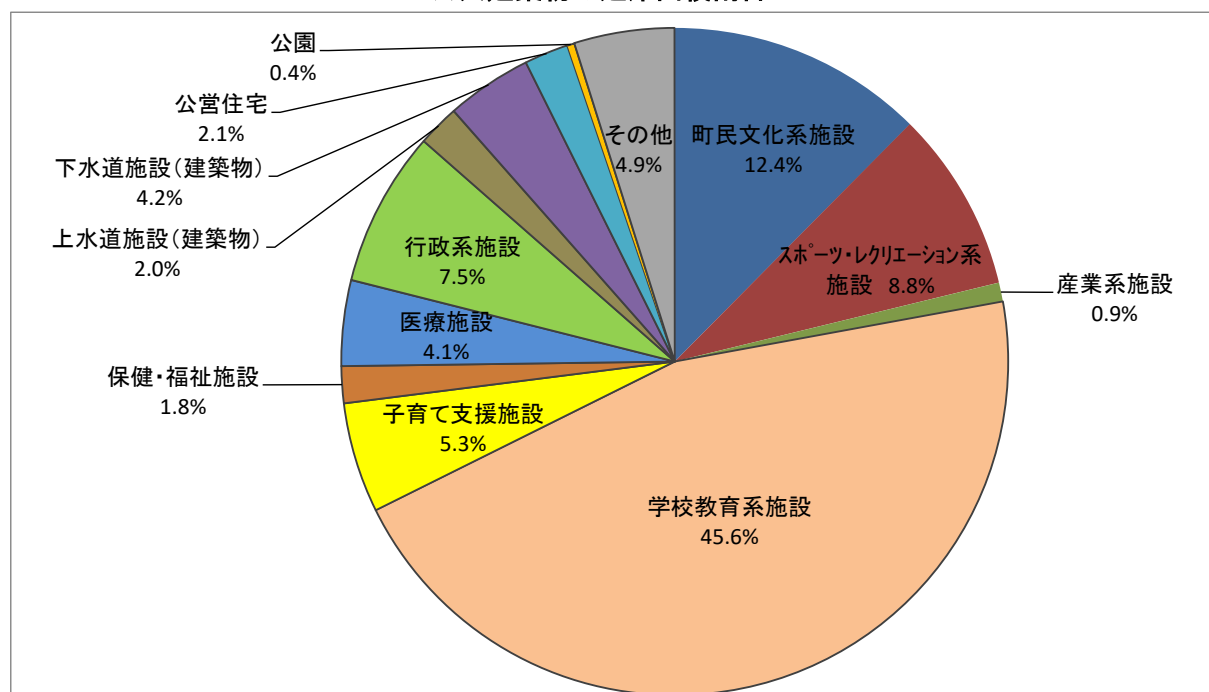
公共建築物の類型別の施設数・棟数・延床面積（平成27年3月31日現在）

施設類型	施設名	数量		延床面積	
		施設	棟		構成比
町民文化系施設	竹橋集会所、成光会館、井上の荘集会所、元住吉青少年集会場、庄中町会館、太白会館、別所校下会館、東荒屋会館、文化会館ツグナ、河合谷ふれあいセンター、津幡地域交流センター、井上コミュニティプラザ、刈安コミュニティプラザ、条南コミュニティプラザ、英田コミュニティプラザ、萩野台コミュニティプラザ、笠井公民館、笠野公民館、中条公民館、歴史民俗資料収蔵庫、本津幡駅裏倉庫、青少年の家※	21	22	18,986.54㎡	12.4%
スポーツ・レクリエーション系施設	津幡運動公園、河合谷体育館、総合体育館、笠野屋内ゲートボール場、常設相撲場、津幡町艇庫	6	13	13,388.31㎡	8.8%
産業系施設	サライ7津幡	1	1	1,406.78㎡	0.9%
学校教育系施設	つばた幼稚園、英田小学校、井上小学校、太白台小学校、笠野小学校、刈安小学校、条南小学校、中条小学校、津幡小学校、萩野台小学校、津幡中学校、津幡南中学校	12	75	69,550.28㎡	45.6%
子育て支援施設	学童保育のびっこくらぶ、学童保育虹のいえ、学童保育あしの子クラブ、学童保育第2のびっこくらぶ、学童保育つばたっ子、学童保育ゆめの子クラブ、学童保育ほけっとクラブ、学童保育もりもりくらぶ、学童保育なないろ、学童保育レイバー、井上保育園、笠谷保育園、竹橋保育園、太白台保育園、中条南保育園、中条東保育園、寺尾保育園、能瀬保育園、萩坂保育園、種保育園※	19	23	8,152.89㎡	5.3%
保健・福祉施設	津幡町福祉センター、ウエルシア倉見	2	2	2,714.23㎡	1.8%
医療施設	津幡町国民健康保険直営河北中央病院、津幡町国民健康保険直営河合谷診療所	2	8	6,325.71㎡	4.1%
行政系施設	津幡町役場、津幡町環境水道部庁舎、津幡町消防本部、井上地区コミュニティ消防センター、笠谷地区コミュニティ消防センター、河合谷地区コミュニティ消防センター、倉見地区コミュニティ消防センター、俱利伽羅地区コミュニティ消防センター、種地区コミュニティ消防センター、中条地区コミュニティ消防センター、津幡地区コミュニティ消防センター、能瀬地区コミュニティ消防センター、萩坂地区コミュニティ消防センター	13	32	11,504.96㎡	7.5%

※青少年の家、種保育園については、
総合管理計画策定業務開始時点で廃止予定であったため
施設数や更新等の費用及び管理計画の検討には含まれておりません。

施設類型	施設名	数量		延床面積	
		施設	棟		構成比
上水道施設 (建築物)	旭山送水ポンプ場、旭山配水池、井上水源配水ポンプ場、 笠野送水ポンプ場、笠野配水池、興津送水ポンプ場、興津配水池、 俱利伽羅送水ポンプ場、俱利伽羅配水池、高区第1～2送水ポンプ場、 高区配水池、種配水池、庄受水槽、庄受水槽電気室、 上藤又送水ポンプ場、上藤又配水池、太田受水槽、大畠送水ポンプ場、 大畠配水池、第1～3配水池、第2～5号水源井、第2送水ポンプ場、 津幡町浄水場、野山加圧ポンプ場、荻谷配水池	31	35	3,097.79㎡	2.0%
下水道施設 (建築物)	河合処理場、笠野第1～2処理場、刈安処理場、興津処理場、 原処理場、種処理場、住吉汚水中継ポンプ場、上大田処理場、 津幡町浄化槽、川尻雨水ポンプ場、川尻汚水中継ポンプ場、 竹橋処理場、中条公園汚水中継ポンプ場、富田処理場	15	28	6,358.56㎡	4.2%
公営住宅	町営住宅	1	28	3,257.40㎡	2.1%
公園	新幹線の見える丘公園、種けんこう広場、俱利伽羅公園、 ふれあい広場、大滝憩いの広場、あがた公園、津幡中央公園、 住吉公園、中条公園、龍ヶ峰城跡公園	10	15	525.59㎡	0.4%
その他	鷹の松南墓地公園、鷹の松墓地公園、上大田配水施設、 上河合配水施設、木窪配水施設、渦端北第1～4排水機場、 渦端南第1～2排水機場、新舟橋排水機場、津幡町機材倉庫、 頭首操作室(井野河内)、頭首操作室(越中坂工区)、 御旅館橋公衆便所、俱利伽羅源平の郷竹橋口、俱利伽羅塾、 河合谷の郷即売所、津幡駅前広場駐輪・駐車場、和船格納庫、 俱利伽羅駅前自転車置場、俱利伽羅駅自転車置場、 本津幡駅前広場自転車置場、能瀬駅前自転車置場、 能瀬駅公衆用便所、中津幡自転車置場、旧河合谷小学校、 バス待合所(中津幡駅前)、バス待合所(ハッピー通り・北側)、 バス待合所(ハッピー通り・南側)、バス待合所(太白商店街)、 バス待合所(あがたの里)、バス待合所(上河合)、バス待合所(下河合)、 バス待合所(種)、バス待合所(種けんこう広場)、バス待合所(倉見)、 バス待合所(津幡中央)、バス待合所(津幡中央・河北中央病院側)、 バス待合所(津幡中学校)、バス待合所(蓮花寺)	42	50	7,436.66㎡	4.9%
合計		175	332	152,705.70㎡	100.0%

公共建築物の延床面積割合



②人口一人当たりの延床面積【平成 28 年度】

- ・本町の人口一人当たりの公共建築物の延床面積は、3.59 m²/人となっています。
- ・本町の近隣地域の中では、かほく市が 5.64 m²/人、白山市が 5.42 m²/人と高い延床面積を有していますが、ほかの市町は概ね 3～4 m²/人の間に分布しており、本町と比較して、ほぼ似通った面積傾向となっています。

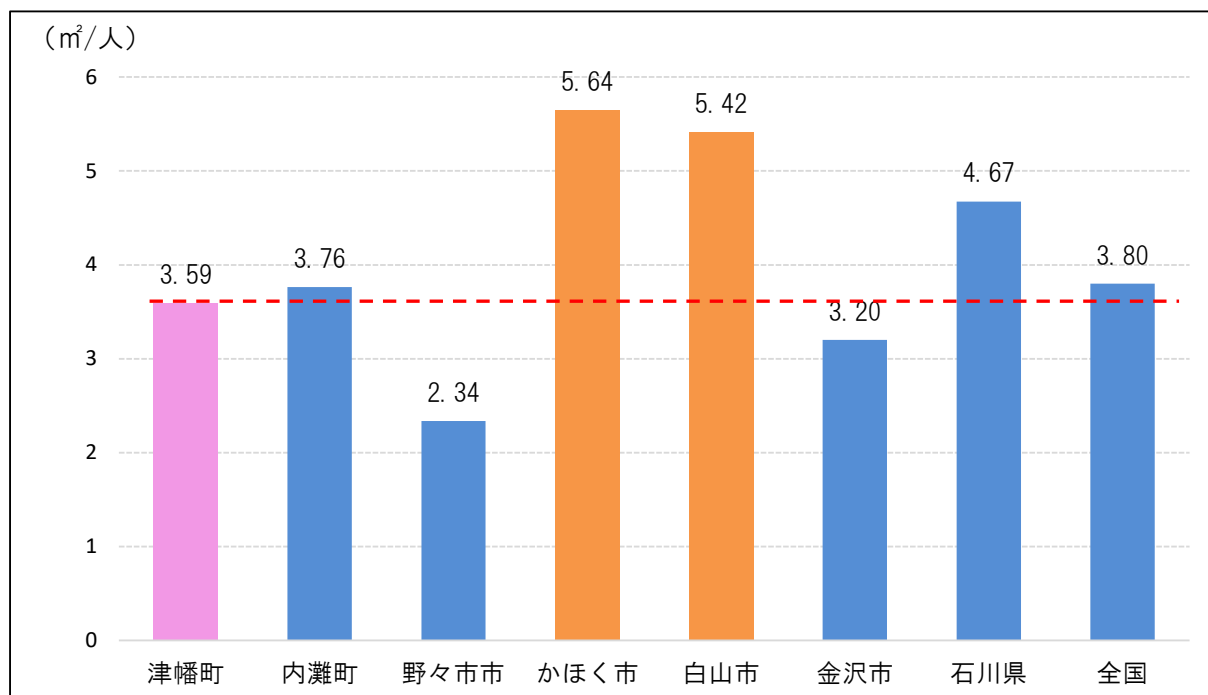
人口一人当たりの延床面積

	人口 (人)	建物系施設の 総延床面積 (m ²)	人口一人当たり 延床面積 (m ² /人)
津幡町	36,968	132,646	3.59
内灘町	26,987	101,551	3.76
野々市市	55,099	128,716	2.34
かほく市	34,219	193,151	5.64
白山市	109,287	591,997	5.42
金沢市	465,699	1,490,377	3.20
石川県	1,154,008	5,394,017	4.67
全国	127,094,745	482,846,751	3.80

※人口：平成 27 年国勢調査（確定値）より

※建物系施設の総延床面積：総務省 地方財政状況調査関係資料 公共施設状況調経年比較表 市町村経年比較表（平成 18 年度～26 年度）より

人口一人当たりの延床面積

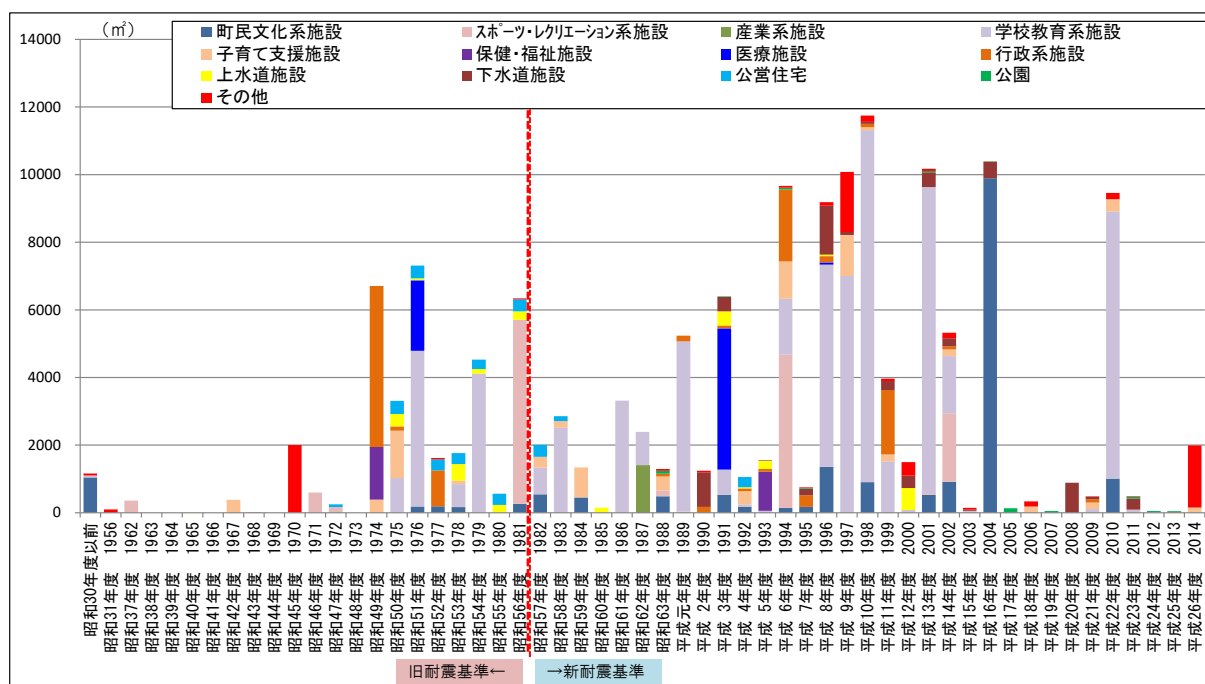


※橙色のグラフは「平成の大合併」で合併した自治体を示す。

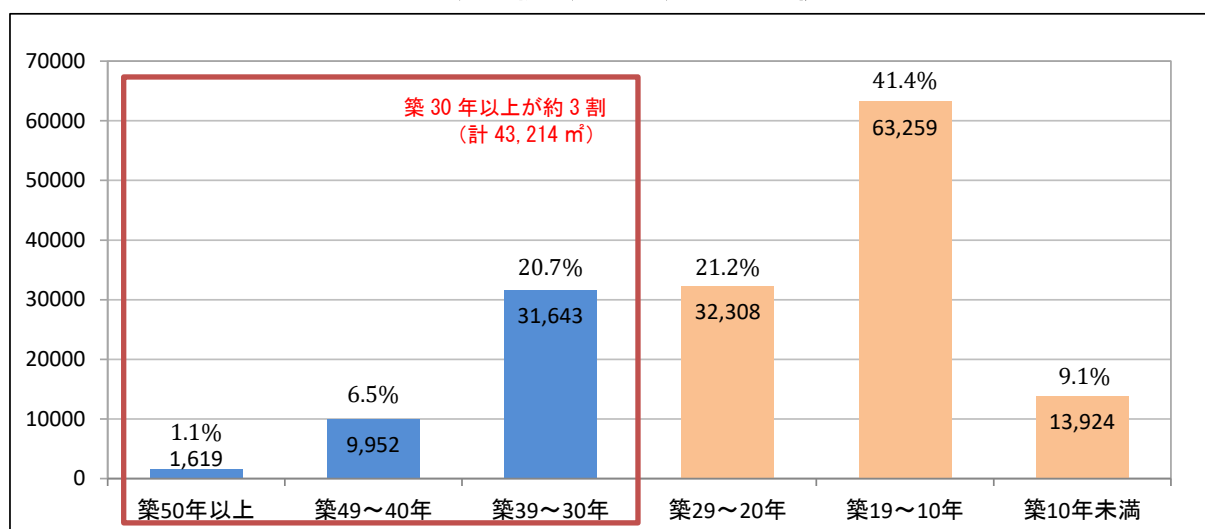
③建築年別の状況【平成 28 年度】

- ・ 建築年別にみると、昭和 40 年代後半から建築が増え始め、昭和 50 年代初頭に一度建築のピークを迎え、昭和 60 年前後には減少しています。その後、平成 10 年代半ばに二度目のピークを迎えた後、減少し現在に至っています。施設類型では学校教育系施設が多くなっています。
- ・ 建物の大規模改修を行う一般的な目安とされる築 30 年以上を経過した建築物の延床面積が全体の約 3 割を占めており、老朽化が進行しつつあります。

公共建築物の建築年度別延床面積



公共建築物の建築年数別延床面積



旧耐震基準と新耐震基準

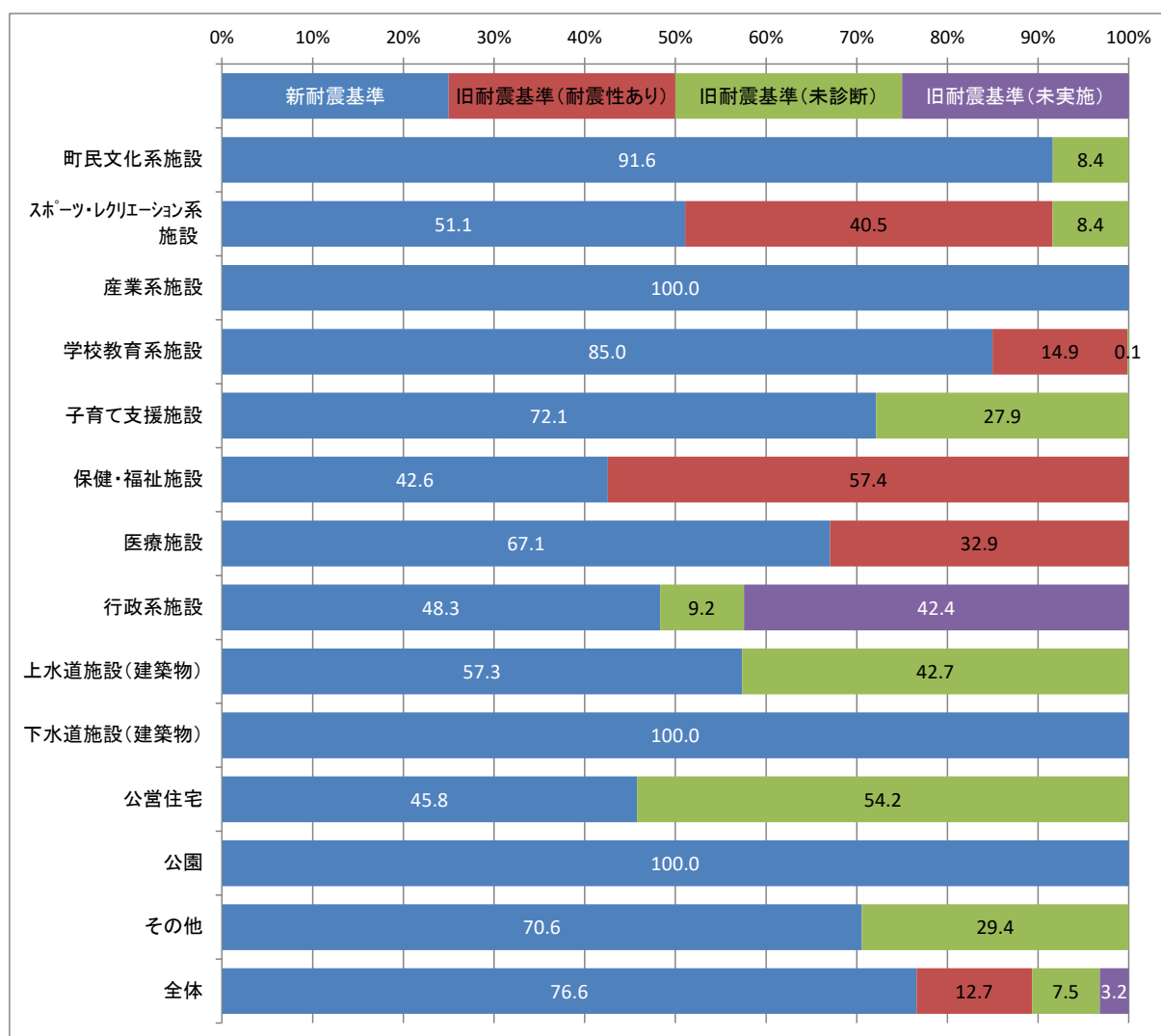
耐震基準は、建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、旧耐震基準は昭和 56 年（1981）5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準をいう。これに対して、その翌日以降に適用されている基準を「新耐震基準」という。

旧耐震基準は、震度 5 強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されている。新耐震基準は、震度 6 強程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。

④耐震化の状況【平成 28 年度】

- ・新耐震基準で建築された施設（延床面積）が、全体の 76.3%を占めています。また、旧耐震基準で建築された施設（延床面積）のうち耐震診断が実施されたものは 12.7%を占めています。
- ・旧耐震基準で建築された施設（延床面積）のうち、耐震診断が未実施なものは 3.9%を占めており、今後継続して利用していくものについては適宜耐震化が必要です。

耐震基準別の延床面積比率



※旧耐震基準（未実施）は、津幡町役場のみです。

旧耐震基準（未診断）には、耐震診断の義務付け対象に該当しない、バス停や倉庫等の小さな施設も含まれています。

⑤これまでに行った対策【令和３年度】

■個別施設計画策定

個別施設計画の策定状況を下表に示します。

各種個別施設計画

計画名称	策定年月	本計画 対象施設
津幡町公民館関係公共施設個別施設計画	令和３年(2021)7月	10施設
津幡町体育施設個別施設計画	令和３年(2021)4月	4施設※ ¹
津幡町学校施設長寿命化計画	令和２年(2020)3月	小学校 9施設 中学校 2施設
津幡町放課後児童クラブ個別施設計画	令和３年(2021)3月	9施設
津幡町公立保育所等個別施設計画	令和３年(2021)3月	保育所 5施設 幼稚園 1施設
津幡町福祉文化系公共施設個別施設計画	平成31年(2019)3月	3施設
津幡町役場庁舎個別施設計画	平成30年(2018)3月	3施設
津幡町消防関係公共施設個別施設計画	令和２年(2020)12月	11施設
津幡町町営住宅長寿命化計画	平成26年(2014)3月	1施設
津幡町都市公園施設長寿命化計画	平成26年(2014)3月	4施設※ ²

※1:町テニスコートは本計画において対象外

※2:しらとり街区公園は本計画で対象外

■平成28年度以降に行った対策

施設類型	施設	棟数	延床 面積(m ²)	建築 年度	経過 年数	対策	対策 年度
スポーツ・レクリエーション系施設	河合谷体育館	1	600.00	1971	49	用途廃止(解体済)	2019
	笠野屋内ゲートボール場	1	358.00	1962	58	用途廃止(解体済)	2020
学校教育系施設	笠野小学校	5	3,105.16	1982～ 1987	33～38	屋内運動場改修工事	2018
	萩野台小学校	7	3,384.83	1986～ 1989	31～34	萩野台小学校他2校調理場共同化に伴う給食施設改修工事	2018
子育て支援系施設	中条南保育園	4	1,236.00	1975～ 1992	28～45	用途廃止(解体済)	2018
保健・福祉施設	津幡町福祉センター	1	1,559.23	1974	46	長寿命化改修工事	2020
医療施設	津幡町国民健康保険直営河合谷診療所	1	62.00	1996	24	用途廃止	2016
その他	鷹の松墓地公園(トイレ・四阿)	2	47.20	1990	30	用途廃止(解体済) 【四阿のみ】	2018
	中津幡駅自転車置場	2	112.70	1996	24	建替【1棟】	2016
	旧河合谷小学校	4	2,028.44	1970～ 1981	39～50	用途廃止(解体済)	2019

⑥施設保有量の推移【令和3年度】

平成28（2016）年度から令和3（2021）年度の施設保有量の推移を下表に示します。

施設保有量の推移

各年3月31日時点

施設類型	平成27年			令和3年			増減		
	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)
町民文化系施設	21	22	18,986.54	22	23	19,283.17	1	1	296.63
スポーツ・レクリエーション系施設	6	13	13,388.31	4	11	12,430.31	△ 2	△ 2	△ 958.00
産業系施設	1	1	1,406.78	1	1	1,406.78	—	—	—
学校教育系施設	12	75	69,550.28	12	75	69,550.28	—	—	—
子育て支援施設	19	23	8,152.89	24	25	7,508.37	5	2	△ 644.52
保健・福祉施設	2	2	2,714.23	2	2	2,714.81	—	—	0.58
医療施設	2	8	6,325.71	1	7	6,263.71	△ 1	△ 1	△ 62.00
行政系施設	13	32	11,504.96	13	34	16,817.45	—	2	5,312.49
上水道施設	31	35	3,097.79	32	36	3,099.32	1	1	1.53
下水道施設	15	28	6,358.56	15	26	6,358.56	—	△ 2	—
公営住宅	1	28	3,257.40	1	28	3,257.40	—	—	—
公園	10	15	525.59	11	18	819.88	1	3	294.29
その他	42	50	7,436.66	44	50	5,720.43	2	—	△ 1,716.23
合計	175	332	152,705.70	182	336	155,230.47	7	4	2,524.77

※令和3年の延床面積については、個別施設計画との整合性を図るため、一部施設で平成27年の延床面積から数値を変更しているものがあり、増減値に若干の誤差が生じています。

※下水道施設は、津幡町浄化センターにおいて3棟あった汚泥処理棟を1棟として取り扱うことになったため、平成27年から棟数が減少しています。

(2) インフラ施設

①施設数等【平成 28 年度】

- 道路については、1 級道路の延長が約 21,600m で面積は約 180,700 m²、2 級道路の延長が約 50,100m で面積は約 343,200 m²、その他道路の延長が約 263,900m で面積は約 1,576,700 m²となっています。
- 橋りょうは 174 本あり、延長は約 2,800m、総面積が約 20,700 m²となっています。
- 上水道施設（管路）は、管路の延長が約 325,200m となっています。
- 下水道施設（管路）は、管路の延長が約 249,000m となっています。

インフラ施設の総量(平成 27 年 3 月 31 日現在)

種別		施設数等	
道路	1級	延長	21,589 m
		面積	180,653 m ²
	2級	延長	50,061 m
		面積	343,218 m ²
	その他	延長	263,935 m
		面積	1,576,734 m ²
	(小計)	延長	335,585 m
		面積	2,100,605 m ²
橋梁		本数	174 本
		延長	2,843 m
		面積	20,715 m ²
上水道施設(管路)		延長	325,211 m
下水道施設(管路)		延長	248,986 m

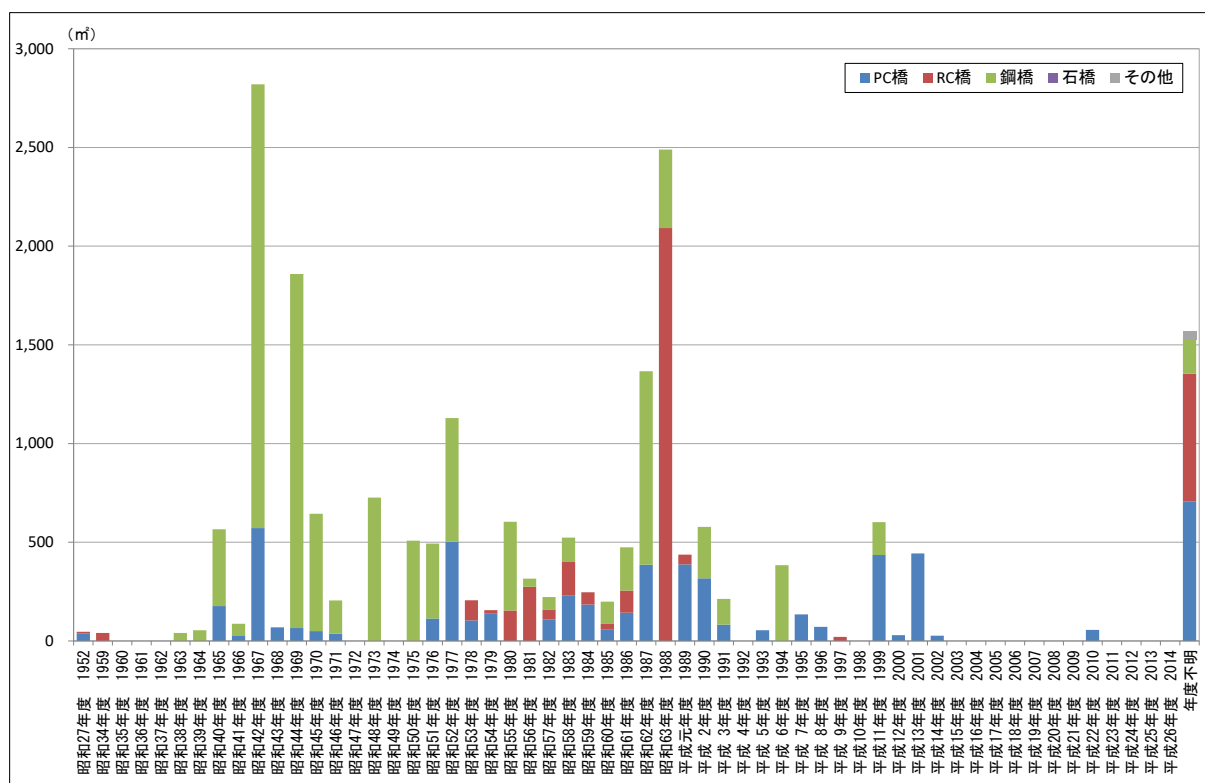
②建設年別の状況【平成 28 年度】

- ・橋りょう、上水道施設（管路）、下水道施設（管路）の年度別の整備状況は以下のとおりです。

＜橋りょう＞

- ・建設年度が確認されている橋りょうの建設年度をみると、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められた法定耐用年数である 60 年を超えた橋りょうは、全体に占める割合（面積比）が 0.2%と非常に少なく、昭和 27 年度（1952）に建設された橋りょうの 47 m²（2 本）しかありません。しかしながら、昭和 40 年代に建設された橋りょうが面積比で 3 割以上を占めており、今後橋りょうの更新が集中することが予想されます。
- ・なお、建設年度が不明の橋りょうが 1,633 m²（64 本）あり、全体の 1 割近くを占めています。

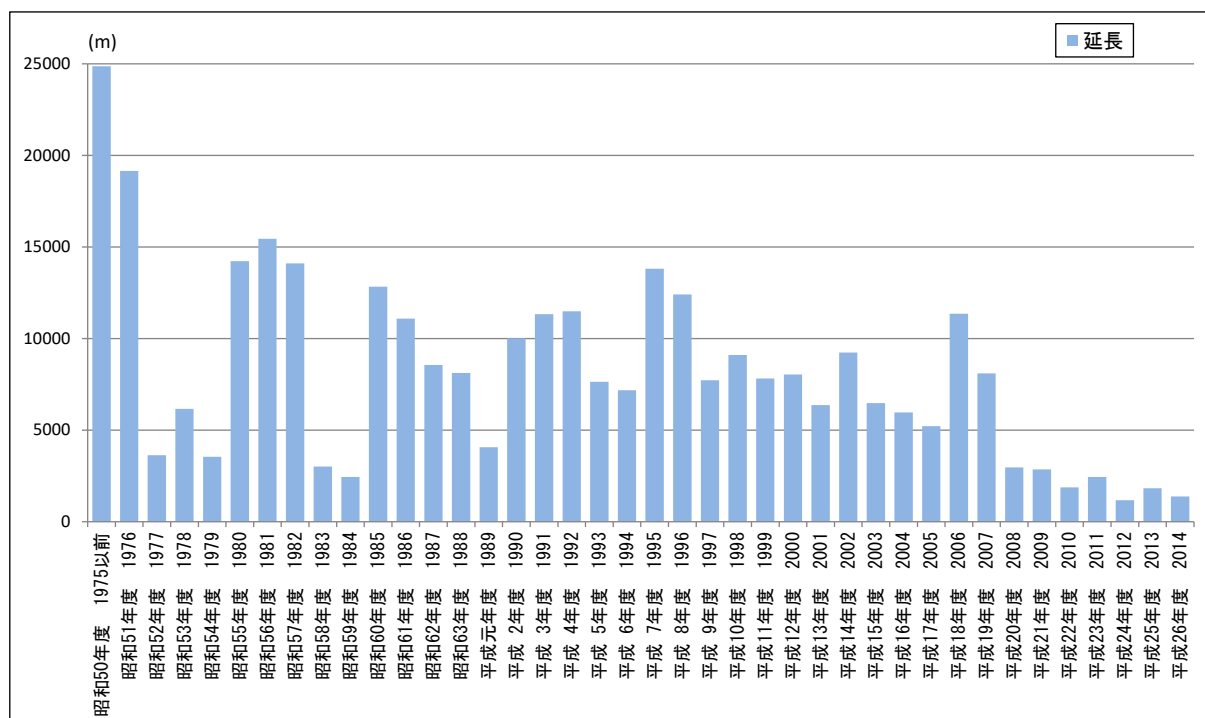
橋りょうの年度別構造区分別面積(平成 27 年 3 月 31 日現在)



<上水道施設（管路）>

- ・上水道施設（管路）の布設年度をみると、地方公営企業法施行規則で定められた法定耐用年数である40年を経過した管路（昭和50年度（1975）以前布設）が24,870m（全体の7.7%）あります。
- ・9割以上の管路は経過年数40年未満であり、比較的新しい管路が多くを占めています。

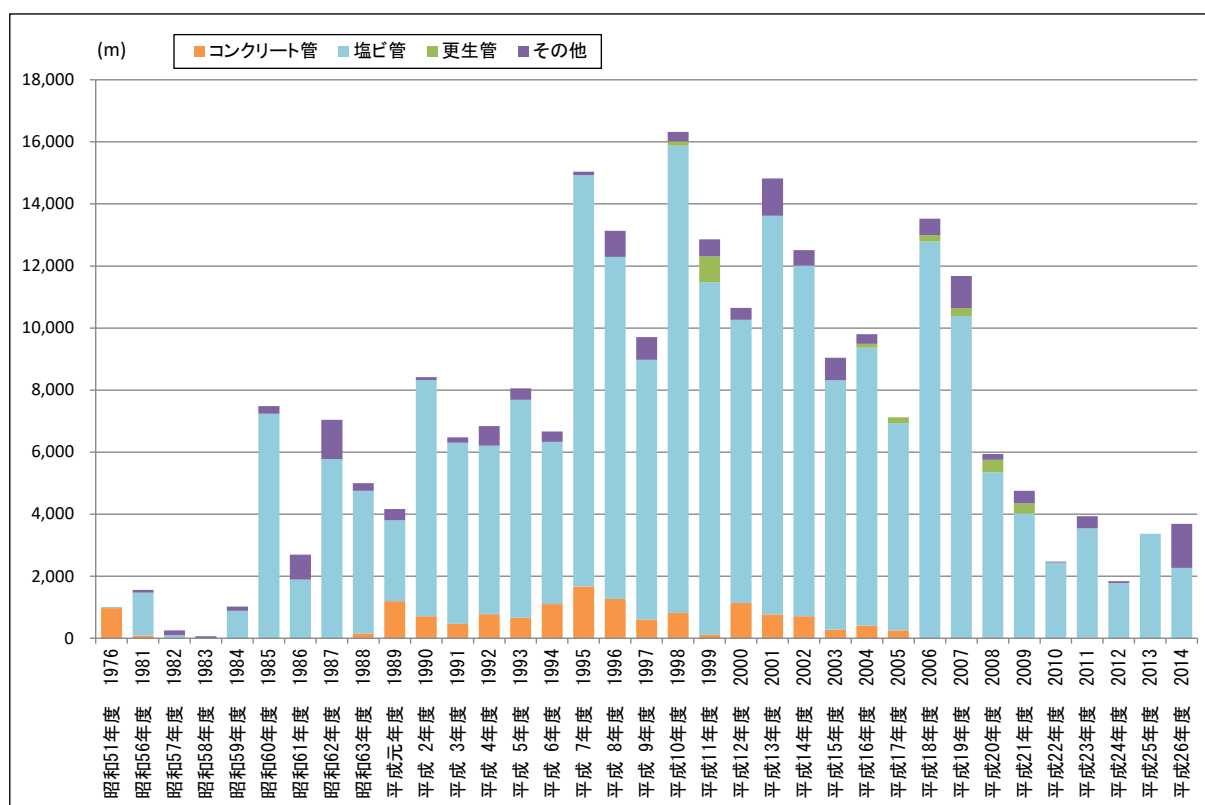
上水道施設(管路)の年度別整備延長(平成27年3月31日現在)



<下水道施設（管路）>

- ・下水道施設（管路）の布設年度をみると、国土交通省で定められた法定耐用年数である 50 年を経過した管路（昭和 40 年度（1965）以前布設）はありません。ただし、昭和 51 年度（1976）から公共下水道工事が始まっており、平成 38 年度（2026）頃から順次更新が必要となってきます。

下水道施設(管路)の年度別整備延長(平成 27 年 3 月 31 日現在)



③これまでに行った対策【令和3年度】

■個別施設計画策定

個別施設計画の策定状況を下表に示します。

各種個別施設計画

分類	計画名称	策定年月
道路	津幡町町道舗装長寿命化修繕計画	令和3年(2021)3月
橋梁	津幡町橋梁長寿命化修繕計画	令和2年(2020)3月
上水道	津幡町水道事業水道施設更新計画	平成30年(2018)3月
下水道	津幡町公共下水道事業ポンプ場・終末処理場 ストックマネジメント修繕・改築基本計画	令和2年(2020)3月

■平成28年度以降に行った対策

<橋梁>

橋梁名称	対策	対策年度
湖北大橋	支承補修、主桁補修、鋼桁塗装塗替、橋面防水工、床版補修工、排水管補修	H29(2017)
	橋面防水工、鋼桁塗装塗替、床版補修工(断面修復)、排水管補修、高欄塗装塗替、高欄補修、舗装補修(取付部)、防護柵補修	H30(2018)
山森橋	断面修復(左官)	H31,R1(2019)
刈安橋	鋼桁塗装塗替、断面修復(左官)、床版延伸 N=2箇所	H31,R1(2019)
住の江橋	橋面防水(車道部、歩道部)、鋼桁塗装塗替、ひび割れ注入工、ひび割れ充填工、表面保護工、断面修復(左官、吹付)、伸縮装置補修(車道部、歩道部)	H31,R1(2019)
カキアガリ橋	断面修復(左官)、表面保護工	H31,R1(2019)
宮田橋	伸縮装置補修工、橋面防水工、主桁・床版・下部工補修工(断面修復、ひび割れ補修)、主桁補修工(表面含浸工)	H30(2018)
出町橋	橋梁撤去	H30(2018)

④施設保有量の推移【令和3年度】

平成28(2016)年度から令和3(2021)年度の施設保有量の推移を下表に示します。

施設保有量の推移

各年3月31日時点

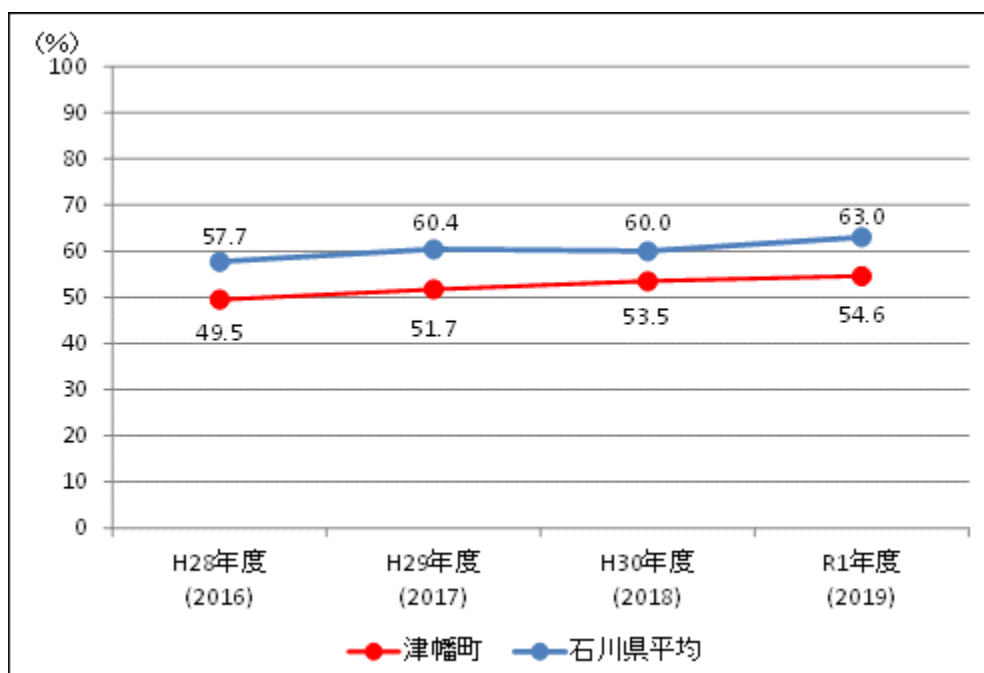
種別		単位	平成27年	令和3年	増減
道路	1級	延長（m）	21,589	21,589	0
		面積（㎡）	180,653	180,653	0
	2級	延長（m）	50,061	50,053	△ 8
		面積（㎡）	343,218	343,400	182
	その他	延長（m）	263,935	267,487	3,552
		面積（㎡）	1,576,734	1,614,234	37,500
橋りょう		本数（本）	174	174	0
		延長（m）	2,843	2,860	17
		面積（㎡）	20,715	23,534	2,819
上水道施設（管路）		延長（m）	325,211	332,332	7,121
下水道施設（管路）		延長（m）	236,351	248,452	12,101

（３）有形固定資産減価償却率の推移【令和３年度】

本町の有形固定資産減価償却率は令和元（2019）年度において54.6%となっており、石川県平均より低い数値を示しています。

また、本町の有形固定資産減価償却率は上昇傾向にあることから公共施設等の老朽化が進んでいることがわかります。

有形固定資産減価償却率の推移



<参考>有形固定資産減価償却率について

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表されます。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

有形固定資産減価償却率とは有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合です。この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示します。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

ただし、有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

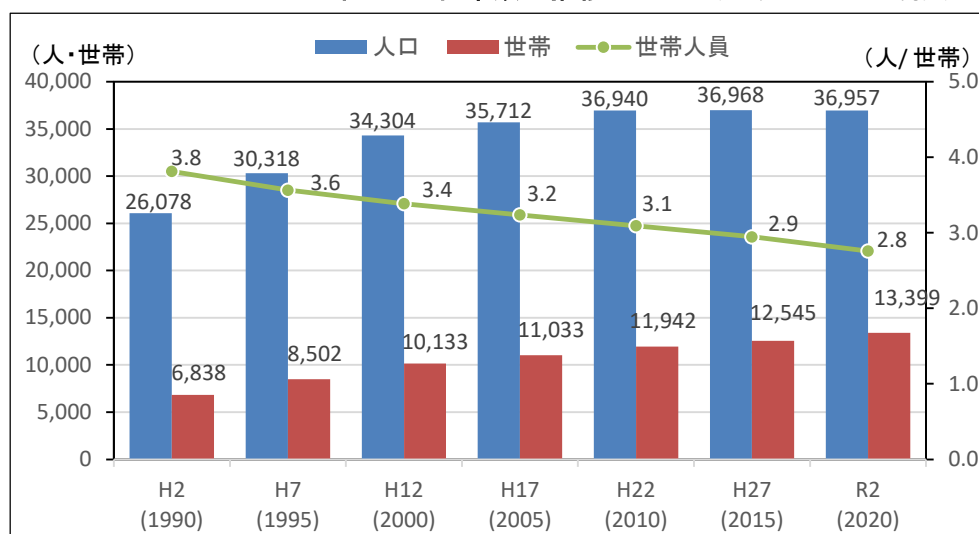
2-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

(1) 総人口の推移

- 平成2年(1990)からの人口推移をみると増加傾向が続き平成27年(2015)の人口は、36,968人となりましたが、令和2年(2020)には36,957人と若干減少となりました。世帯数は増加傾向にあり、令和2年(2020)では13,399世帯となっています。
- 世帯人員は減少を続けており、核家族化が進んでいます。
- 年齢3区分人口比率の推移をみると、少子高齢化が進行していますが、石川県や全国と比べ15歳未満の割合が高く、65歳以上の割合が低い状況にあります。しかし、令和2年(2020)では高齢者の割合が24.6%まで増加しており超高齢社会を迎えています。(世界保健機構や国連の定義によると65歳以上人口の割合が21%超で「超高齢社会」とされています。)

総人口・世帯数の推移

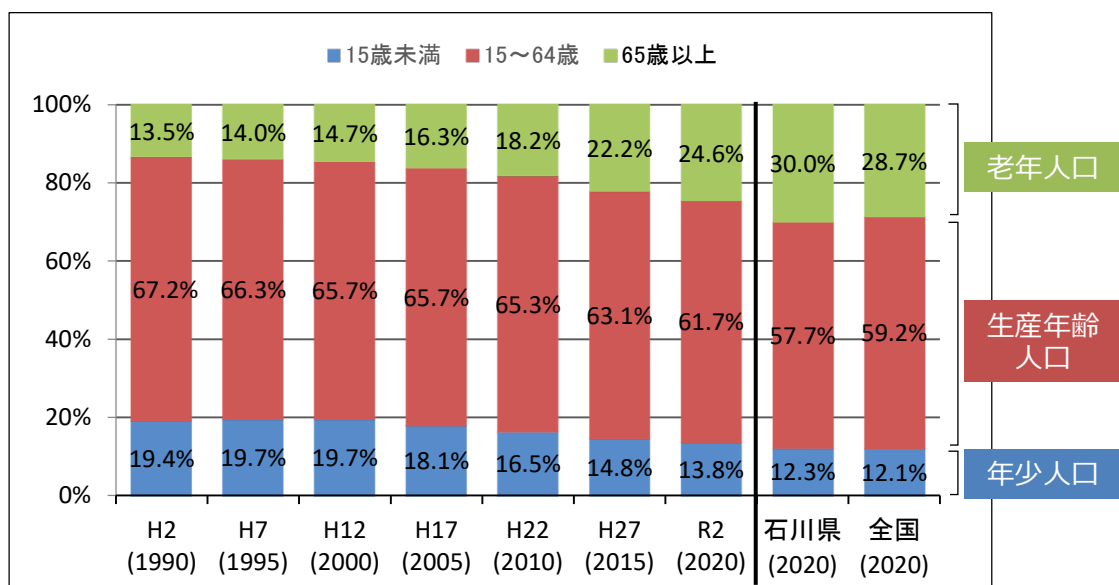
(各年10月1日現在)



※出典：国勢調査

年齢3区分人口比率の推移

(各年10月1日現在)

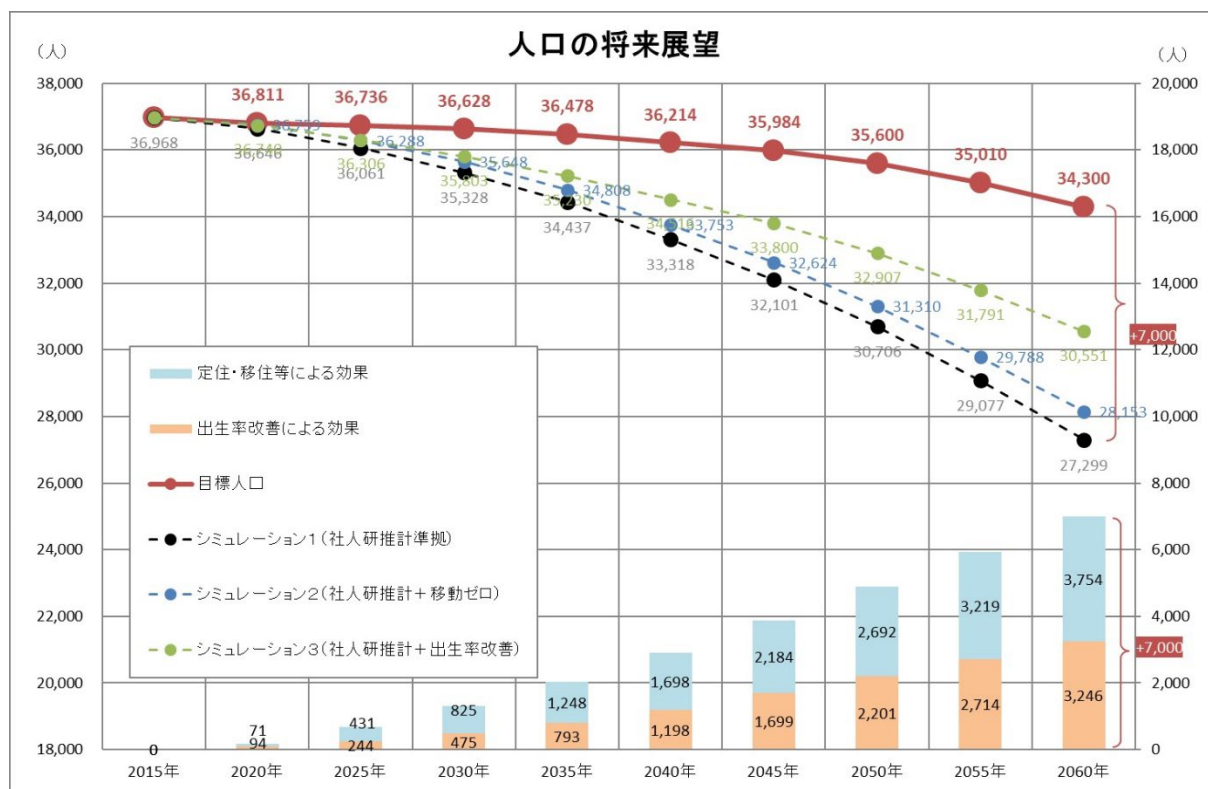


※出典：国勢調査

(2) 総人口の見通し

①津幡町人口ビジョン（令和2年2月改訂版）

- 本町では、今後の行政運営の指針となる「津幡町人口ビジョン」を策定しています。この人口ビジョンでは、将来の目標人口を令和22年（2040）で36,214人、令和42年（2060）で34,300人と設定しており、国（国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。））推計よりも減少率を低く設定し、人口減少の鈍化を図ることとしています。



※出典:津幡町人口ビジョン（令和2年2月改訂版）

<津幡町人口ビジョン（令和2年2月改訂版）>

津幡町人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を踏まえ、本町における人口の現状を分析するとともに、将来的な変化を含めて人口に関する町民の意識を共有し、今後本町が目指す姿と人口の将来展望を示すものです。

なお、津幡町人口ビジョン（令和2年2月改訂版）は、国および県の人口ビジョンとの整合性を図り、2060年（令和42年）の将来展望を描くものです。

【将来人口の考え方】

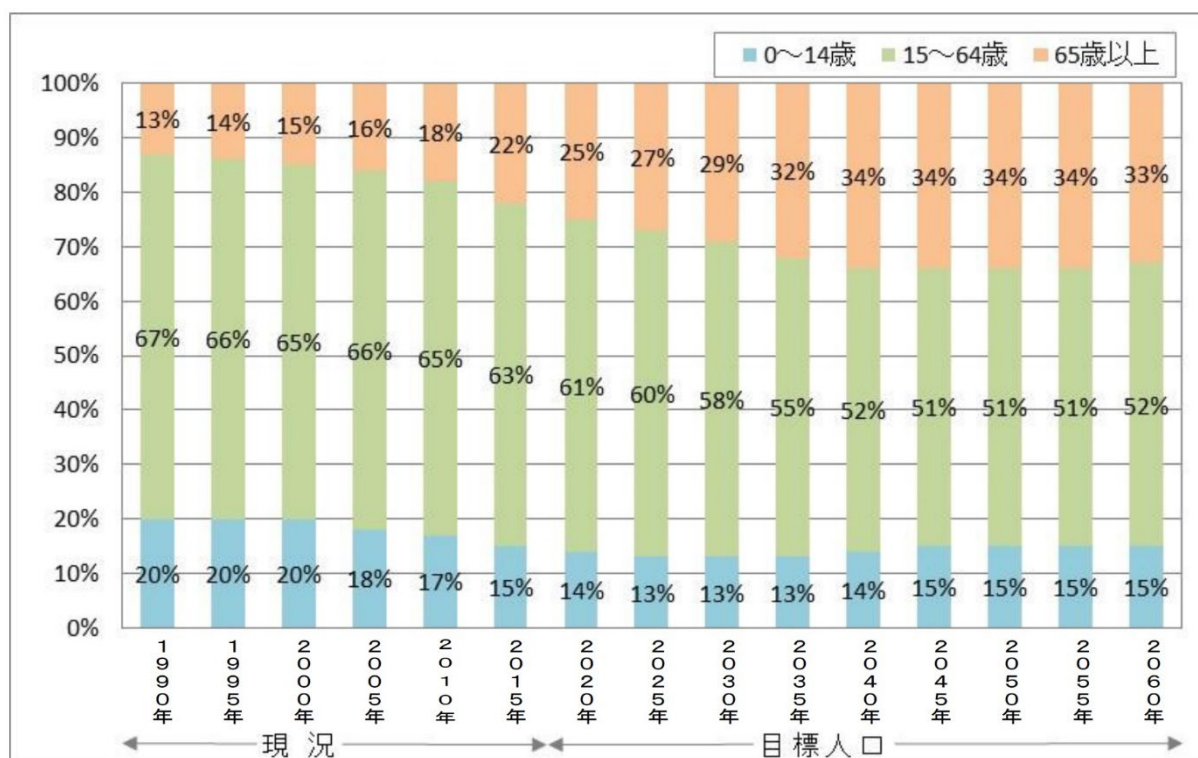
- 人口の減少傾向を緩やかにしつつ、年齢構成のバランス維持を図り、まちの賑わいと活力を維持し、持続可能で安全・安心な地域社会の実現を目指します。
- そのため、国全体で取り組む出生率の改善に向けた積極的な施策展開を行うとともに、現状の社会移動を維持し、さらに定住・移住者の増加に向けた取組を推進します。

【将来人口の考え方】

令和42年（2060）の目標人口は約34,300人と設定します。

- ・年齢構成は、出生率の改善および転出抑制と転入促進により、年少人口（0-14 歳）が令和 12 年頃（2030）年から徐々に増加するとともに、令和 27 年頃（2045）年から生産年齢人口（15-64 歳）も下げ止まると推計しています。

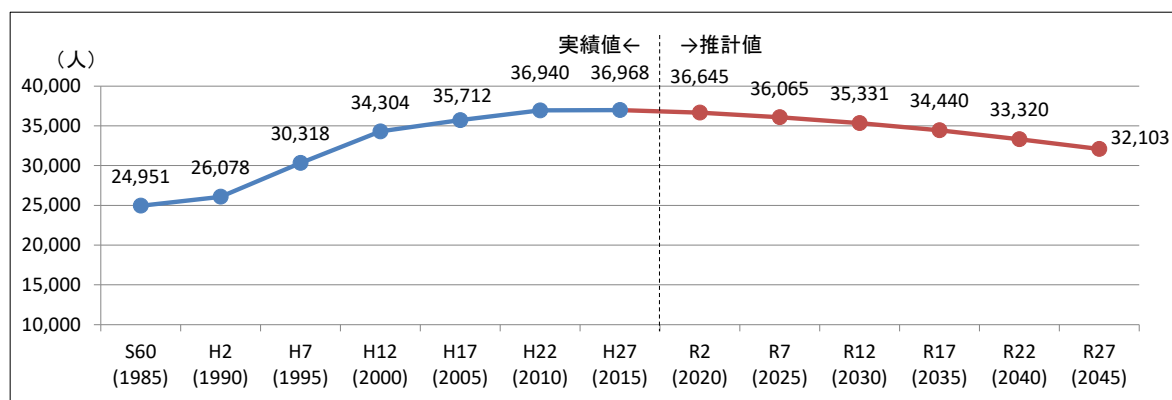
年齢3区分人口比率の推移と見通し



※出典:津幡町人口ビジョン(令和2年2月改訂版)

②国（社人研）による将来推計（平成30年推計）

- ・国（社人研）の将来推計によると、本町の人口は令和27年（2045）には32,103人程度になると推計されています。



※出典: (1985～2015)「国勢調査」、(2020～2045)社人研推計

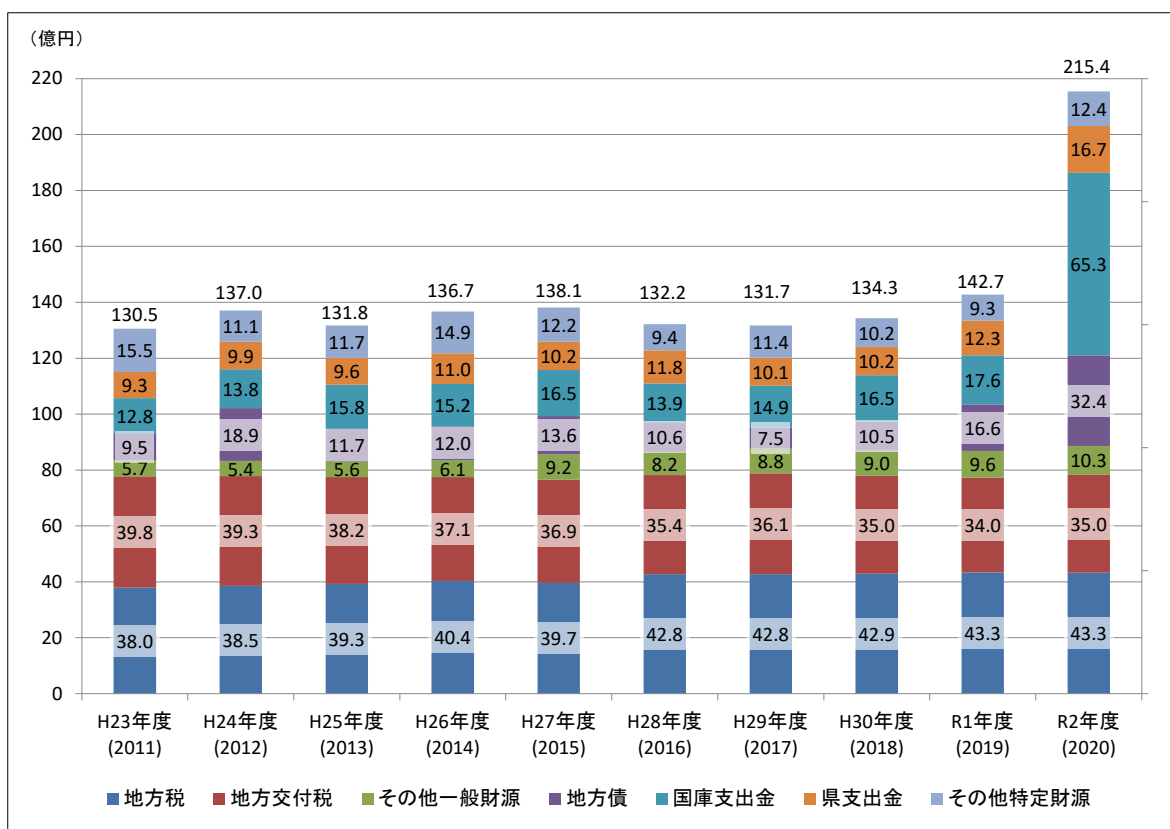
2-3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の見込みやこれらの経費に 充当可能な財源の見込み

(1) 普通会計における歳入及び歳出の推移と財源の見込み

①歳入

- ・本町の令和2年度（2020）の歳入は、新型コロナウイルス感染症対策のため、特に国庫支出金が多くなっており約 215 億円となっています。令和2年度（2020）を除き平成 23 年度（2011）からの推移をみると、約 130～143 億円の間で推移しています。
- ・地方税は微増傾向にあり令和2年度（2020）では約 43 億円となっています。

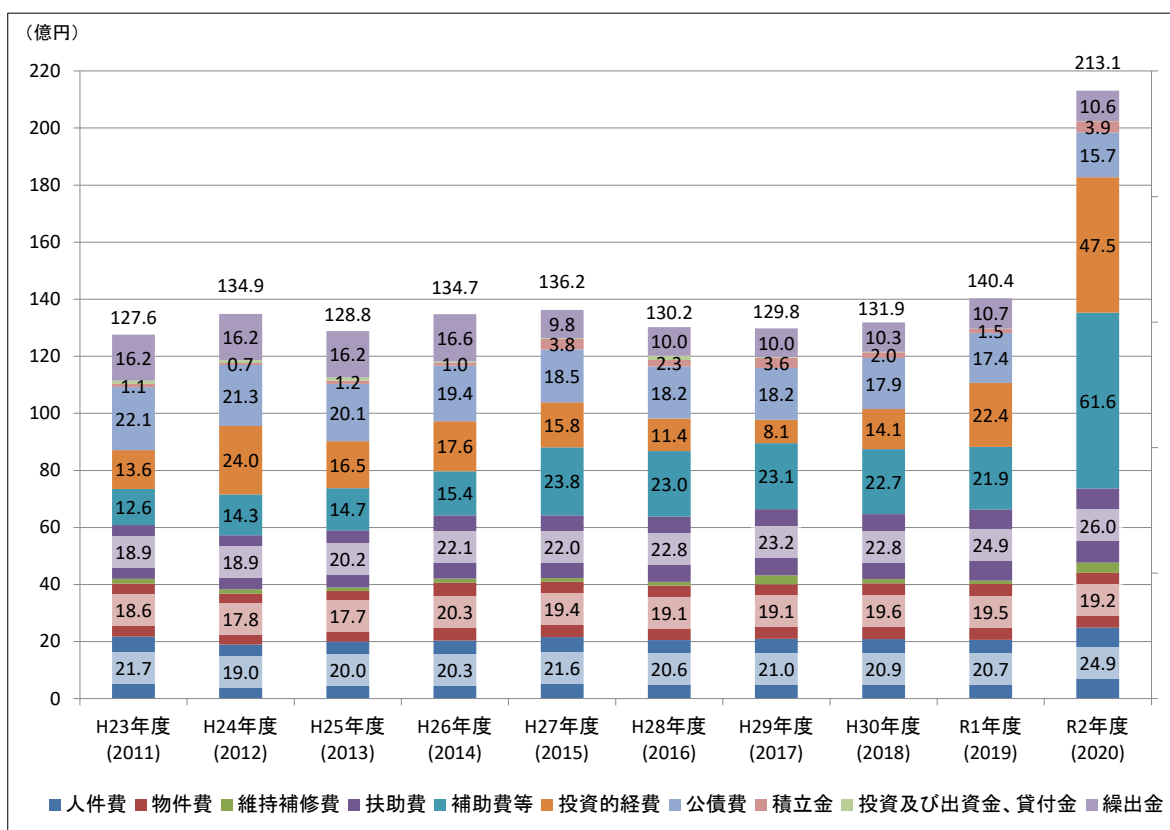
歳入の推移



②歳出

- 本町の令和2年度（2020）の歳出は、新型コロナウイルス感染症対策のため、補助費等、投資的経費が多くなっており約 213 億円となっています。令和2年度（2020）を除き平成23年度（2011）からの推移をみると、約 127～141 億円の間で推移しています。
- 扶助費は高齢化社会の進行に伴い増加傾向にあり令和2年度（2020）では約 26 億円となっています。

歳出の推移



③財源の見込み

- 少子高齢化の進行と人口減少に伴い、生産年齢人口が減少することとなるため、長期的には地方税収入が減少する可能性が高いと考えられます。
- また、地方税収入の減少に加え、施設等の老朽化に伴う維持・修繕及び更新費用（投資的経費・維持補修費）の増加、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加等により、町の財政状況は厳しくなることが予想されます。

(2) 公共施設に係る経費の状況【令和3年度】

過去5年間平均の施設関連経費は公共建築物が約13.5億円（施設整備費除く維持管理費約4.4億円）、インフラ施設約13.4億円の合計で約26.9億円となっています。

公共施設に係る経費の状況

(単位:千円)

			H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R1年 (2019)	R2年 (2020)	5年間平均	
公共建築物	普通会計	施設整備費	136,377	45,702	239,750	1,138,155	2,986,409	909,279	
		その他施設整備費	31,541	32,463	28,905	39,249	56,096	37,651	
		維持修繕費	27,762	36,775	35,177	33,704	33,288	33,341	
		光熱水費・委託費等	321,331	335,961	345,281	337,849	327,753	333,635	
		計	517,011	450,901	649,113	1,548,957	3,403,546	1,313,906	
	公営事業 会計	施設整備費	0	0	0	0	0	0	
		その他施設整備費	1,577	5,832	0	0	18,733	5,228	
		維持修繕費	184	387	1,210	195	15	398	
		光熱水費・委託費等	26,972	28,548	31,548	28,505	31,684	29,451	
		計	28,733	34,767	32,758	28,700	50,432	35,078	
公共建築物 計		545,744	485,668	681,871	1,577,657	3,453,978	1,348,984		
(施設整備費を除く)		409,367	439,966	442,121	439,502	467,569	439,705		
インフラ施設	道路	既存更新分	99,215	100,155	131,718	73,914	174,445	115,889	
		新規整備分	117,509	106,567	208,171	227,212	202,684	172,429	
		用地取得分	33,639	14,347	20,197	4,876	2,014	15,015	
		計	250,363	221,069	360,086	306,002	379,143	303,333	
	橋りょう	既存更新分	109,396	166,566	164,971	96,985	275,109	162,605	
		新規整備分	0	0	0	0	0	0	
		用地取得分	0	0	0	0	0	0	
		計	109,396	166,566	164,971	96,985	275,109	162,605	
	上水道	管路	既存更新分	39,767	6,147	77,076	16,468	110,812	50,054
			新規整備分	82,583	147,353	60,157	75,500	6,280	74,375
用地取得分			0	0	0	0	0	0	
計			122,350	153,500	137,233	91,968	117,092	124,429	
建築物		施設整備費	0	0	0	0	0	0	
		その他施設整備費	7,094	19,156	2,179	30,579	10,747	13,951	
		維持修繕費	2,821	2,317	5,052	7,782	5,442	4,683	
		光熱水費・委託費等	38,744	52,865	48,903	50,294	45,144	47,190	
		計	48,659	74,338	56,134	88,655	61,333	65,824	
		(施設整備費を除く)	48,659	74,338	56,134	88,655	61,333	65,824	
計	171,009	227,838	193,367	180,623	178,425	190,252			
下水道	管路	既存更新分	31,784	30,848	48,222	27,529	20,449	31,766	
		新規整備分	377,584	380,119	212,520	276,667	292,012	307,780	
		用地取得分	0	0	0	0	0	0	
		計	409,368	410,967	260,742	304,196	312,461	339,547	
	建築物	施設整備費	59,894	66,889	106,872	149,575	65,500	89,746	
		その他施設整備費	16,352	3,850	0	0	0	4,040	
		維持修繕費	18,943	17,878	15,519	33,836	28,816	22,998	
		光熱水費・委託費等	141,593	137,639	156,155	154,648	151,502	148,307	
		計	236,782	226,256	278,546	338,059	245,818	265,092	
		(施設整備費を除く)	176,888	159,367	171,674	188,484	180,318	175,346	
計	646,150	637,223	539,288	642,255	558,279	604,639			
その他 (配水施設・排水 機場等)	施設整備費	23,328	20,786	25,428	22,099	62,007	30,730		
	その他施設整備費	0	432	3,636	4,528	0	1,719		
	維持修繕費	7,386	3,370	5,145	4,550	6,045	5,299		
	光熱水費・委託費等	46,028	46,653	46,097	47,803	47,913	46,899		
	計	76,742	71,241	80,306	78,980	115,965	84,647		
インフラ施設 計		1,253,660	1,323,937	1,338,018	1,304,845	1,506,921	1,345,476		
合計		1,799,404	1,809,605	2,019,889	2,882,502	4,960,899	2,694,460		

施設整備費：新増築事業、改築事業、耐震化事業、大規模改修等に係る事業費

その他施設整備費：上記に含まれないグラウンド整備、倉庫等の改修や整備に係る事業費

維持修繕費：建物維持に係る消耗品費、部分補修等に係る経費

光熱水費・委託費等：上下水道・電気料等の他、消防設備、電気設備、防火設備点検、警備保障、植栽維持管理、清掃等の委託に係る経費に

既存更新分：公共施設の改修、道路の舗装の打換え、下水道の更新等既存の公共施設等を更新するための経費

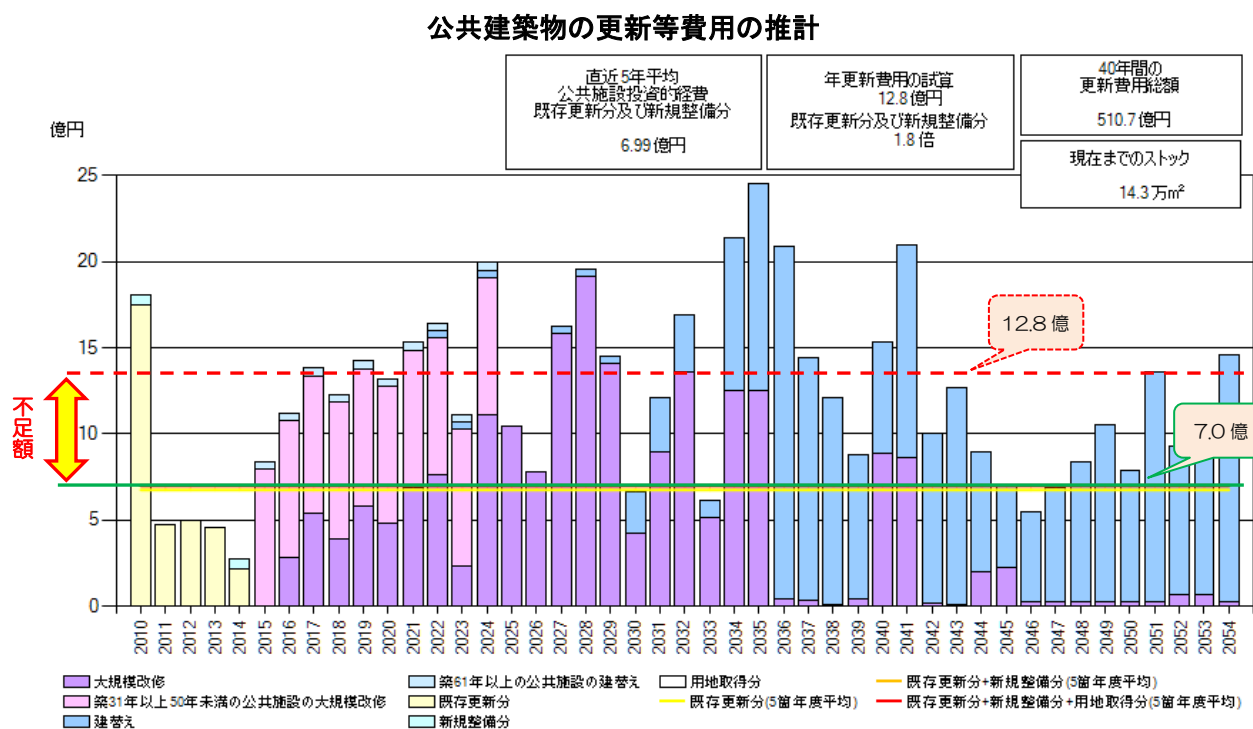
新規整備分：新たな公共施設の建設、道路及び下水管の新規区間の整備等新規の公共施設等を整備するための経費

用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

(3) 公共施設等の更新等費用の推計【平成 28 年度】＜単純更新＞

①公共建築物の更新等費用の推計

- ・公共建築物を、今後 40 年間維持管理・運営していくために必要な更新等費用は約 510.7 億円であり、年平均額で約 12.8 億円が必要となります。
- ・直近 5 年間の公共施設投資的経費（用地取得分を除く）の年平均額約 7.0 億円と比較すると、1 年あたりで約 5.8 億円の費用が不足することになります。



公共建築物の将来更新等費用は、「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）の条件に準拠して試算しています。

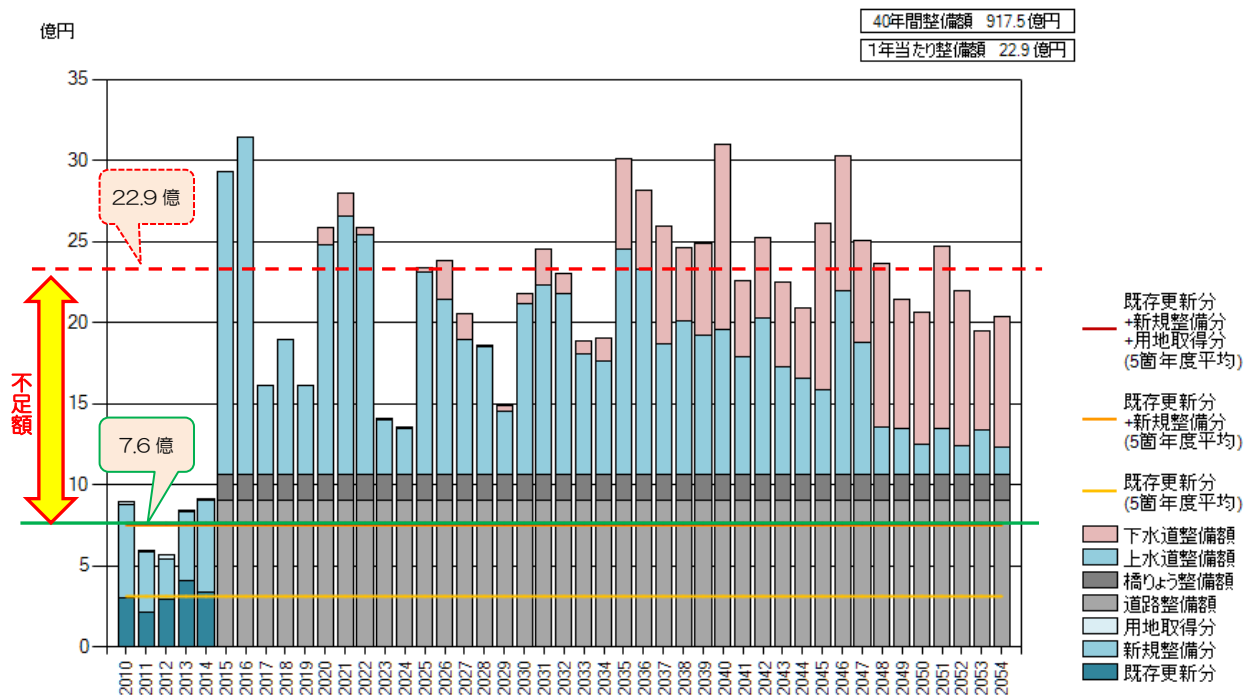
- ・物価変動率、落札率等は考慮しない
- ・公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- ・建築後、30 年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ・建築後、60 年で更新（建替え）を実施
- ・建築後 31～50 年を経過していて、大規模改修未実施の施設については、今後 10 年間に実施するものと仮定して、大規模改修費用を均等に振り分けて計上
- ・更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

用途	大規模改修	更新(建替え)
町民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
医療施設	25万円/㎡	40万円/㎡
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
上水道施設	20万円/㎡	36万円/㎡
下水道施設	20万円/㎡	36万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
公園	17万円/㎡	33万円/㎡
その他	20万円/㎡	36万円/㎡

②インフラ施設の更新等費用の推計

- ・インフラ施設を、今後 40 年間維持管理・運営していくために必要な更新等費用は約 917.5 億円であり、年平均額で約 22.9 億円が必要となります。
- ・直近 5 年間の公共施設投資的経費の年平均額 7.6 億円と比較すると、1 年あたりで約 15.3 億円の費用が不足することになります。

インフラ施設の更新等費用の推計



インフラ施設の将来更新等費用は、「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）の条件に準拠して試算しています。

<道路>

更新年数：15 年 ※舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年の年数を踏まえて 15 年とする

更新費用：全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

更新費用単価：一般道路 : 4,700 円/㎡

自転車歩行者道 : 2,700 円/㎡

<橋りょう>

耐用年数：60 年

更新費用単価：448 千円/㎡

建設年度が不明の橋りょう

- ・今後 65 年間で処理
(更新費を 65 年間で均等に振り分け)

耐用年数を超過している橋りょう

- ・試算時点で更新年数を既に経過している場合：
今後 5 年間に、費用を均等に振り分け

<上水道>

耐用年数：40 年

管路の更新費用単価：右表

管種	管径	更新単価 (千円/m)
導水管・送水管	300mm未満	100
	300～500mm未満	114
	500～1000mm未満	161
	1000～1500mm未満	345
	1500～2000mm未満	742
	2000mm以上	923
配水管	150mm以下	97
	200mm以下	100
	250mm以下	103
	300mm以下	106
	350mm以下	111
	400mm以下	116
	450mm以下	121
	500mm以下	128
	550mm以下	128
	600mm以下	142
	700mm以下	158
	800mm以下	178
	900mm以下	199
	1000mm以下	224
	1100mm以下	250
	1200mm以下	279
	1350mm以下	628
	1500mm以下	678
	1650mm以下	738
	1800mm以下	810
	2000mm以上	923

建設年度が不明の上水道管

- ・今後 65 年間に更新費を均等に振り分け

耐用年数を超えている上水道管

- ・試算時点で更新年数を既に経過している場合：今後 5 年間に、更新費を均等に振り分け

上水道施設

- ・建築後 30 年で大規模改修、60 年で更新（建替え）を実施
- ・更新費用単価：更新（建替え）費用：36 万円/㎡
大規模改修費用：20 万円/㎡

<下水道>

耐用年数：50 年

管路の更新費用単価：右表

下水道施設

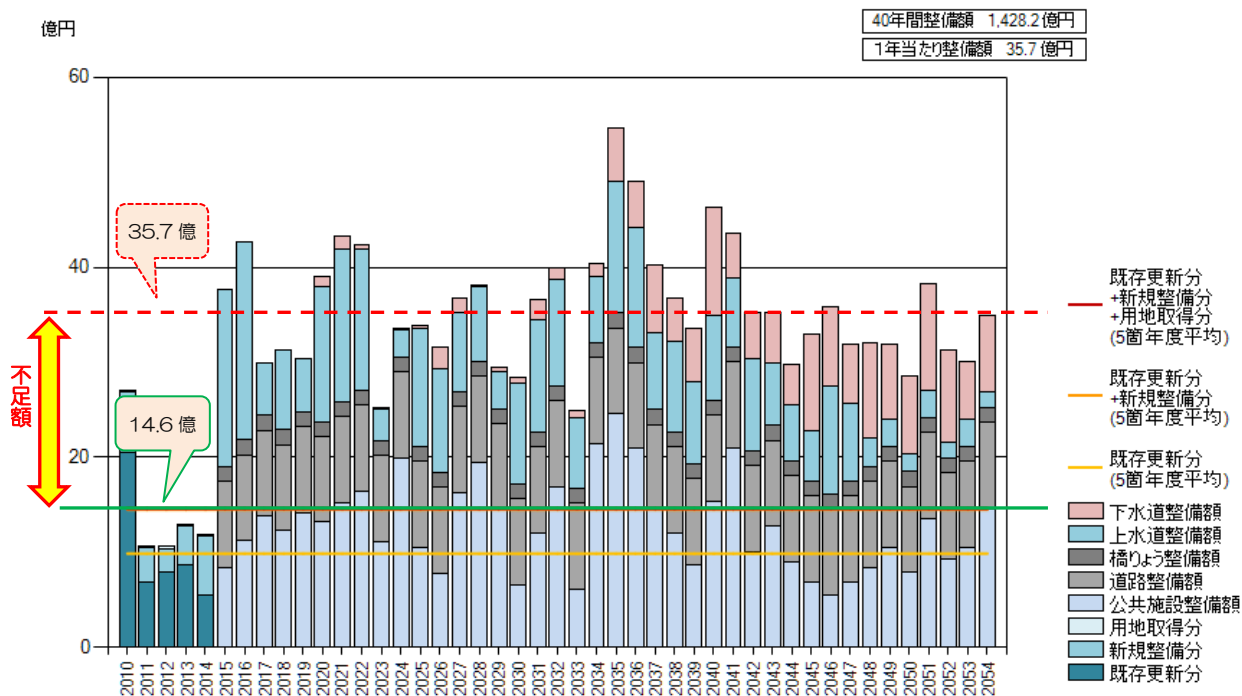
- ・建築後 30 年で大規模改修、60 年で更新（建替え）を実施
- ・更新費用単価：更新（建替え）費用：36 万円/㎡
大規模改修費用：20 万円/㎡

管径	更新単価 (千円/m)	備考
250mm以下	61	更生工法を前提
251～500mm	116	
501～1000mm	295	
1001～2000mm	749	
2001～3000mm	1,690	
3001mm以上	2,347	

③公共建築物及びインフラ施設の更新等費用の推計

- ・公共建築物及びインフラ施設を、今後 40 年間維持管理・運営していくために必要な更新等費用は約 1,428.2 億円であり、年平均額で約 35.7 億円が必要となります。
- ・直近 5 年間の公共施設投資的経費の年平均額 14.6 億円と比較すると、1 年あたりで約 21.1 億円の費用が不足することになります。

公共建築物及びインフラ施設の更新等費用の推計



(4) 公共施設等の将来の更新費用【令和3年度】＜長寿命化対策＞

①公共建築物の更新等費用の推計

■個別施設計画の概要

個別施設計画	津幡町公民館関係公共施設個別施設計画 令和3年(2021)7月									
対象施設	津幡地域交流センター 外 全10施設									
対策費	(単位:百万円)									
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
	60.0	0.0	68.4	0.0	0.0	83.9	13.1	21.2	89.6	0.0
	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)
	25.2	13.7	0.0	11.3	0.0	0.0	122.9	12.2	113.3	65.7
	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)	R27 (2045)	R28 (2046)	R29 (2047)	R30 (2048)	R31 (2049)	R32 (2050)
	0.0	27.1	114.5	11.3	0.0	0.0	24.6	12.2	0.0	0.0
	R33 (2051)	R34 (2052)	R35 (2053)	R36 (2054)	R37 (2055)	R38 (2056)	...	R53 (2071)		
	126.0	13.4	0.0	0.0	0.0	0.0		25.2		

個別施設計画	津幡町体育施設個別施設計画 令和3年(2021)4月									
対象施設	町総合体育館 外 全4施設(町テニスコートは本計画において対象外)									
対策費	(単位:百万円)									
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
	542.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)
	0.0	23.2	0.0	0.0	0.0	43.3	408.0	0.0	0.0	108.5
	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)	R27 (2045)	R28 (2046)	R29 (2047)	R30 (2048)	R31 (2049)	R32 (2050)
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	R33 (2051)	R34 (2052)	R35 (2053)	R36 (2054)	R37 (2055)	R38 (2056)	...	R69 (2087)		
	0.0	417.6	0.0	0.0	0.0	8.7		0.0		

個別施設計画	津幡町学校施設長寿命化計画 令和2年(2020)3月									
対象施設	小学校9施設、中学校2施設									
対策費	(単位:百万円)									
	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
	1,411.3	745.9	174.3	918.7	594.9	507.7	158.8	481.0	569.5	247.3
	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)
	258.9	258.9	376.3	67.1	67.1	229.4	388.6	742.5	453.0	646.6
	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)	R27 (2045)	R28 (2046)	R29 (2047)	R30 (2048)
	2,000.1	1,136.2	151.1	893.4	1,282.1	222.8	63.2	260.0	64.9	0.0
	R31 (2049)	R32 (2050)	R33 (2051)	R34 (2052)	R35 (2053)	R36 (2054)	R37 (2055)	R38 (2056)	R39 (2057)	R40 (2058)
	215.7	0.0	463.0	519.0	0.0	174.7	339.4	1,300.0	59.3	528.7

個別施設計画	津幡町公立保育所等個別施設計画 令和3年(2021)3月	
対象施設	保育所5施設、幼稚園1施設	
対策費	(単位:百万円)	
	2021～2026(16年間)の対策費合計	1,061.7
	2021～2027(16年間)の対策費の年平均	66.0

個別施設計画	津幡町福祉文化系公共施設個別施設計画 平成31年(2019)3月									
対象施設	ウェルピア倉見 外 全3施設									
対策費	(単位:百万円)									
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
	0.0	247.4	0.0	0.0	288.8	0.0	1,237.1	0.0	351.7	0.0
	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	247.4	0.0	0.0	0.0
	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)	R27 (2045)	R28 (2046)	R29 (2047)
	0.0	0.0	0.0	0.0	144.4	0.0	1,237.1	0.0	105.5	0.0
	R30 (2048)	R31 (2049)	R32 (2050)	R33 (2051)	R34 (2052)	R35 (2053)	R36 (2054)	R37 (2055)	R38 (2056)	...
	0.0	247.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	R66 (2084)									
	1,237.1									

個別施設計画	津幡町役場庁舎個別施設計画 平成30年(2018)3月									
対象施設	津幡町役場庁舎 外 全3施設									
対策費	(単位:百万円)									
	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
	0.0	0.0	1,411.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.7	0.0
	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)	R27 (2045)	R28 (2046)
	0.0	841.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	541.5	0.0	0.0

個別施設計画	津幡町消防関係公共施設個別施設計画 令和2年(2020)12月									
対象施設	消防本部 外 全11施設									
対策費	(単位:百万円)									
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
	5.4	4.8	15.0	5.2	12.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)
	0.0	0.0	0.0	0.0	295.8	10.2	7.1	15.1	14.2	0.0
	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)	R27 (2045)	R28 (2046)	R29 (2047)	R30 (2048)	R31 (2049)	R32 (2050)
	0.0	16.9	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.4	0.0	23.4
	R33 (2051)	R34 (2052)	R35 (2053)	R36 (2054)	R37 (2055)	R38 (2056)	...	R53 (2071)		
	23.4	23.4	23.4	0.0	312.2	26.2		25.2		

個別施設計画	津幡町町営住宅長寿命化計画 平成 26 年(2014)3 月									
対象施設	1 施設									
対策費	(単位:百万円)									
	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	0.4	13.9	14.0	15.2	13.1	15.3	0.4	0.4	0.4	0.4
	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
	0.4	0.4	0.4	0.4	277.3	0.2	0.2	0.2	0.2	344.1

個別施設計画	津幡町都市公園施設長寿命化計画 平成 31 年(2019)3 月									
対象施設	津幡運動公園 外 全 4 施設(しらとり街区公園は本計画で対象外)									
対策費	(単位:百万円)									
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
	0.0	10.8	0.0	2.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)
	2.6	10.8	12.0	1.4	2.0	0.0	54.0	0.0	0.0	0.0
	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)	R27 (2045)	R28 (2046)	R29 (2047)	R30 (2048)	R31 (2049)	R32 (2050)
	0.0	0.0	0.0	300.0	0.0	65.0	0.0	35.0	35.0	0.0
	R33 (2051)	R34 (2052)	R35 (2053)	R36 (2054)	R37 (2055)	R38 (2056)				
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				

※津幡運動公園体育館は、「津幡町体育施設個別施設計画」で計上しているため除外する。

■維持管理・更新等に係る経費の見込み

全 182 施設のうち、上下水道施設（簡易水道施設を含む）50 施設を除く、132 施設の維持管理・更新等に係る経費の見込みを以下に示します。

個別施設計画 対象施設 48 施設……………長寿命化対策
個別施設計画 対象施設外 84 施設……………単純更新

※放課後児童クラブは個別施設計画が策定されているものの、維持管理・更新等に係る経費についての推計を実施していないため、単純更新として推計を実施しています。

※津幡町役場は一部の棟のみ個別施設計画の対象施設となっており、それ以外の棟は単純更新として推計を実施しています。

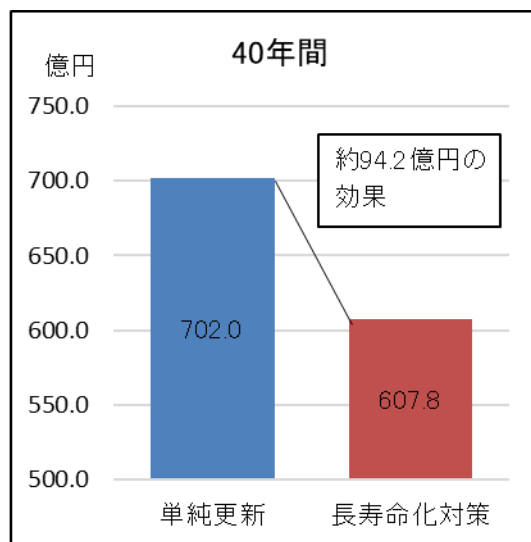
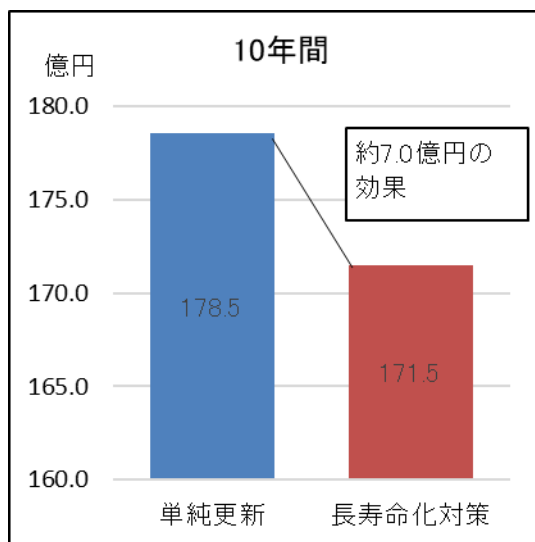
長寿命化対策により 10 年間で約 7.0 億円、40 年間では約 94.2 億円の効果額となります。

維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：千円）

	10年間	40年間
	H29(2017)～R8(2026)	H29(2017)～R38(2056)
長寿命化対策	17,149,407	60,784,148
単純更新(※)	17,853,754	70,201,147
効果額	△ 704,347	△ 9,416,998

※維持管理費含む



②インフラ施設の更新等費用の推計

<道路>

■個別施設計画の概要

個別施設計画	津幡町町道舗装長寿命化修繕計画 令和3年(2021)3月改訂		
対象路線	998 路線、管理延長 339.1 km		
対策費	今後5年間(2019～2023)の対策費 (単位:千円)		
		対策費	年平均
	R1(2019)～R5(2023)【5年間】	577,800	115,560

■維持管理・更新等に係る経費の見込み

道路の維持管理・更新等に係る経費の見込みを以下に示します。

維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:千円)

	10年間	40年間
	H29(2017)～R8(2026)	H29(2017)～R38(2056)
長寿命化対策	1,156,353	4,623,153
単純更新(※)	9,068,599	36,274,398
効果額	△ 7,912,246	△ 31,651,245

※平成28年度推計<単純更新>

<参考>長寿命化対策の算出

(単位:千円)

	対策費	備考
H29(2017)	100,155	H29(2017)の実績値(P.23の表より) 既存更新分
H30(2018)	131,718	H30(2018)の実績値(P.23の表より) 既存更新分
R1(2019)～R8(2026)【8年間】	924,480	上記個別施設計画対策費表のR1(2019)～R5(2023)の年平均値×8(年間)
合計(10年間)	1,156,353	H29(2017)～R8(2026)
R9(2027)～R38(2056)【30年間】	3,466,800	上記個別施設計画対策費表のR1(2019)～R5(2023)の年平均値×30(年間)
合計(40年間)	4,623,153	H29(2017)～R38(2056)

<橋梁>

■個別施設計画の概要

個別施設計画	津幡町橋梁長寿命化修繕計画 令和2年(2020)3月					
対象橋梁	全174橋					
対策費	今後10年間の対策費					(単位:千円)
	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	
	121,884	129,857	128,861	124,238	120,252	
	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	合計
	122,019	119,019	119,385	122,894	117,031	1,225,440
	令和12年(2030)以降の対策費					
	(単位:千円)					
						対策費(1年当り)
	R12(2030)~R15(2033)【4年間】					80,000
	R16(2034)~R31(2049)【16年間】					25,000
	R32(2050)~R51(2069)【20年間】					55,000

■維持管理・更新等に係る経費の見込み

橋梁の維持管理・更新等に係る経費の見込みを以下に示します。

維持管理・更新等に係る経費の見込み

	(単位:千円)	
	10年間	40年間
	H29(2017)~R8(2026)	H29(2017)~R38(2056)
長寿命化対策	1,294,652	2,758,962
単純更新(※)	1,546,733	6,186,931
効果額	△ 252,080	△ 3,427,969

※平成28年度推計<単純更新>

<参考>長寿命化対策の算出

(単位:千円)		
	対策費	備考
H29(2017)	166,566	H29(2017)の実績値(P.23の表より) 既存更新分
H30(2018)	164,971	H30(2018)の実績値(P.23の表より) 既存更新分
R1(2019)	96,985	R1(2019)の実績値(P.23の表より) 既存更新分
R2(2020)~R8(2026)【7年間】	866,130	上記個別施設計画対策費表のR2(2020)~R8(2026)の値
合計(10年間)	1,294,652	H29(2017)~R8(2026)
R9(2027)~R11(2029)【3年間】	359,309	上記個別施設計画対策費表のR9(2027)~R11(2029)の値
R12(2030)~R15(2033)【4年間】	320,000	上記個別施設計画対策費表のR12(2030)~R15(2033)の値x4(年間)
R16(2034)~R31(2049)【16年間】	400,000	上記個別施設計画対策費表のR16(2034)~R31(2049)の値x16(年間)
R32(2050)~R38(2056)【7年間】	385,000	上記個別施設計画対策費表のR32(2050)~R38(2056)の値x7(年間)
合計(40年間)	2,758,962	H29(2017)~R38(2056)

<上水道>

■個別施設計画の概要

個別施設計画	津幡町水道事業水道施設更新計画 平成 30 年(2018)3 月					
対象施設	取水場 5 施設、浄水場 1 施設、配水場 15 施設、ポンプ場 10 施設、管路約 325 km					
対策費	今後 10 年間の対策費					(単位: 千円)
	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	
	189,860	308,390	295,900	307,870	304,260	
	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	合計
	326,600	309,970	295,170	307,890	300,000	2,945,910
						(単位: 千円)
				対策費	年平均	
R1(2019)~R10(2028)【10 年間】				2,945,910	294,591	

■維持管理・更新等に係る経費の見込み

上水道の維持管理・更新等に係る経費の見込みを以下に示します。

維持管理・更新等に係る経費の見込み

	(単位: 千円)	
	10年間	40年間
	H29(2017)~R8(2026)	H29(2017)~R38(2056)
長寿命化対策	3,078,307	13,909,465
単純更新(※)	10,078,047	32,531,938
効果額	△ 6,999,740	△ 18,622,473

※平成28年度推計<単純更新>(施設の維持管理費含む)

<参考>長寿命化対策の算出

(単位: 千円)		
	対策費	備考
H29(2017)	80,485	H29(2017)の実績値(P.23の表より) 【管路】既存更新分+【建築物】計
H30(2018)	133,210	H30(2018)の実績値(P.23の表より) 【管路】既存更新分+【建築物】計
R1(2019)~R8(2026) 【8年間】	2,338,020	上記個別施設計画対策費表のR1(2019)~R8(2026)の値
R1(2019)~R8(2026)の建築物 の維持管理費【8年間】	526,592	H28(2016)~R2(2020)の年平均の実績値x8(年間) (P.23の表より) 【建築物】計(施設整備費を除く)
合計(10年間)	3,078,307	H29(2017)~R8(2026)
R9(2027)~R10(2028) 【2年間】	607,890	上記個別施設計画対策費表のR9(2027)~R10(2028)の値
R11(2029)~R38(2056) 【28年間】	8,248,548	上記個別施設計画対策費表のR1(2019)~R10(2028)の年平均値x28(年間)
R9(2027)~R38(2056)の建築物 の維持管理費【30年間】	1,974,720	H28(2016)~R2(2020)の年平均の実績値x30(年間) (P.23の表より) 【建築物】計(施設整備費を除く)
合計(40年間)	13,909,465	H29(2017)~R38(2056)

<下水道（管路）>

■維持管理・更新等に係る経費の見込み

下水道の維持管理・更新等に係る経費の見込みを以下に示します。個別施設計画が未策定のため、当面は単純更新とします。

維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：千円）

	10年間	40年間
	H29(2017)～R8(2026)	H29(2017)～R38(2056)
単純更新(※)	71,988	15,376,133

※平成28年度推計<単純更新>

<下水道（建築物）>

■個別施設計画の概要

個別施設計画	津幡町公共下水道事業ポンプ場・終末処理場ストックマネジメント修繕・改築基本計画 令和2年(2020)3月				
対象施設	中継ポンプ場2施設、終末処理場1施設、マンホール形式ポンプ場20箇所				
対策費	今後50年間(2019～2068)の対策費(実施方針編) (単位：千円)				
			対策費	年平均	
	R1(2019)～R50(2068)【50年間】		345,000	6,900	
	今後10年間(2020～2029)の対策費(基本計画編) (単位：千円)				
	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
	20,000	156,600	123,700	112,900	93,800
	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
	86,500	103,500	56,100	59,700	60,500
					合計
					873,300

■維持管理・更新等に係る経費の見込み

下水道の維持管理・更新等に係る経費の見込みを以下に示します。

維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：千円）

	10年間	40年間
	H29(2017)～R8(2026)	H29(2017)～R38(2056)
長寿命化対策	2,767,283	8,390,263
単純更新(※)	2,229,864	9,032,685
効果額	537,419	△ 642,422

※平成28年度推計<単純更新>（施設の維持管理費含む）

<参考>長寿命化対策の算出

(単位:千円)

	対策費	備考
H29(2017)	226,256	H29(2017)の実績値(P.23の表より)【建築物】計
H30(2018)	278,546	H30(2018)の実績値(P.23の表より)【建築物】計
R1(2019)	338,059	R1(2019)の実績値(P.23の表より)【建築物】計
R2(2020)～R8(2026)【7年間】	697,000	上記個別施設計画対策費表のR2(2020)～R8(2026)の値
R2(2020)～R8(2026)の建築物の維持管理費【7年間】	1,227,422	R2(2020)～R8(2026)の年平均の実績値×7(年間)(P.23の表より)【建築物】計(施設整備費を除く)
合計(10年間)	2,767,283	H29(2017)～R8(2026)
R9(2027)～R11(2029)【3年間】	176,300	上記個別施設計画対策費表のR9(2027)～R11(2029)の値
R12(2030)～R38(2056)【27年間】	186,300	上記個別施設計画対策費表のR1(2019)～R50(2068)の年平均値×27(年間)
R9(2027)～R38(2056)の建築物の維持管理費【30年間】	5,260,380	R12(2030)～R38(2056)の年平均の実績値×30(年間)(P.23の表より)【建築物】計(施設整備費を除く)
合計(40年間)	8,390,263	H29(2017)～R38(2056)

<インフラ施設全体(道路・橋梁・上水道・下水道)>

■維持管理・更新等に係る経費の見込み

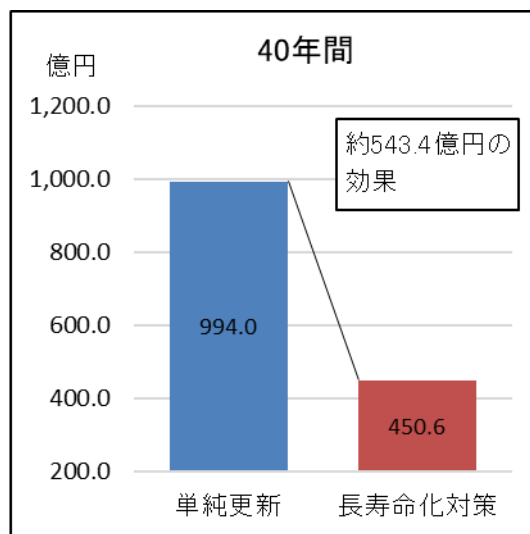
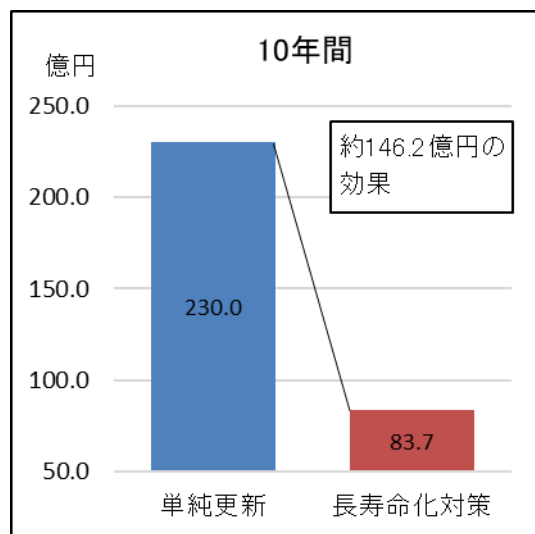
長寿命化対策によりインフラ施設全体(道路・橋梁・上水道・下水道)では、10年間で約146.2億円、40年間では約543.4億円の効果額となります。

維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:千円)

	10年間	40年間
	H29(2017)～R8(2026)	H29(2017)～R38(2056)
長寿命化対策	8,368,583	45,057,975
単純更新(※)	22,995,231	99,402,085
効果額	△ 14,626,648	△ 54,344,110

※施設の維持管理費含む



③公共建築物及びインフラ施設の更新等費用の推計

長寿命化対策により全体（公共建築物及びインフラ施設）では、10年間で約153.3億円、40年間で約637.6億円の効果額となります。

■10年間（平成29年（2017）～令和8年（2026））

（単位：千円）

		維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化 対策等の 効果額 (④-⑤)
普通会計	建築物(a)	17,149,407				一般財源のほ か、国・県補助 金及び町債等	17,853,754	△ 704,347
	インフラ施設(b)	2,451,005					10,615,332	△ 8,164,327
	計(a+b)				19,600,412		28,469,086	△ 8,868,674
公営事業会計	建築物(c)	5,917,578				事業収入のほか、 国・県補助金、町 債及び一般会計 負担金等		
	インフラ施設(d)							
	計(c+d)							
建築物合計(a+c)								
インフラ施設(b+d)								
合計(a+b+c+d)					25,517,990		40,848,985	△ 15,330,995

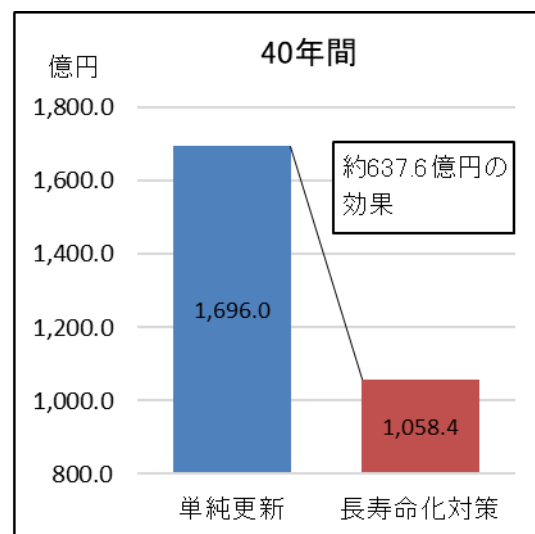
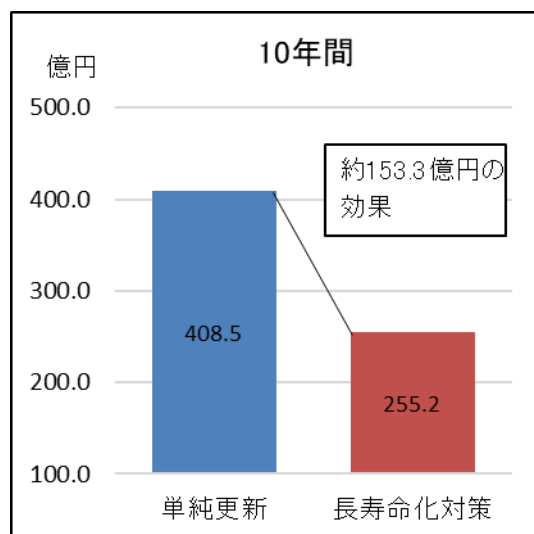
公営事業：上水道・下水道

■40年間（平成29年（2017）～令和38年（2056））

（単位：千円）

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)
普通会計	建築物(a)	60,784,148				70,201,147	△ 9,416,998
	インフラ施設(b)	7,382,115				42,461,329	△ 35,079,214
	計(a+b)	68,166,263				112,662,476	△ 44,496,212
公営事業会計	建築物(c)	37,675,861				56,940,756	△ 19,264,896
	インフラ施設(d)						
	計(c+d)						
建築物合計(a+c)							
インフラ施設(b+d)							
合計(a+b+c+d)					105,842,124	169,603,232	△ 63,761,108

公営事業：上水道・下水道



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

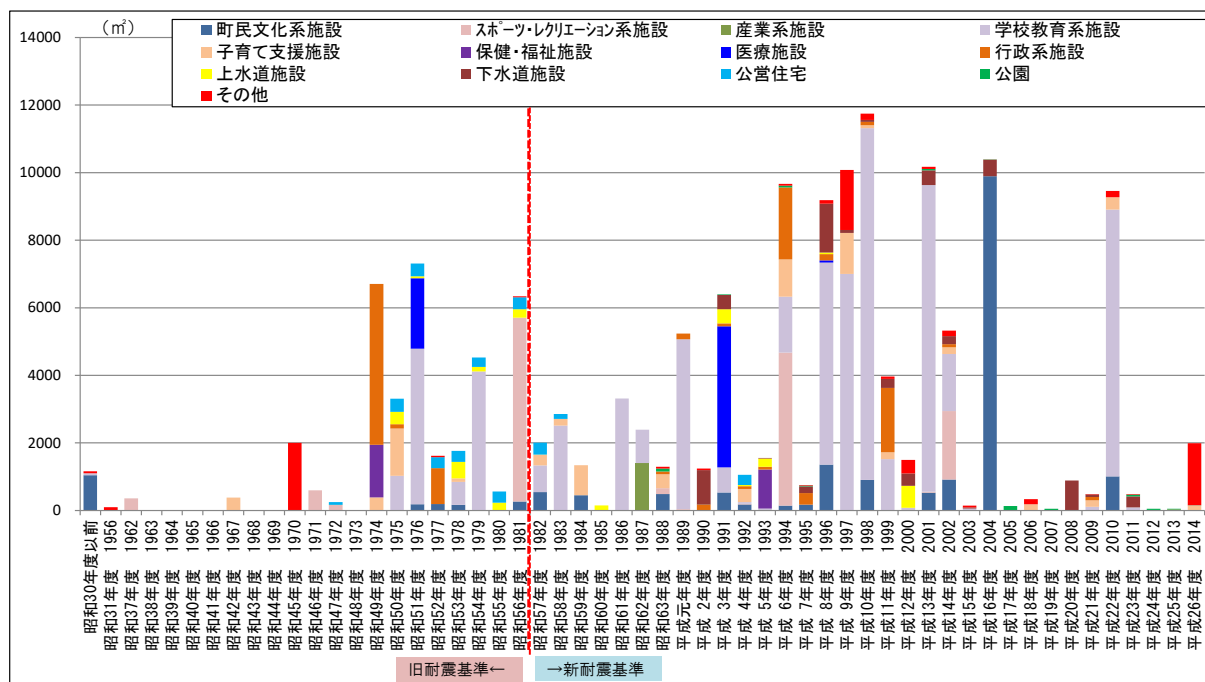
3-1 計画期間

- ・本町の公共施設は、昭和40年代後半から増え始め、昭和50年代初頭に一度目の建築のピークを迎え、昭和60年前後には減少しています。その後、平成10年代半ばに二度目のピークを迎えた後、減少し現在に至っています。公共建築物の耐用年数を60年とすると、更新時期の最初のピークは、2030年代半ばから2040年代半ばになると考えられます。
- ・そのため、計画期間については、施設の更新時期の最初のピークを包括できるよう、平成29年度（2017）から平成58年度（2046）までの30年間とします。
- ・なお、社会経済情勢等の変化が生じた場合に、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

計画期間

平成29年度（2017）～平成58年度（2046）：30年間

公共建築物の築年度別延床面積（再掲）



3-2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方針

(1) 取組体制

- 本計画に基づいた取組を展開するにあたり、部署間をまたぐ調整（予算、統合化、用途転用、廃止等）が必要になるため、全庁的な取組体制の構築を検討します。
- これからの時代、公共施設等を管理する上で、職員には経営的視点に立った総量適正化や維持管理のあり方を理解し、社会状況や住民ニーズの変化に対応できるようなサービス向上のための創意工夫を実践することが求められています。そのため、専門的能力を有する職員を養成し、技術的水準・管理水準の向上を図る体制を整えていきます。
- 取組状況等の情報を、積極的に町議会や住民に対して提供していきます。

(2) 情報の管理と共有

- 施設ごとに利用度、維持管理コスト、老朽化度等の施設情報を記載した「施設カルテ」を作成し、施設評価における基礎的データとして活用するとともに、情報の一元化・見える化を図ることにより、公共施設等を適切に管理運営します。
- 作成した施設カルテを庁内で共有することにより、利用度、維持管理コスト、老朽化度等を全庁的な視点で評価します。
- ホームページ等で情報公開を図るとともに、住民ニーズの的確な把握に努め、公共施設等の適正化も踏まえた、長期的な施設管理の方向性を検討します。

3-3 現状や課題に関する基本認識

- ・本町が保有する公共施設等の老朽化に伴う更新時期として、最初のピークが2030年代半ばから2040年代半ばになると考えられます。また、少子高齢化や人口減少等社会環境の変化に伴い、公共施設等に求められるニーズも変化していくことが予想され、以下のような課題が浮かび上がってきています。

ア. 公共施設等の老朽化への対応

- ▼現在、築30年以上を経過する建物が3割程を占めているとともに、今後も増加する事が見込まれています。一般的に、鉄筋コンクリート造の建築物は、築30年程度が経つと大規模改修が必要となり、築60年程度が経つと建替えが必要になるといわれており、多くの建築物において、安全性の確保や耐久性向上を図るための大規模改修や建替えが今後必要となります。
- ▼公共施設の再編を長期的な視点で検討していくことも必要であり、利用状況が少ない施設、利用の減少傾向が続いている施設等について、施設を維持するかどうかを見極めることが重要です。

イ. 厳しい財政状況への対応

- ▼従来どおりの改修・更新のやり方を続けていくだけでは、財政上大きな負担になることが予想され、本当に必要な公共サービスにも影響を与えかねないことが懸念されます。
- ▼「選択と集中」により限られた資源を効果的かつ有効に活用するため、総合的な視点で必要な施設の優先順位を付けることが必要です。

ウ. 利用者ニーズの変化への対応

- ▼少子高齢化や人口減少の進行に伴い、地域医療・福祉へのニーズが増大し、住民の新たなニーズと乖離した公共施設が多く発生することが予想されます。住民ニーズを踏まえた施設や提供サービスを検討し、適正化を図る必要があります。
- ▼公共施設の管理・運営においても、運営時間の見直しや事業内容の改善・拡充等、民間ノウハウの活用等を含めた事業運営の効率化とサービス水準の向上に向けた取組を行っていくことが重要です。

3-4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針と数値目標

①基本方針

- ・公共施設等の管理に関する基本的な考え方を以下に整理します。

ア. 公共施設等の長寿命化と適切な維持管理によるコストの縮減

- ▼中長期的な視点に立ち、施設の老朽化の状況を的確に把握した上で、計画的な維持管理・修繕等を実施する「予防保全型管理」を行い、施設等の更新期間を計画的に延ばし、財政負担の軽減を図ります。
- ▼施設等のＬＣＣ（ライフサイクルコスト）の抑制を目指し、更新や大規模修繕等をどの施設に、どのような対策を、どの時期に行うかを検討します。

イ. 公共施設等の適正配置・最適化

- ▼地域ニーズや地理的要因等を踏まえつつ、保有施設の廃止、複合化、集約化、用途変更等により、施設の適正な配置に取り組み、あわせて施設総量の抑制を図ります。
- ▼施設の廃止により発生する跡地については、まちづくりに資する種地として活用することを前提としますが、未利用資産の売却や貸付等についても検討していきます。

ウ. 維持管理や運営手法の見直し

- ▼既存施設の機能を一定水準維持しつつ、コスト縮減を踏まえた最適な維持管理や運営手法のあり方を検討します。
- ▼指定管理制度の拡大やＰＰＰ・ＰＦＩ等、民間の資本や経営能力、技術力をさらに活用します。

エ. 省エネルギー対策・再生可能エネルギー導入等の推進

- ▼建築物や設備・機器における省エネルギー・CO₂排出削減を目指し、新設・改修時等に建物の断熱化等の省エネルギー対策を進めます。
- ▼太陽光をはじめとする再生可能エネルギーは、地球温暖化の防止につながるだけでなく、自律・分散型のエネルギーとして災害に強いまちづくりにもつながることから、積極的に導入を進めていきます。

②数値目標

- ・前述した公共建築物の将来の更新等費用の見込み（P.24 の「①公共建築物の更新等費用の推計」参照）を基に、次頁に示すような算出方法により、本町の公共建築物の更新等費用を今後 30 年間で 45%圧縮することを目標としました。
- ・本町のインフラ施設については、町民の生活を支える大切なライフラインであり、施設の再編や廃止に適さない施設もあることから、施設保有量の縮減に関して、具体的な数値目標は設定しないこととしました。

＜数値目標の算出方法＞

- a.年間削減費用＝公共建築物の将来の年間更新等費用（12.8 億円）－直近 5 年間の公共建築物の年間投資的経費の実績（7.0 億円）＝ **5.8 億円**
- b.計画期間削減費用（年間）＝年間削減費用（5.8 億円）×計画期間（30 年）＝ **174 億円**
- c.数値目標＝ 計画期間削減費用（174 億円）÷計画期間の公共建築物の将来の更新等費用（384 億円＝12.8 億円×30 年間）＝ **数値目標（45.3%）**

数値目標

公共建築物の更新費用等を今後 30 年間で 45%圧縮

（２）点検・診断等の実施方針

- ・建築基準法等の法律に基づく定期点検に加え、自主点検を徹底することにより、施設の安全性を確保し、良好な状態に保ちます。
- ・法定点検のほか、予防保全型の維持管理の視点に立ち、必要に応じた調査・点検を実施することにより、各部位の劣化や機能の低下を明確化し、それを踏まえた計画的な保全を図ります。

（３）維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・不具合が生じる前に修繕・更新等を行う「予防保全型」の維持管理を行います。
- ・コスト縮減のため、劣化診断調査に基づいた「総合劣化度」（施設の劣化状況と築年数より算出）による保全優先度を設定し、計画的な維持管理・修繕・更新等を進めます。

（４）安全確保の実施方針

- ・未利用施設であり、今後も老朽化等により利用見込みのない施設については、防災・事故防止の観点から施設を早期に解体撤去し、安全確保対策を実施します。
- ・点検・診断等により危険箇所が発見された施設については、緊急的に対策を行い、事故の未然防止に努めます。
- ・危険度が高く、かつ利用率の高い施設については、速やかな安全確保及び長寿命化対策の実施を図るとともに、利用率が低い周辺施設の集約化を含めた建替えの検討等を行います。
- ・非構造部材の安全対策（外壁、ガラス、天井の落下防止対策等）を進め、災害時の損傷や落下等を防ぎます。

（５）耐震化の実施方針

- ・今後も利用する施設において、耐震化が必要なものについては耐震改修を実施します。中でも、多数の住民が利用する施設、災害時における避難施設・避難所に指定されている施設、住民の生活を支える重要なライフラインであるインフラ施設については、優先的に実施を検討します。

（６）長寿命化の実施方針

- ・既に長寿命化計画・修繕計画が策定されている施設については、計画に基づいて維持管理、

修繕、更新等を図るとともに、今後新たに策定する個別の長寿命化計画・修繕計画については、本計画における方向性と整合を図るものとします。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・公共施設等の整備、改修にあたっては、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指します。

(8) 統合や廃止の推進方針

- ・建築年度が比較的新しく設備状況が良好な施設、住民の利用率が高い施設、満足度が高い施設等については、当面は通常の維持管理を継続して「現状維持」とします。
- ・老朽化が著しい施設や、住民ニーズと合わなくなっている施設等については、維持管理費用等の縮減の観点から統合や廃止について検討します。
- ・公共施設の再編により発生した跡地等については、民間への売却・貸付等により財源を確保することを基本としますが、土地取得者に対して、住民が必要なサービス施設の導入を課すことも検討します。

<参考> 公共施設等の見直しの基準

①廃止	・競合する民間の類似施設があるため、当該施設の利用率が低く、施設存続の必要性が薄れている。 ・設置時点の目的が既に達成された施設である。 ・施設が老朽化しており、安全上問題がある。
②転用	・競合する民間の類似施設があるため、当該施設の利用率が低く、施設存続の必要性が薄れている。 ・設置時点の目的が既に達成された施設である。 ・老朽化していないため、ほかの施設へ転用が可能であるとともに、ほかの施設としての需要がある。
③統廃合・集約	・同様の目的を持った公共的施設が町内にあり、集約できる可能性がある。
④民営化	・事業主体として行政が運営に関与する必要性が低い。 ・受益者負担等により採算性を確保できる見込みがある。 ・既に同一分野において民間市場が形成されている。
⑤指定管理者制度の適用	・管理運営を行政が行わなくても問題ない。 ・民間のノウハウを活用した方が効率的・効果的に管理運営できる。
⑥一部委託	・管理運営を行政が行わなくても問題ない。 ・一般事務等の一部の業務について、民間のノウハウを活用した方が効率的・効果的に管理運営できる。
⑦地域団体への移譲	・既にNPO団体等への業務委託、または指定管理者制度による指定がなされており、その利用実態からみて実質的に地域団体等の施設となっている。
⑧縮小	・施設の利用者が減少傾向であり、今後においても増加を見込めない。
⑨分散・移転	・公共サービスの地域的な偏在が認められるため、他施設との複合化も含めて分散や移転が合理的である。
⑩複合化	・施設の維持管理費用等の縮減の観点から、機能の異なる複数の施設を集約することが合理的である。

(9) 隣接する市町との広域的な連携方針

- ・近隣市町との広域連携を進め、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討します。

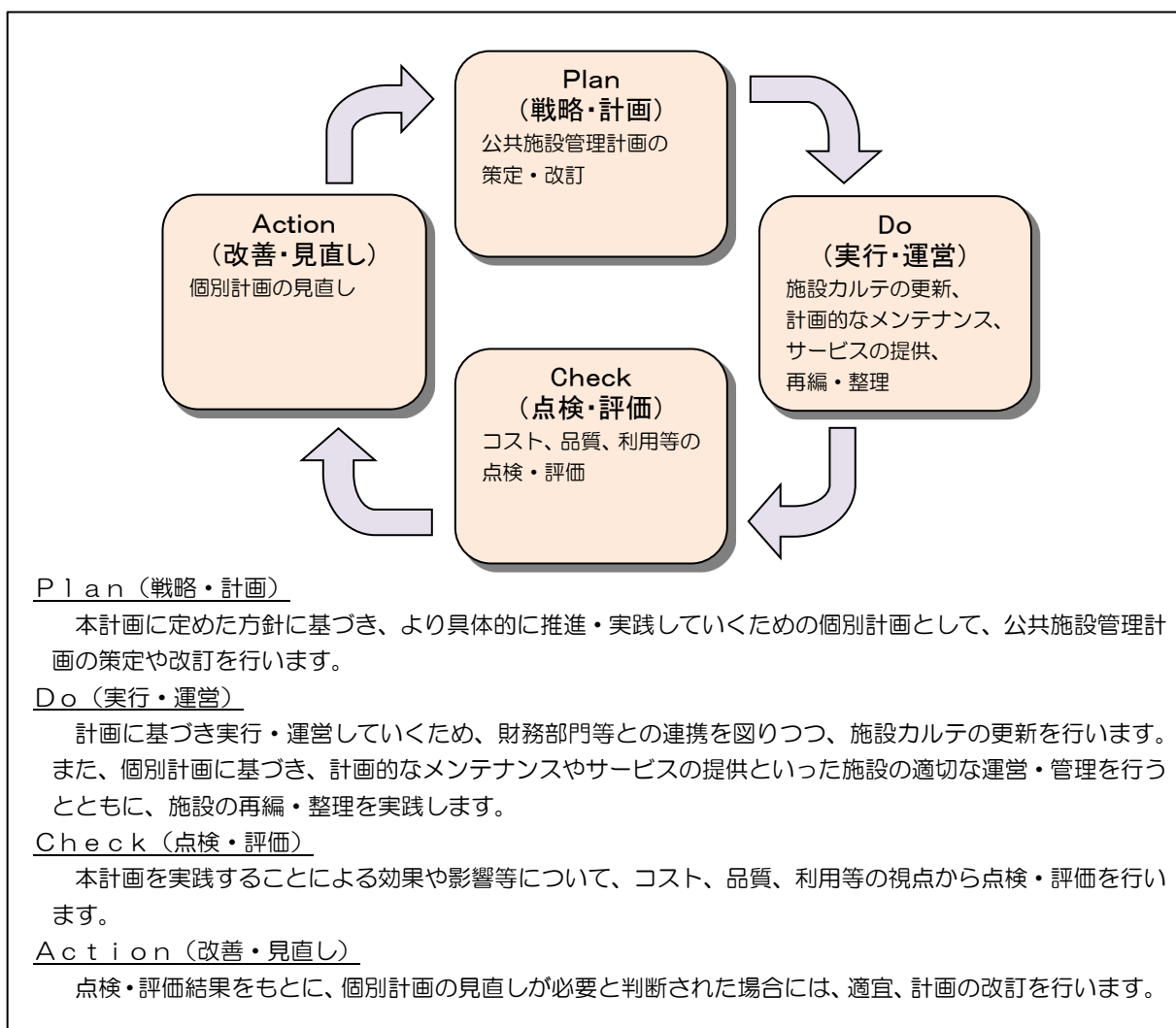
(10) 省エネルギー対策・再生可能エネルギー導入に向けての実施方針

- ・既存の公共施設について省エネ診断を積極的に実施し、その診断結果をもとに設備・機器の計画的な改修等を実施し、省エネルギー・CO₂排出削減を図ります。また、設置スペースや建物の耐震性等を踏まえ、設置が可能な施設については太陽光発電システム等の導入を検討します。
- ・新たに公共施設を整備する際は、設計段階から環境に配慮し、建築物の断熱化や省エネルギー・CO₂排出削減型の設備・機器の導入等を推進します。

(11) 進捗状況等のフォローアップの実施方針

- ・下図に示すような、PDCAサイクル《Plan（戦略・計画）-Do（実行・運営）-Check（点検・評価）-Action（改善・見直し）》の運用を行いながらフォローアップを実施します。

PDCAサイクルの運用による進捗管理のイメージ



第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4-1 公共建築物

(1) 町民文化系施設

<現状と課題>

○施設概要

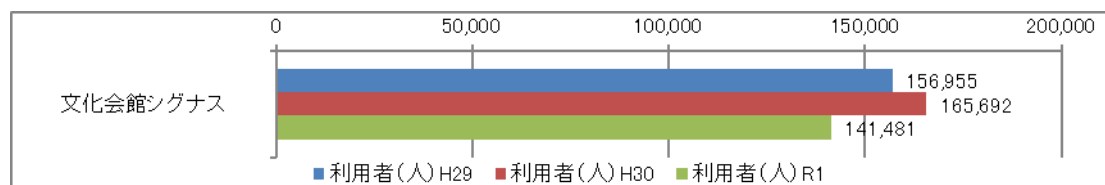
(令和 3 年(2021) 3 月 31 日現在)

施設	棟数	延床 面積(m ²)	建築 年度	経過 年数	運営 形態	配置形態	防災拠点	耐震化
竹橋集会所	1	191.82	1977	43	委託	単独施設	指定なし	未診断
成光会館	1	174.46	1995	25	委託	単独施設	指定なし	新耐震
井上の荘集会所	1	374.04	1996	24	委託	単独施設	指定なし	新耐震
元住吉青少年集会場	1	66.24	1976	44	委託	単独施設	指定なし	未診断
庄中町会館	1	144.91	1994	26	委託	単独施設	指定なし	新耐震
太白会館	1	120.90	1976	46	委託	単独施設	指定なし	未診断
別所校下会館	1	193.77	1981	39	委託	単独施設	指定なし	新耐震
東荒屋会館	1	178.87	1992	28	委託	単独施設	指定なし	新耐震
文化会館シグナス	1	9,896.00	2004	16	直営	複合施設	指定避難場所	新耐震
河合谷ふれあいセンター	1	983.00	1996	24	直営	複合施設	指定避難場所	新耐震
津幡地域交流センター	1	1,007.97	2010	10	直営	併設施設	指定避難場所	新耐震
井上コミュニティプラザ	1	929.40	1998	22	直営	複合施設	指定避難場所	新耐震
刈安コミュニティプラザ	1	525.57	2001	19	直営	単独施設	指定避難場所	新耐震
条南コミュニティプラザ	1	916.23	2002	18	直営	複合施設	指定避難場所	新耐震
英田コミュニティプラザ	1	535.14	1991	29	直営	併設施設	指定避難場所	新耐震
萩野台コミュニティプラザ	1	488.35	1988	32	直営	併設施設	指定避難場所	新耐震
笠井公民館	1	169.59	1978	42	直営	単独施設	指定避難場所	未診断
笠野公民館	1	484.74	1984	36	直営	併設施設	指定避難場所	新耐震
中条公民館	1	547.36	1982	38	直営	単独施設	指定避難場所	新耐震
歴史民俗資料収蔵庫	2	950.65	不明	不明	直営	併設施設	指定なし	未診断
本津幡駅裏倉庫	1	72.00	1981	38	直営	単独施設	指定なし	新耐震
津幡ふるさと歴史館	1	332.16	2015	5	直営	単独施設	指定なし	新耐震

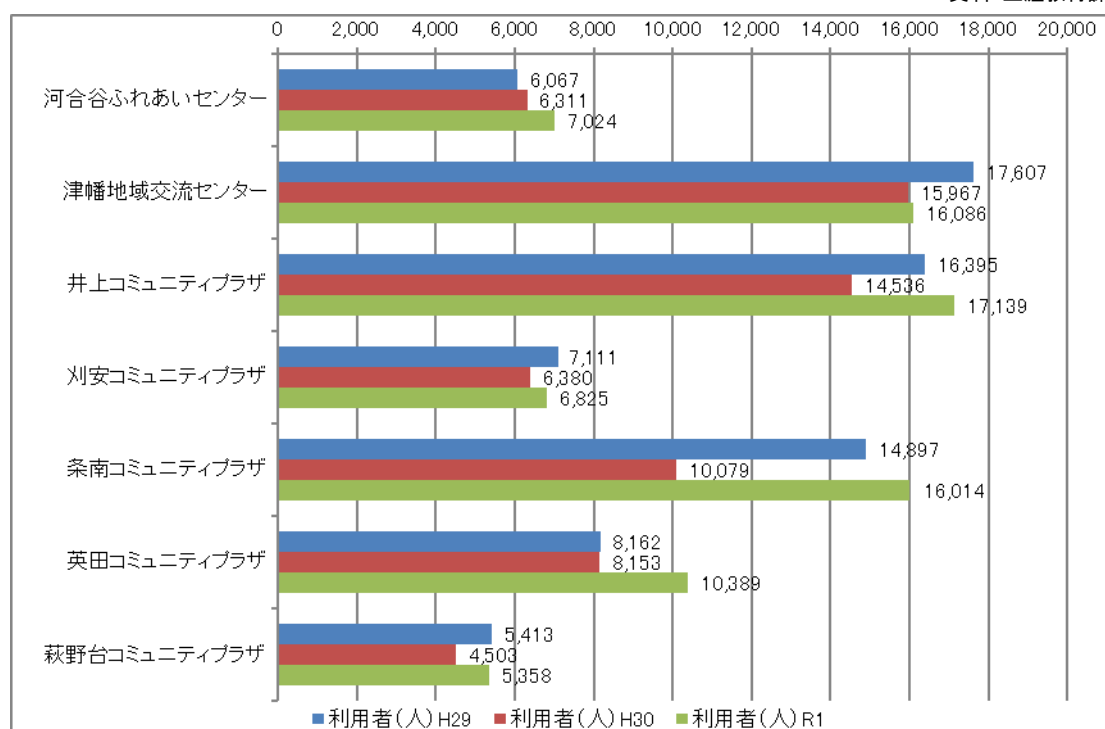
- ・町民文化系施設は公民館、集会所、コミュニティプラザ等が計 22 施設あります。
- ・町の文化的中心施設に位置付けられる施設として「文化会館シグナス」があります。
- ・「歴史民俗資料収蔵庫」は、旧耐震基準で建てられたとともに、耐震診断が未実施であり、雨漏りの発生や床板の腐食等の問題が発生しています。
- ・旧耐震基準で建てられた施設のうち、「竹橋集会所」、「元住吉青少年集会場」、「太白会館」、「笠井公民館」は、耐震診断が未実施となっており、老朽化が進んでいます。「笠井公民館」は老朽化に加え、建物が傾斜するといった状態となっています。
- ・「別所校下会館」、「中条公民館」は新耐震基準で建てられた施設ですが、築後 39 年、38 年経過しており老朽化が進んでいます。

- ・老朽化し、雨漏りや給排水施設の故障等が頻繁に発生している集会所があります。また、建築後あまり年数が経過していない施設においても、雨漏りや外壁タイルの剥離等が発生しているものがあります。
- ・「津幡ふるさと歴史館」は、平成 28 年に新耐震基準で建てられた木造平屋建の施設です。

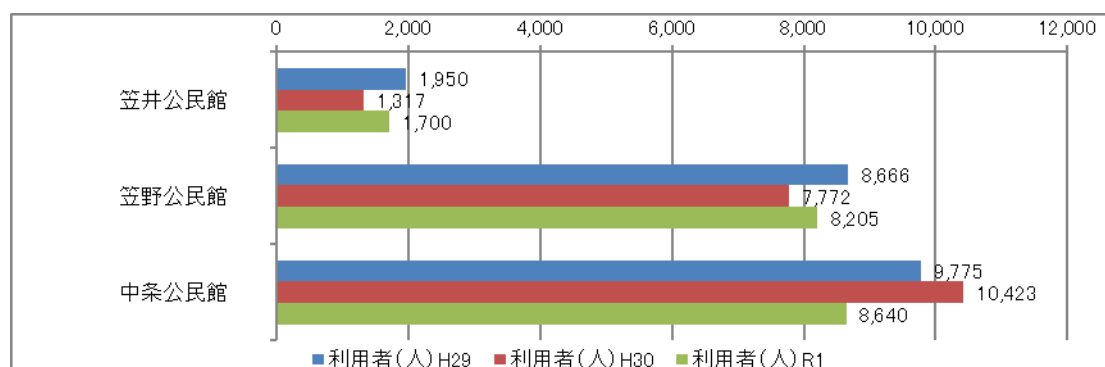
○利用状況等



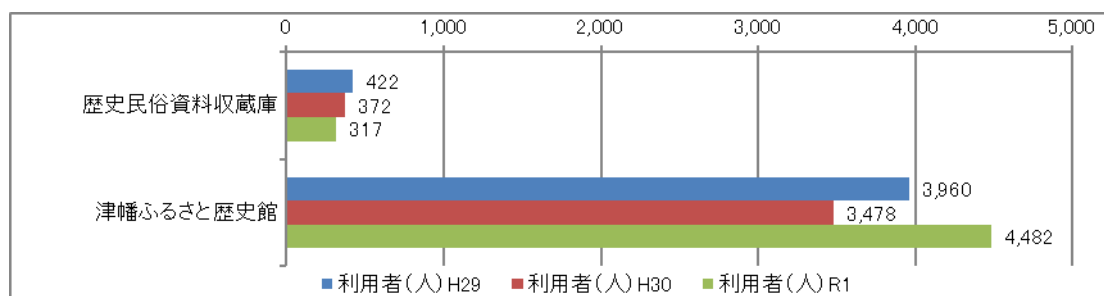
資料:生涯教育課



資料:「津幡町統計書 令和 2 年度版」



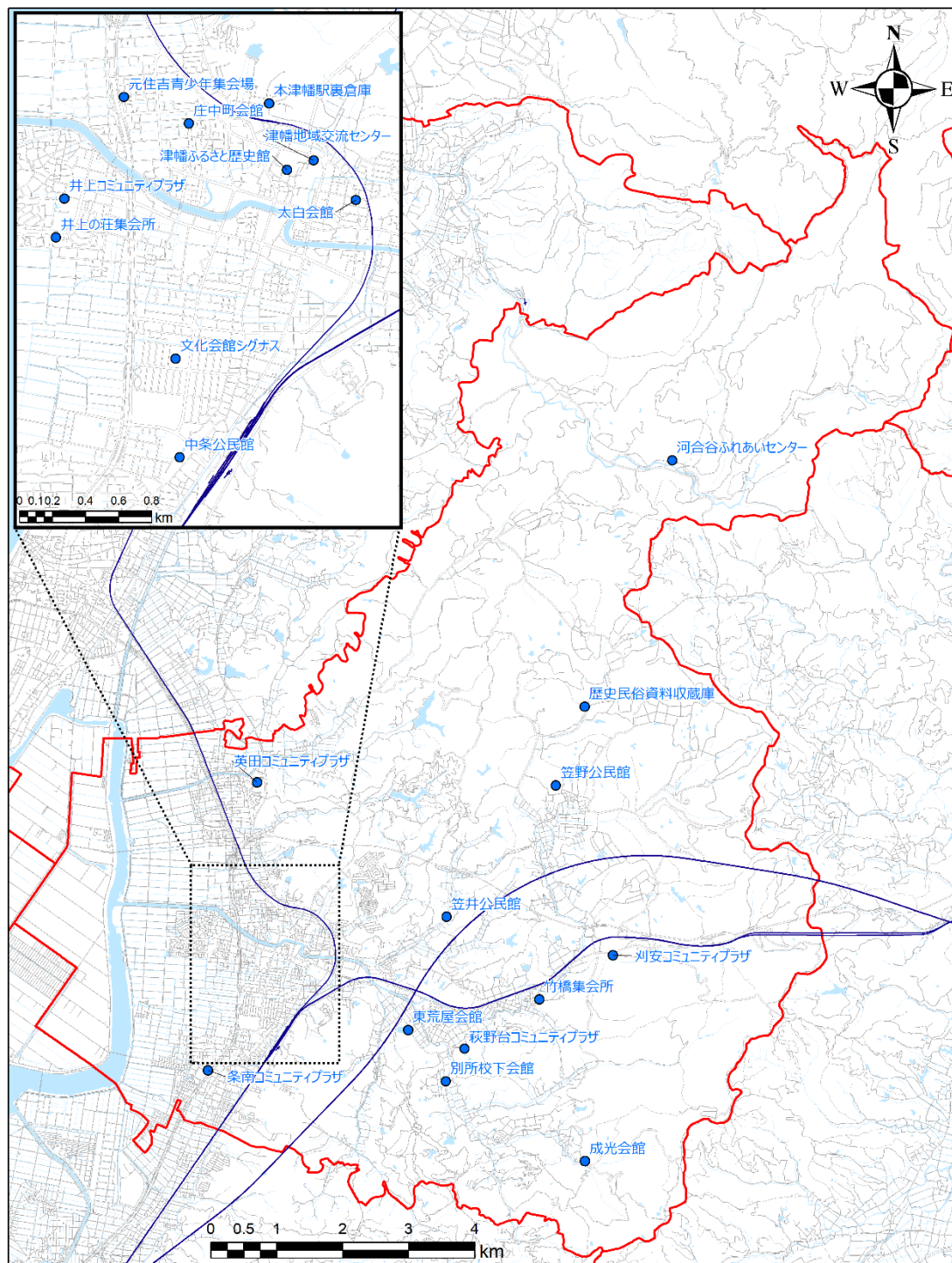
資料:「津幡町統計書 令和 2 年度版」



資料:生涯教育課

- ・「文化会館シグナス」は利用者が非常に多く、毎年 16 万人前後の利用者数となっています。
- ・「河合谷ふれあいセンター」は、地区の会議、地域のイベント及びサークル活動に主に利用されており、ここ数年は利用者増で推移していますが、多くの部屋にて稼働していない時間帯が多いとともに、今後は人口減少に伴う利用者の減少が予想されます。
- ・コミュニティプラザについては、「井上コミュニティプラザ」や「条南コミュニティプラザ」は、利用者が若干減少傾向にあります。それ以外の施設は大きな増減は示していません。
- ・公民館については、年により若干の増減はあるものの一定の利用者数があります。
- ・「歴史民俗資料収蔵庫」は、観覧希望があった場合のみ開館しており、通常時は閉館しています。
- ・「津幡ふるさと歴史館」は、津幡町の文化財や歴史に関する資料が展示されています。開館時間は 10 時～17 時（入館は 16 時 30 分まで）、毎週月曜日が休館日（月曜日が祝祭日の場合は直後の休日でない日）です。

■町民文化施設位置図



<今後の方針>

- ・公民館、集会所、コミュニティプラザ等については、施設の老朽度や住民ニーズを踏まえ、適切な維持管理・改修を行い、その機能の維持に努めます。
- ・旧耐震施設は耐震診断を行い、耐震化が必要とされる施設は、適切に耐震補強を図っていきます。
- ・公民館は、基本的に小学校区ごとに配置されており、今後も地域コミュニティの熟成を図る意味からも存続を基本としますが、老朽化が進む「笠井公民館」については、今後のあり方について検討が必要です。
- ・同様に老朽化が進む「中条公民館」については、大規模な改修が必要であり、改修時の公民館機能の確保が課題です。
- ・各地区公民館はほぼ 20 年以上の築年数が経過しており、電気設備、空調設備の劣化が著しく施設維持のため早期の対応が必要と考え優先して実施し、その後は建替え目安年の中間年に中規模改修を計画します。
- ・老朽化が進む集会所については、津幡町コミュニティ施設補助金交付要綱等を活用し、施設の修繕等を進めていきます。
- ・「文化会館シグナス」については、今後も芸術文化を創造し享受する多くの住民が安全安心に利用できるよう、ハード面では非構造部材も含めた確実な点検と必要に応じた修繕・交換を行い、安全を確保していく必要があります。特殊な設備も多く、更新費用が高額であることから、早めの対策を検討します。また、ソフト面においても、住民が利用しやすいように工夫し、時代によって変わるニーズに合わせ柔軟に対応していきます。
- ・寿命が比較的短い機器が含まれる舞台設備のある「文化会館シグナス」においては、予防保全を目的とした改修（大規模改修の 1 割）を 15 年サイクルで実施することとします。それ以外の建築や付随設備については、中規模改修（大規模改修の 5 割）として、20 年サイクルで実施することとします。
- ・「河合谷ふれあいセンター」については、利用件数が減少する見込みであるため、効率的・効果的な運営のあり方について見直します。
- ・「歴史民俗資料収蔵庫」については、文化財的価値が高い施設であり、大規模な改修はせず、建物の価値を残しつつ安全な施設として使用していけるような取組を検討します。
- ・「津幡ふるさと歴史館」については、津幡町の文化財、歴史を語り継ぐ文化施設として大切な施設です。今後も、来館者に安心して利用できるように安全な施設整備に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

<現状と課題>

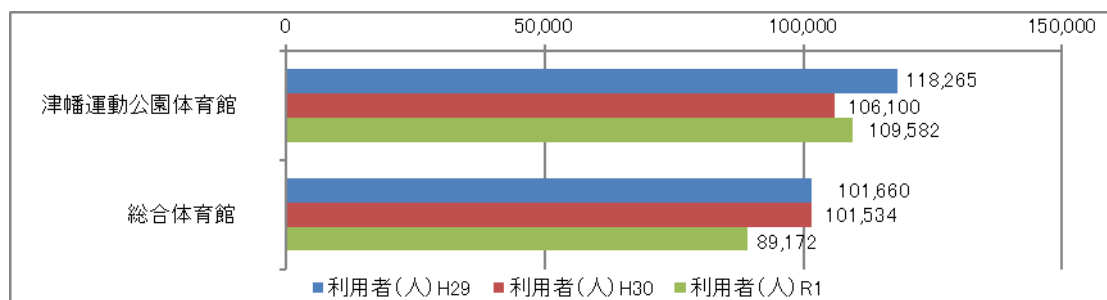
○施設概要

(令和3年(2021)3月31日現在)

施設		棟数	延床面積(m ²)	建築年度	経過年数	運営形態	配置形態	防災拠点	耐震化
津幡運動公園	体育館	1	4,094.25	1994	26	指定	単独施設	指定なし	新耐震
	陸上競技場管理棟	1	1,909.68	2002	18	指定	単独施設	指定なし	新耐震
	多目的競技場管理棟	1	120.00	2002	18	指定	単独施設	指定なし	新耐震
	多目的競技場トイレ棟	1	28.00	2001	19	指定	単独施設	指定なし	新耐震
	野球場	1	175.00	1988	32	指定	単独施設	指定なし	新耐震
	トイレ棟	1	42.00	1989	31	指定	単独施設	指定なし	新耐震
	テニスコート管理棟	1	16.00	1981	39	指定	単独施設	指定なし	新耐震
総合体育館		1	5,426.18	1981	39	指定	単独施設	指定なし	耐震補強済
常設相撲場		2	186.00	1972～1992	28～48	直営	単独施設	指定なし	新耐震/一部未診断
津幡町艇庫		1	433.20	1994	26	指定	単独施設	指定なし	新耐震

- ・スポーツ・レクリエーション系施設は、管理棟やトイレ棟等を除くと、体育館が2施設となっています。
- ・旧耐震施設で耐震診断が未実施の施設は、「常設相撲場」があります。

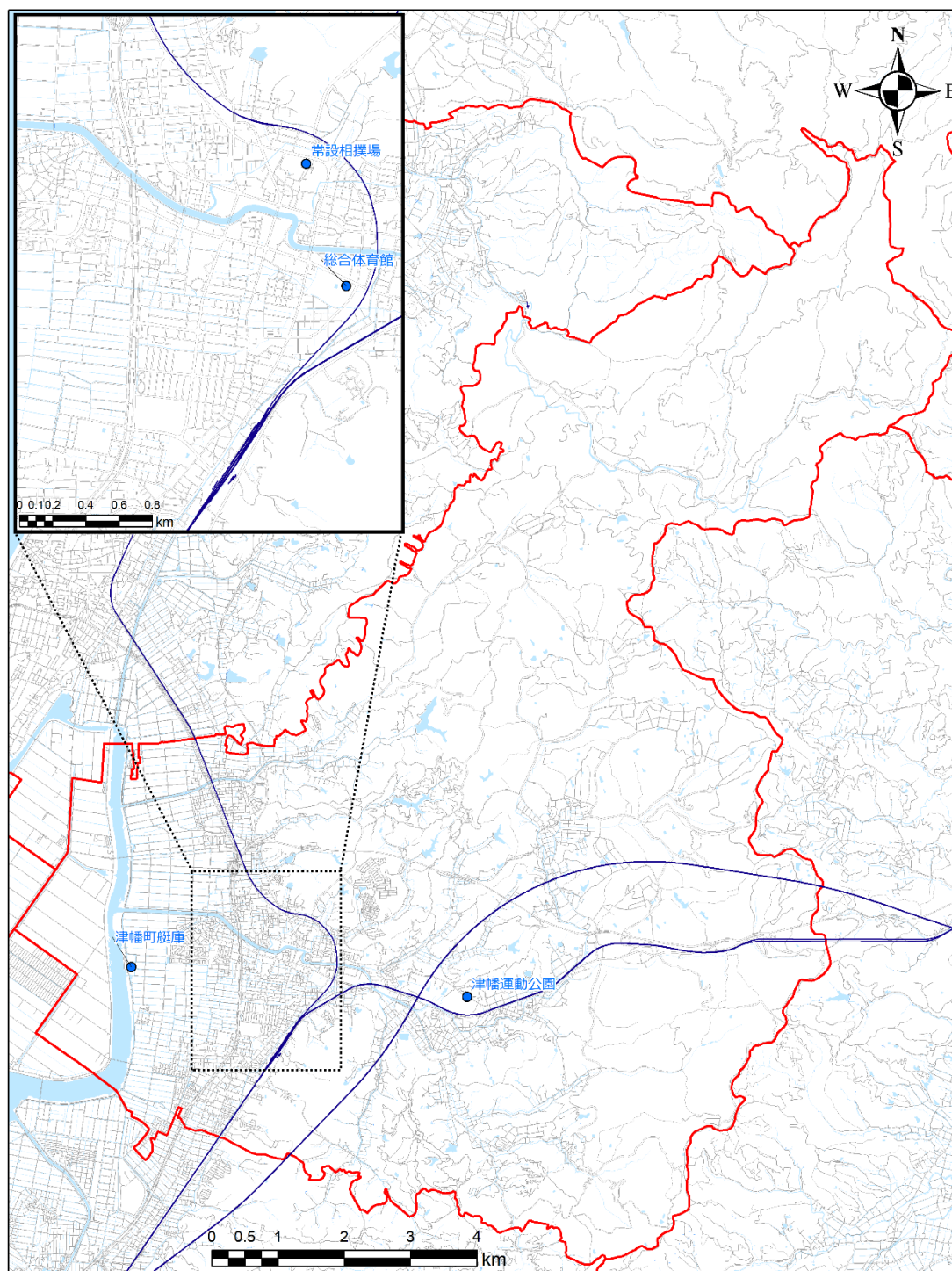
○利用状況等



資料:「津幡町体育施設個別施設計画(令和3年4月)」

- ・体育館の利用者をみると、「津幡運動公園体育館」、「総合体育館」ともに概ね10万人程度で推移しており、町のスポーツ活動の拠点となっています。

■スポーツ・レクリエーション系施設位置図



<今後の方針>

- ・「津幡運動公園体育館」と「総合体育館」については、今後も町のスポーツ活動の拠点としての機能を維持するため、適切な維持管理・改修を行い、施設の長寿命化を図ります。
- ・総合体育館においては、予防保全を目的とした改修（大規模改修の1割）を20年サイクルで実施することとします。それ以外の建築や付随設備については、中規模改修（大規模改修の5割）として、40年サイクルで実施することとします。
- ・体育館等の高天井の施設は、非構造部材の耐震調査を行う必要があります。

(3) 産業系施設

<現状と課題>

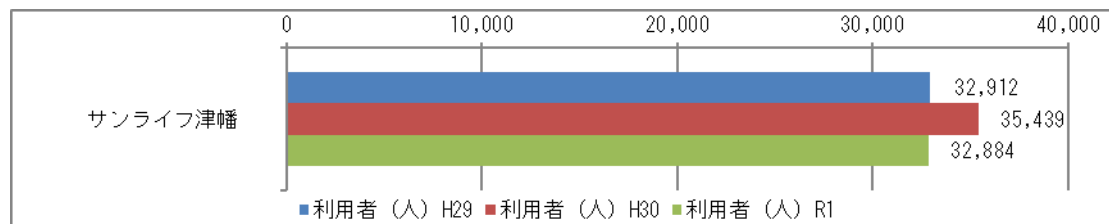
○施設概要

(令和3年(2021)3月31日現在)

施設	棟数	延床面積(m ²)	建築年度	経過年数	運営形態	配置形態	防災拠点	耐震化
サンライフ津幡	1	1,406.78	1987	33	指定	複合施設	指定避難場所	新耐震

- ・産業系施設として「サンライフ津幡」があります。
- ・「サンライフ津幡」は、新耐震基準で建てられた施設ですが、築後33年経過しており老朽化が進んでいます。

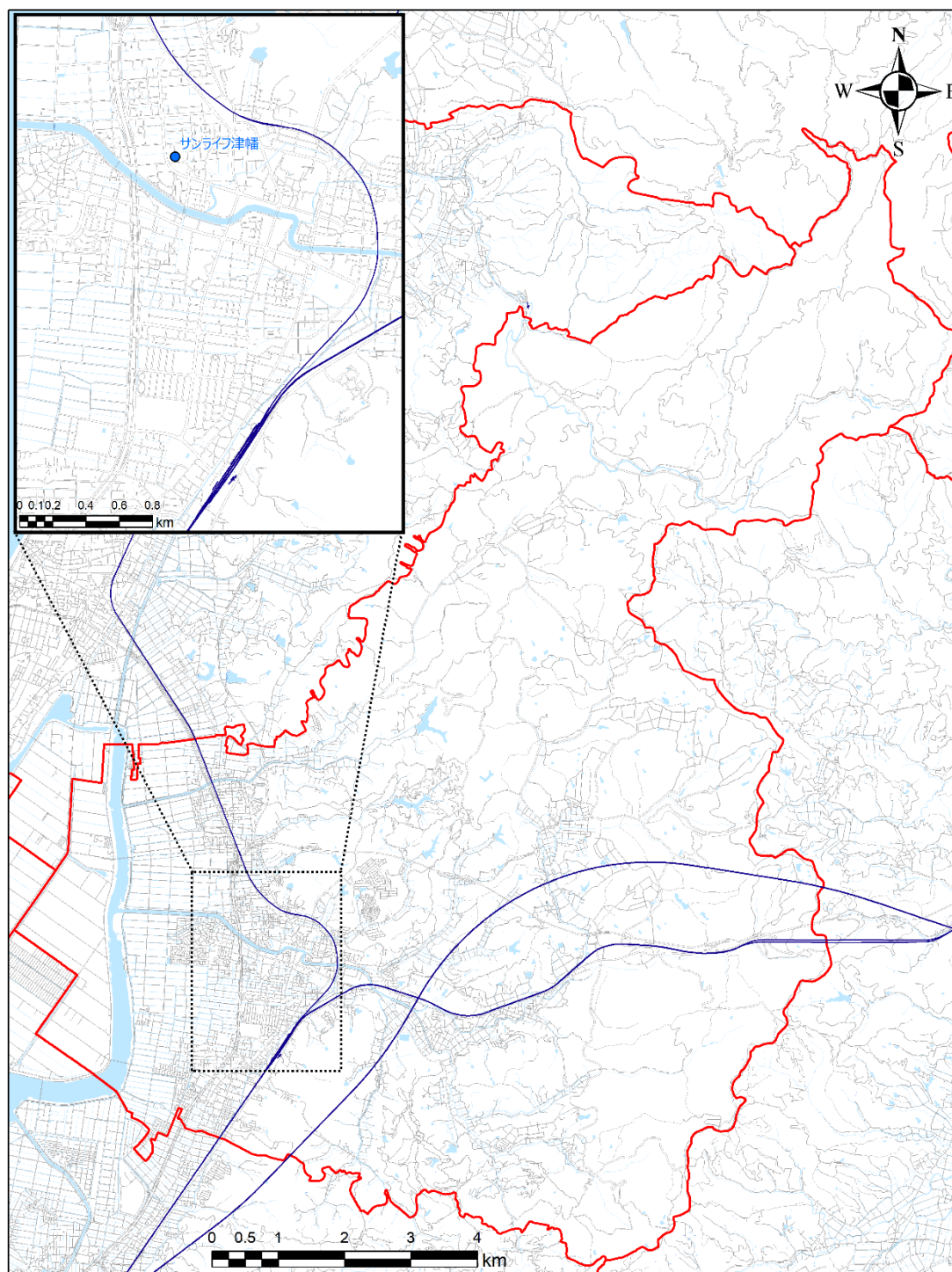
○利用状況等



資料:「津幡町福祉文化系公共施設個別施設計画(平成31年4月)」、「津幡町統計書 令和2年度版」

- ・「サンライフ津幡」の利用者をみると、毎年3万人を超える利用者数で推移しています。

■産業系施設位置図



＜今後の方針＞

- ・「サンライフ津幡」は、個別施設計画に基づき、適切な維持管理・改修を行い、長寿命化を図ります。

(4) 学校教育系施設

<現状と課題>

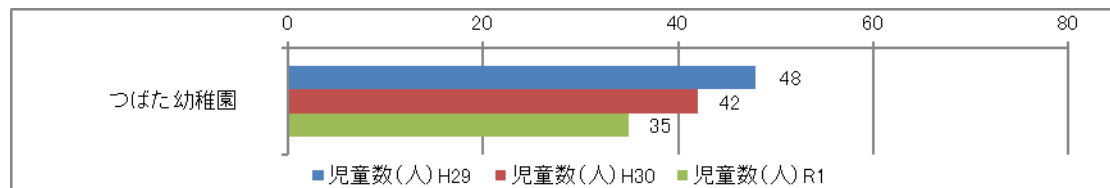
○施設概要

(令和3年(2021)3月31日現在)

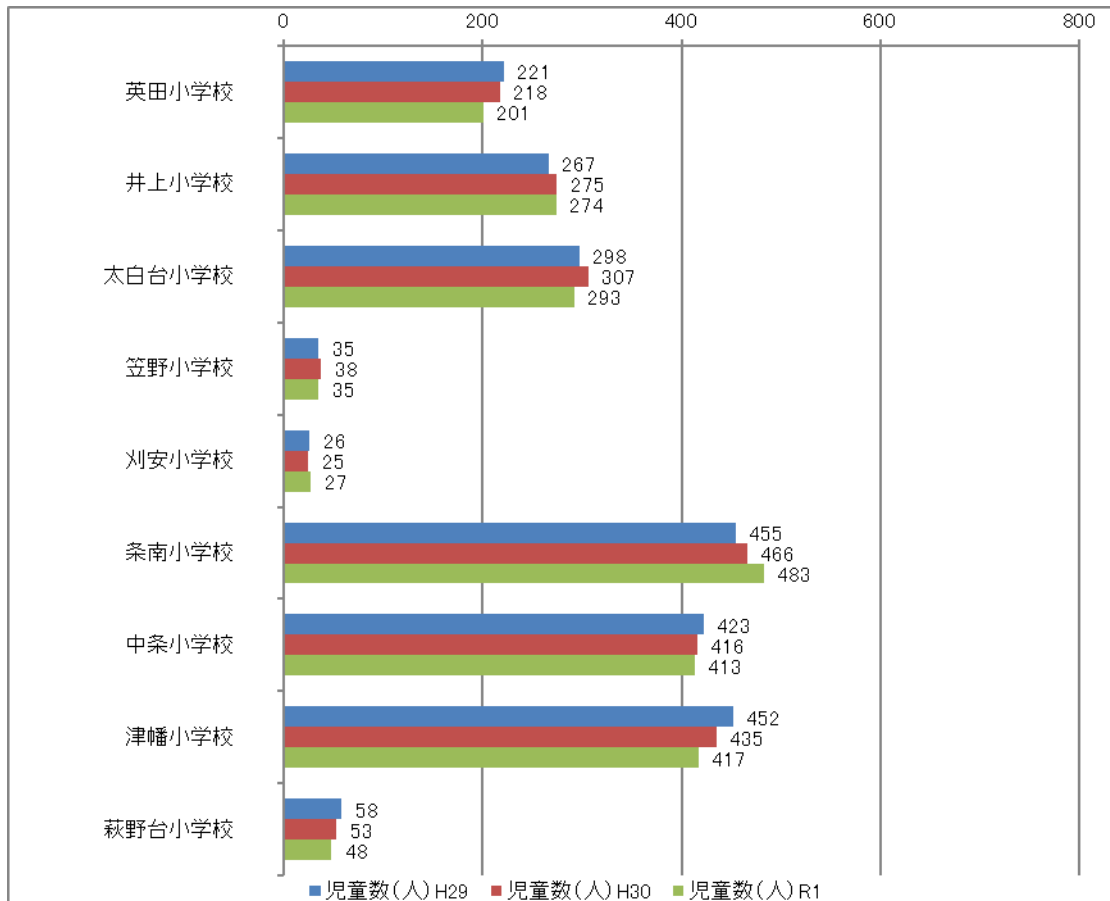
施設	棟数	延床面積(m ²)	建築年度	経過年数	運営形態	配置形態	防災拠点	耐震化
つばた幼稚園	1	1,285.35	1996	24	直営	単独施設	指定避難場所	新耐震
英田小学校	5	5,076.39	1989～1992	28～31	直営	併設施設	指定緊急避難場所・指定避難所	新耐震
井上小学校	4	4,743.14	1996	24	直営	併設施設	指定緊急避難場所・指定避難所	新耐震
太白台小学校	6	5,451.99	1976～2012	8～44	直営	併設施設	指定緊急避難場所・指定避難所	新耐震/ 耐震補強済/ 一部未診断
笠野小学校	5	3,105.16	1982～1987	33～38	直営	併設施設	指定緊急避難場所・指定避難所	新耐震
刈安小学校	6	3,184.25	1978～2000	20～42	直営	併設施設	指定緊急避難場所・指定避難所	新耐震/ 耐震補強済
条南小学校	3	6,981.75	1997	23	直営	併設施設	指定緊急避難場所・指定避難所	新耐震
中条小学校	8	6,191.35	1975～2009	11～45	直営	併設施設	指定緊急避難場所・指定避難所	新耐震/ 耐震補強済/ 一部未診断
津幡小学校	5	7,950.64	2010～2011	9～10	直営	併設施設	指定緊急避難場所・指定避難所	新耐震
萩野台小学校	7	3,384.83	1986～1989	31～34	直営	併設施設	指定緊急避難場所・指定避難所	新耐震
津幡中学校	15	11,688.25	1994～2002	18～26	直営	併設施設	指定避難所	新耐震
津幡南中学校	10	10,507.18	1998～2010	10～20	直営	併設施設	指定避難所	新耐震

- ・学校教育系施設は、幼稚園が1施設、小学校が9施設、中学校が2施設あります。
- ・旧耐震基準で建てられた建物のうち、利用中の建物については、倉庫や物置等の建物を除き全て耐震補強済みです。ただし、築後かなり年数が経過しているものも多く、全体的に施設の老朽化が目立っています。

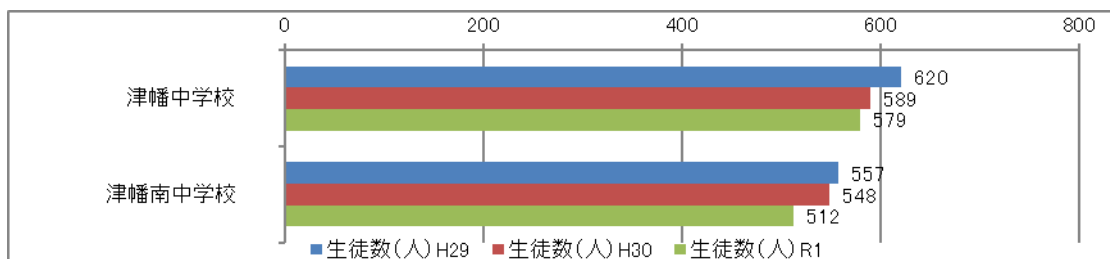
○利用状況等



資料:学校教育課



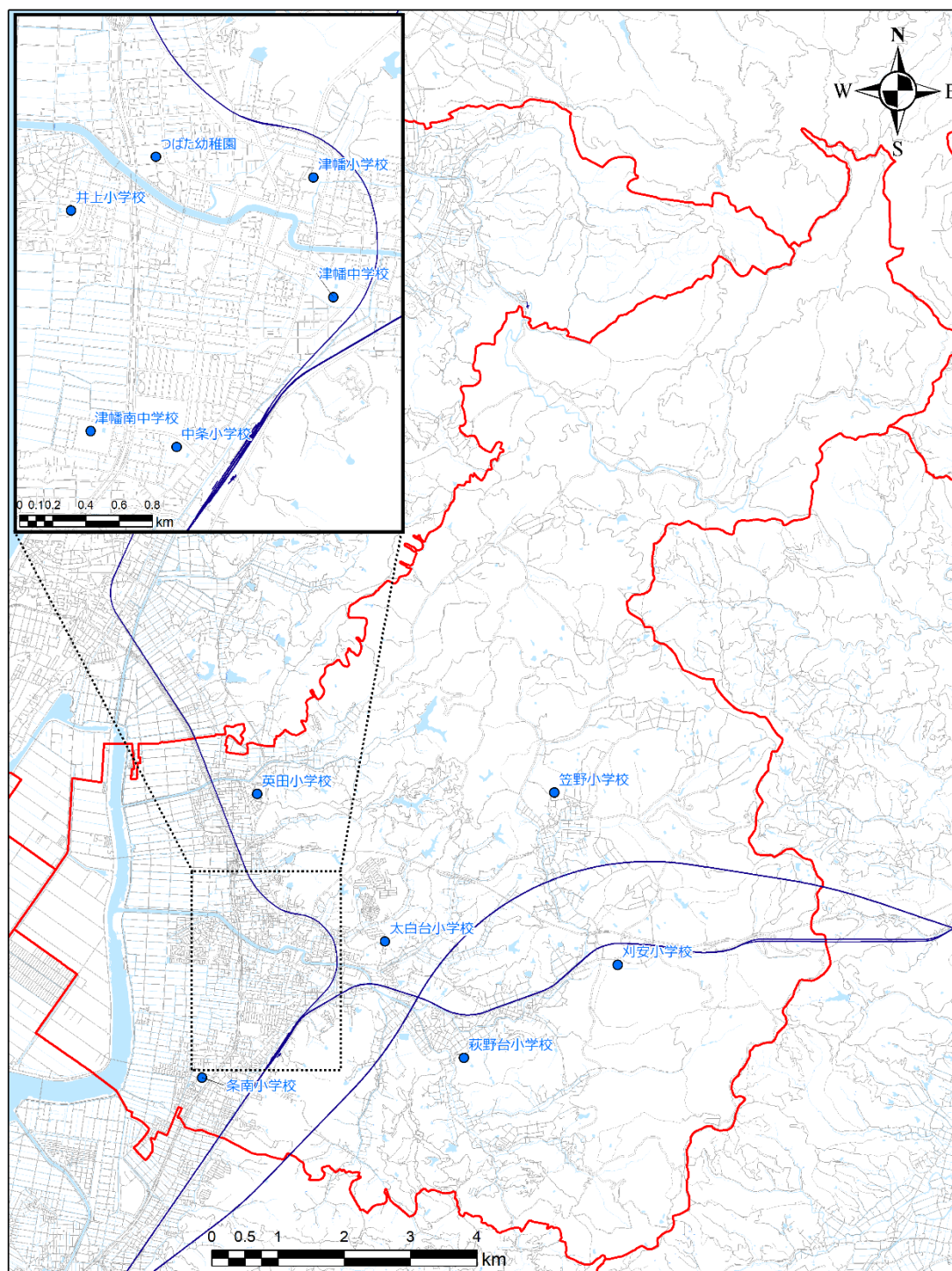
資料:「津幡町統計書 令和2年度版」



資料:「津幡町統計書 令和2年度版」

- ・ 少子高齢化により児童・生徒・園児数ともに概ね減少傾向であり、今後も減少する見込みです。

■ 学校教育施設位置図



< 今後の方針 >

- ・大規模修繕のための財源確保をどうするかも踏まえ、学校長寿命化計画に基づき、躯体が持つ耐用年数を全うできるよう、予防保全を前提とした大規模改造工事や多様な学習内容・学習形態等の変化に適応するために行う長寿命化改修工事を定期的の実施し、施設を良質な状態で長きに渡り維持管理していくこととします。
- ・将来的には、少子化の動向等を踏まえつつ、学校規模の適正化、統廃合、用途変更を検討します。

(5) 子育て支援系施設

<現状と課題>

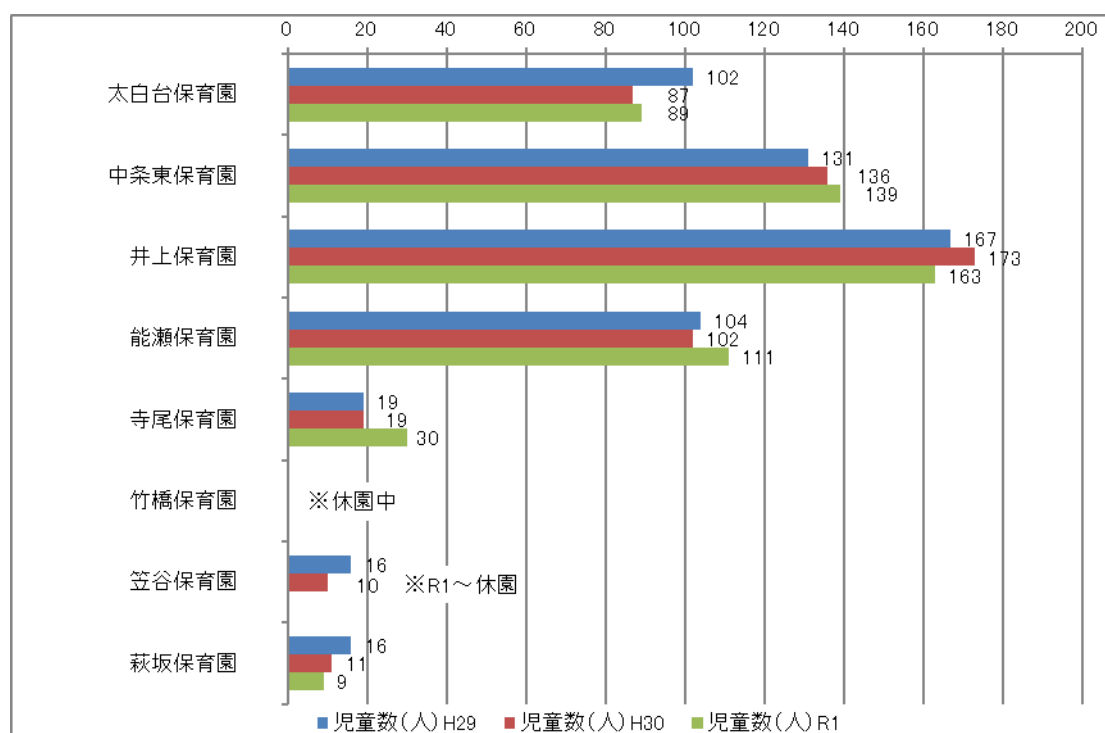
○施設概要

(令和3年(2021)3月31日現在)

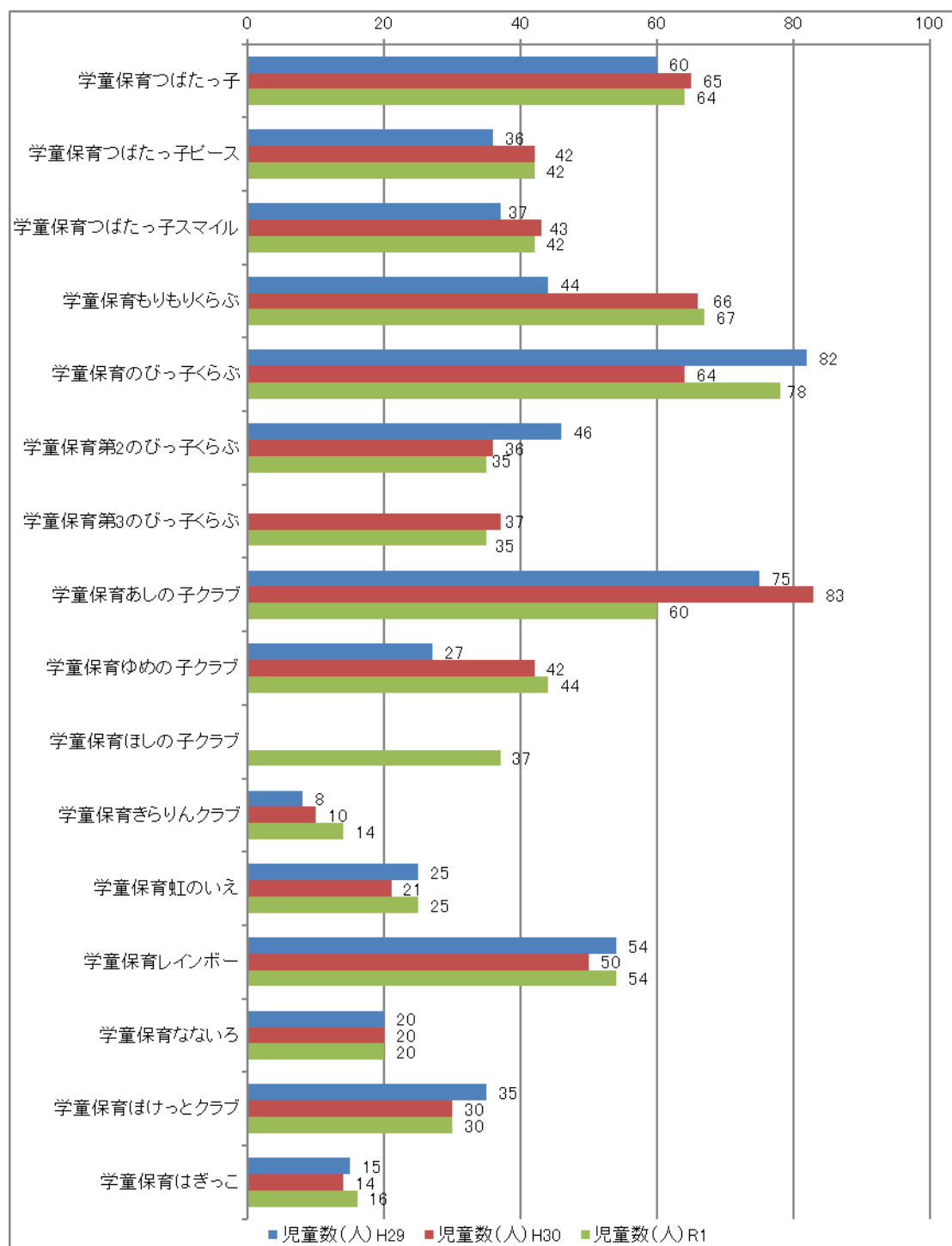
施設	棟数	延床面積(m ²)	建築年度	経過年数	運営形態	配置形態	防災拠点	耐震化
太白台保育園	1	860.30	1975～1999	21～45	直営	単独施設	指定避難場所	新耐震/ 一部未診断
中条東保育園	1	890.03	1984	36	直営	単独施設	指定避難場所	新耐震
井上保育園	1	1,130.57	1997	23	直営	単独施設	指定避難場所	新耐震
能瀬保育園	1	1,101.25	1994	26	直営	単独施設	指定避難場所	新耐震
寺尾保育園	1	410.18	1988	32	直営	単独施設	指定避難場所	新耐震
竹橋保育園	1	312.77	1982	38	直営	単独施設	指定避難場所	新耐震
笠谷保育園	1	379.39	1967	53	直営	単独施設	指定避難場所	未診断
萩坂保育園	1	385.83	1974	46	直営	単独施設	指定避難場所	未診断
学童保育 つばたっ子	1	245.12	2010	10	委託	単独施設	指定なし	新耐震
学童保育 つばたっ子ピース	1	99.37	2016	4	委託	単独施設	指定なし	新耐震
学童保育 つばたっ子スマイル	1	99.15	2019	1	委託	単独施設	指定なし	新耐震
学童保育 もりもりくらぶ	2	207.44	1997～2010	10～23	委託	単独施設	指定なし	新耐震
学童保育 のびっ子くらぶ	1	192.00	1983	37	委託	複合施設	指定なし	新耐震
学童保育 第2のびっ子くらぶ	1	94.25	2014	6	委託	単独施設	指定なし	新耐震
学童保育 第3のびっこクラブ	1	100.87	2017	3	委託	単独施設	指定なし	新耐震
学童保育 あしの子クラブ	1	232.28	2002	18	委託	複合施設	指定なし	新耐震
学童保育 ゆめの子クラブ	1	130.19	2009	11	委託	単独施設	指定なし	新耐震
学童保育 ほしの子クラブ	1	94.25	2018	2	委託	単独施設	指定なし	新耐震
学童保育 きらりんクラブ	1	32.83	1984	36	委託	複合施設	指定なし	新耐震
学童保育虹のいえ	1	91.86	1998	22	委託	複合施設	指定なし	新耐震
学童保育 レインボー	1	134.85	2009	11	委託	単独施設	指定なし	新耐震
学童保育なないろ	1	54.09	2014	6	委託	単独施設	指定なし	新耐震
学童保育 ぼけっとクラブ	1	170.88	2006	14	委託	単独施設	指定なし	新耐震
学童保育はぎっこ	1	58.62	1988	32	委託	複合施設	指定なし	新耐震

- ・子育て支援系施設は、学童保育施設が16施設、保育園が8施設あります。
- ・学童保育施設は、全て新耐震基準で建てられた建物です。
- ・保育園は「笠谷保育園」、「太白台保育園」、「萩坂保育園」が旧耐震基準で建てられ、かなり年数が経過しており、老朽化が進んでいます。
- ・「竹橋保育園」、「笠谷保育園」、「萩坂保育園」は休園しています。

○利用状況等



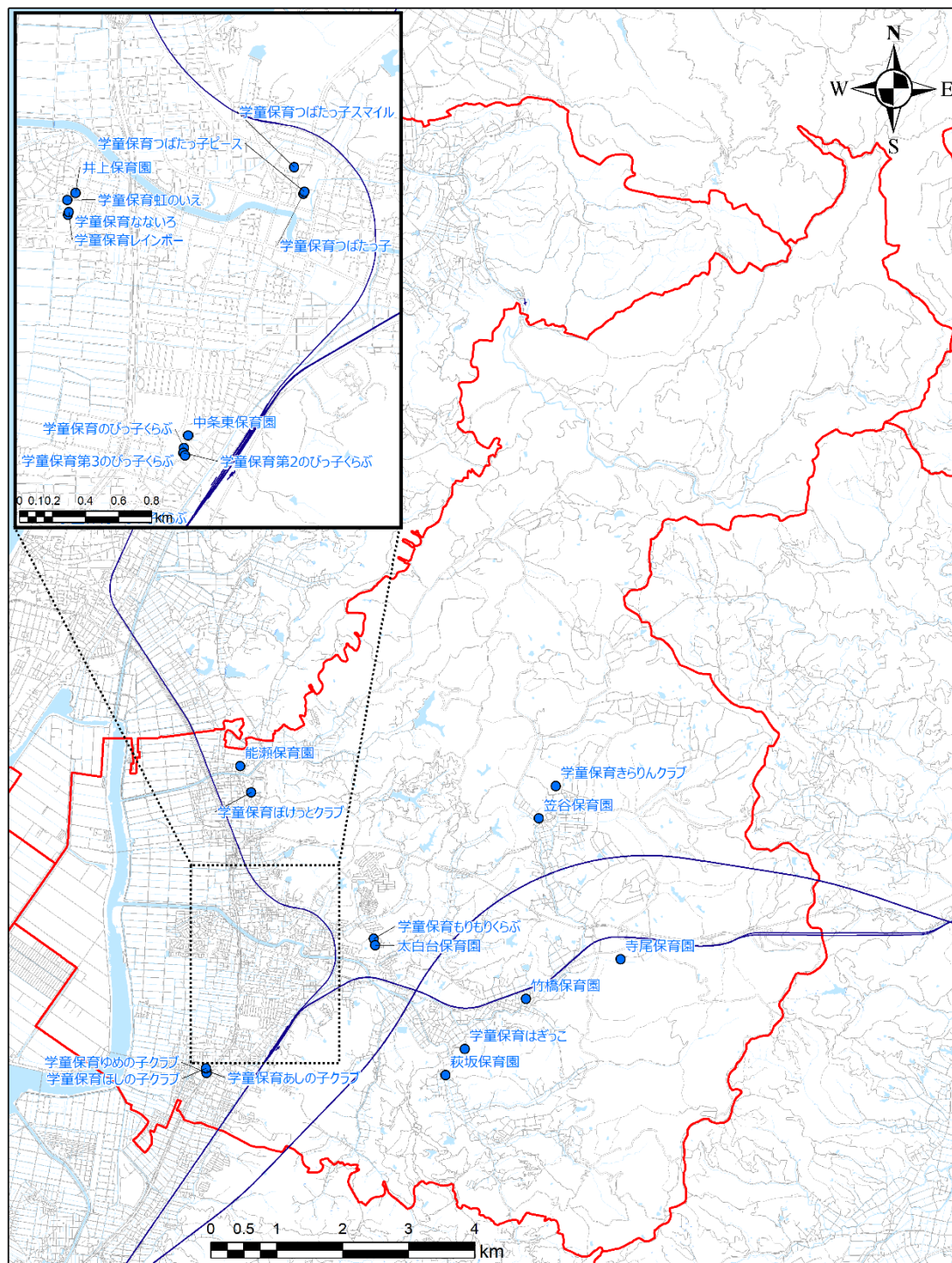
資料:子育て支援課



資料:子育て支援課

- 学童保育施設、保育園ともに需要が高い状況が続いていますが、一部で利用者が減少している施設があります。
- 学童保育施設については、利用者数の増加が見込まれる施設があります。

■子育て支援系施設位置図



＜今後の方針＞

- ・放課後児童クラブは継続的に利用ニーズが求められている施設であり、すべての施設で重要性が高いと判断しています。利用者数の多い施設では経年劣化が進むものと考えられるため、事業の継続性を確保するための修繕を実施しながら、老朽化度が高い施設から順次改修について検討し、施設の長寿命化を図っていくこととします。
- ・保育園については、今後の需要見込みを踏まえ、統廃合に取り組み、施設の需要と立地のマッチングを図ります。また、大規模改修の際には機能的な耐用年数の延長を可能にする改修内容を織り込むとともに、当該施設の需要の変化に対応し、施設の陳腐化を回避します。

(6) 保健・福祉施設

<現状と課題>

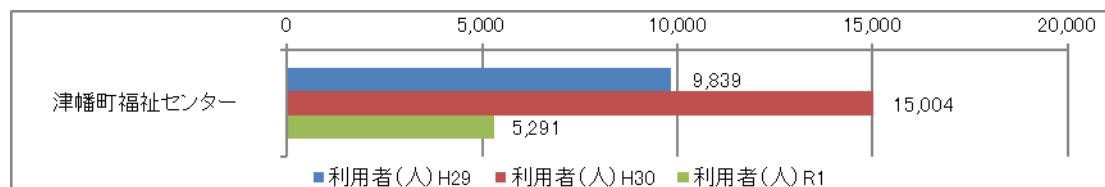
○施設概要

(令和3年(2021)3月31日現在)

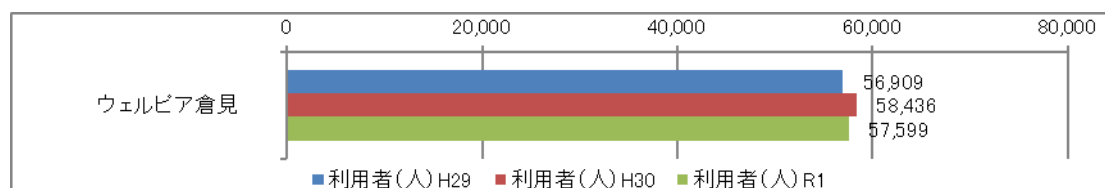
施設	棟数	延床面積(m ²)	建築年度	経過年数	運営形態	配置形態	防災拠点	耐震化
津幡町福祉センター	1	1,559.23	1974	46	直営	単独施設	指定なし	旧耐震/ 耐震性あり
ウェルピア倉見	1	1,155.58	1993	27	指定	単独施設	指定なし	新耐震

- ・保健・福祉施設として、「津幡町福祉センター」、「ウェルピア倉見」があります。
- ・「津幡町福祉センター」は、令和2年度に長寿命化改修済みです。
- ・「ウェルピア倉見」は、新耐震基準で建てられた施設ですが、築20年以上経過しており、老朽化が進んでいます。

○利用状況等



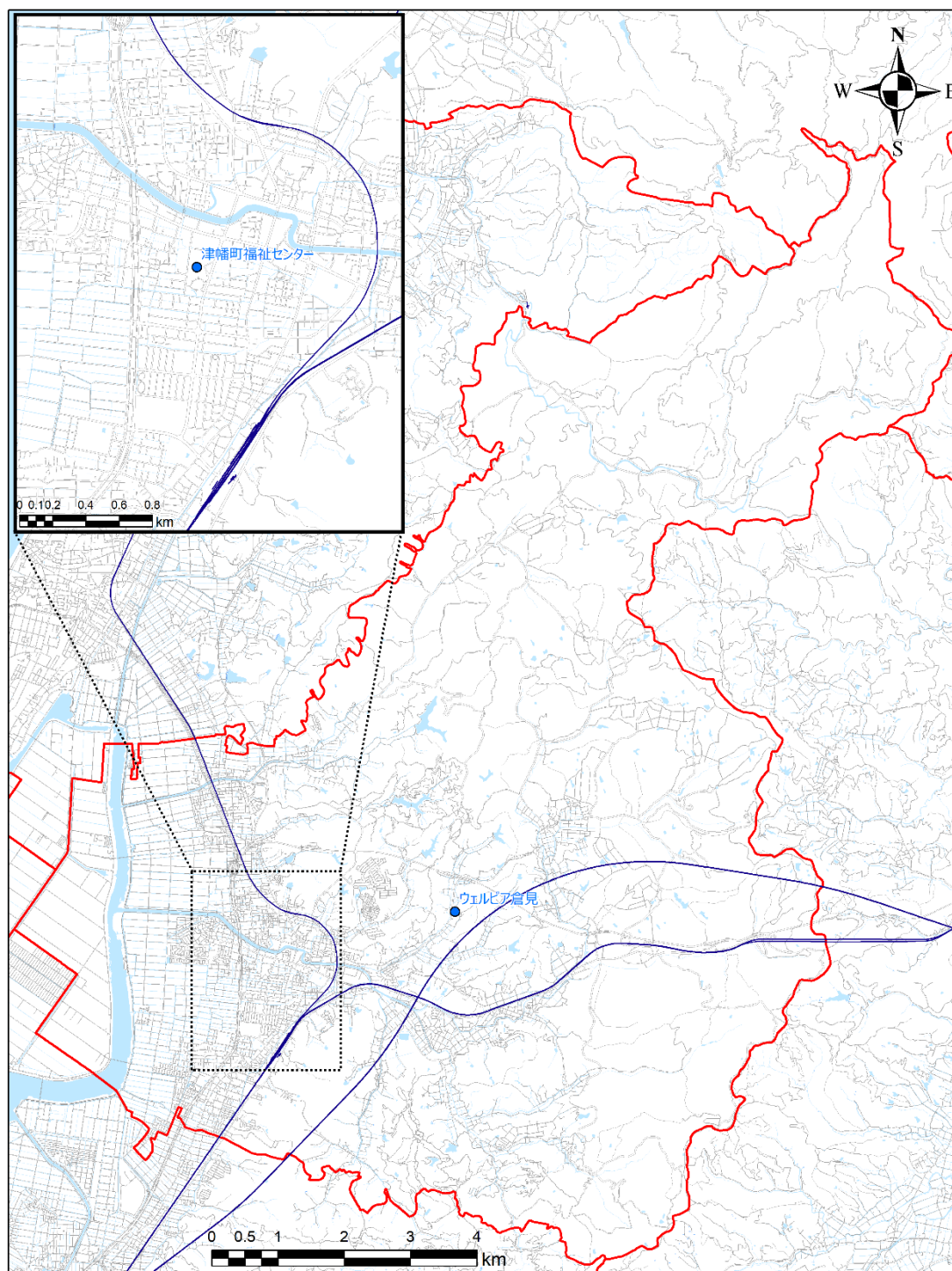
資料:監理課・福祉課



資料:「津幡町統計書 令和2年度版」

- ・「津幡町福祉センター」は、長寿命化改修工事のため令和元年10月から令和2年12月までは利用できなかったため、令和元年度は利用者数が減少しています。
- ・「ウェルピア倉見」は、過去3年間をみると6万人弱の利用者数で推移しています。

■保健・福祉施設位置図



＜今後の方針＞

- ・今後も、利用率向上を図るための施策を検討するとともに、個別施設計画に基づき適切な維持管理・改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

(7) 医療施設

<現状と課題>

○施設概要

(令和3年(2021)3月31日現在)

施設	棟数	延床 面積(m ²)	建築 年度	経過 年数	運営 形態	配置形態	防災拠点	耐震化
津幡町国民健康保険 直営河北中央病院	7	6,263.71	1976～ 1991	29～44	直営	単独施設	指定なし	新耐震/ 耐震補強済

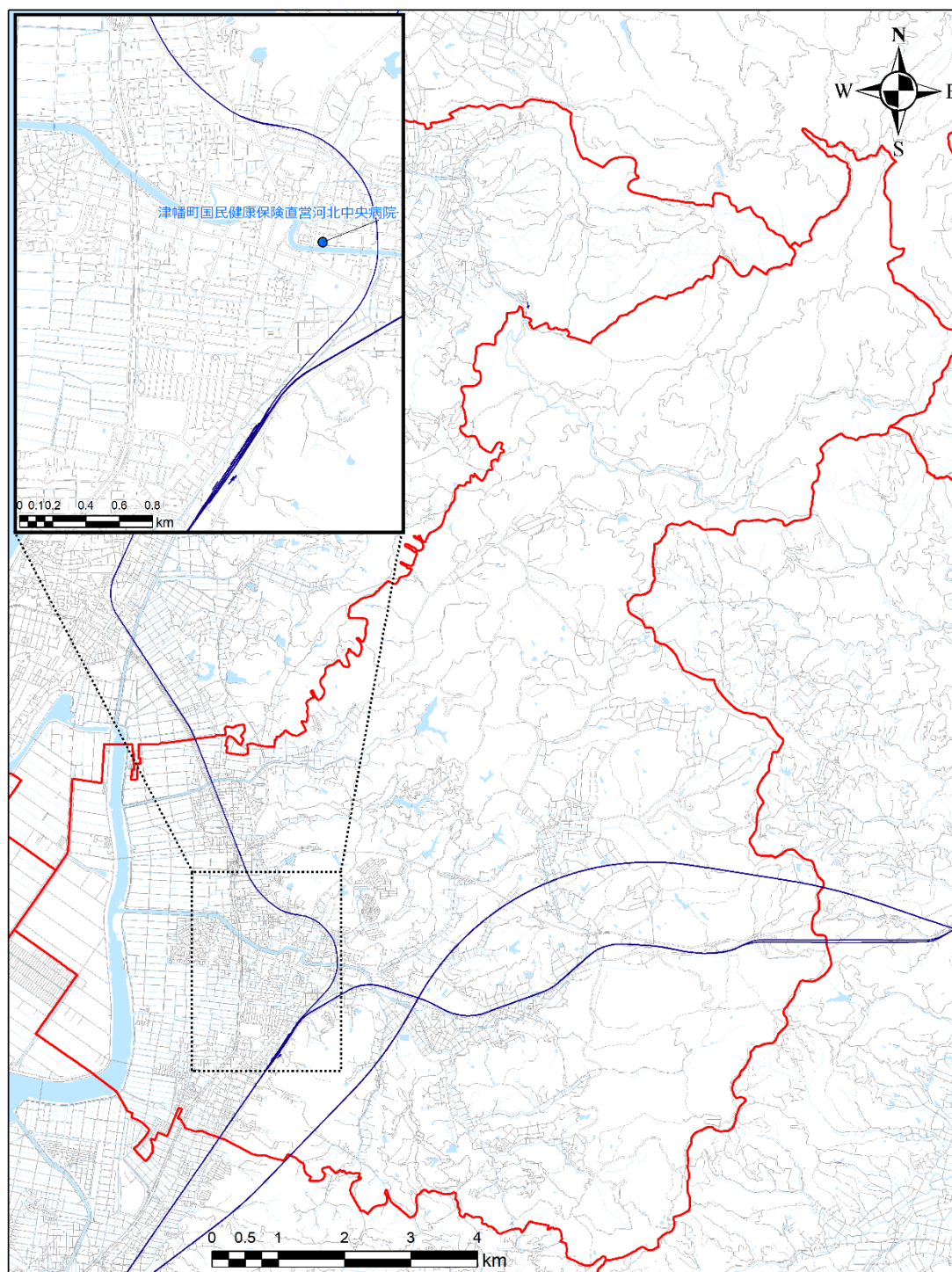
※「津幡町国民健康保険直営河北中央病院」については、令和3年4月1日より「公立河北中央病院」に名称変更しています。

- ・医療施設として、「津幡町国民健康保険直営河北中央病院」があります。
- ・「津幡町国民健康保険直営河北中央病院」は、新耐震基準と旧耐震基準で建てられた施設が混在していますが、旧耐震基準で建てられた施設については耐震補強が実施済みです。ただし、築後かなりの年数が経過しており老朽化が進んでいます。

○利用状況等

- ・「津幡町国民健康保険直営河北中央病院」は、地域に密着した医療を提供し、安心して暮らせるまちづくりに貢献できる拠点病院としての役割を果たしています。

■医療施設位置図



<今後の方針>

- 高齢化の進行に伴い、病院の果たすべき役割が重要となります。計画的な改修を行うことにより施設の長寿命化を図るとともに、医療機器の整備や医療スタッフの十分な確保を行うことにより、住民に必要とされる医療が提供できる体制を維持します。

(8) 行政系施設

<現状と課題>

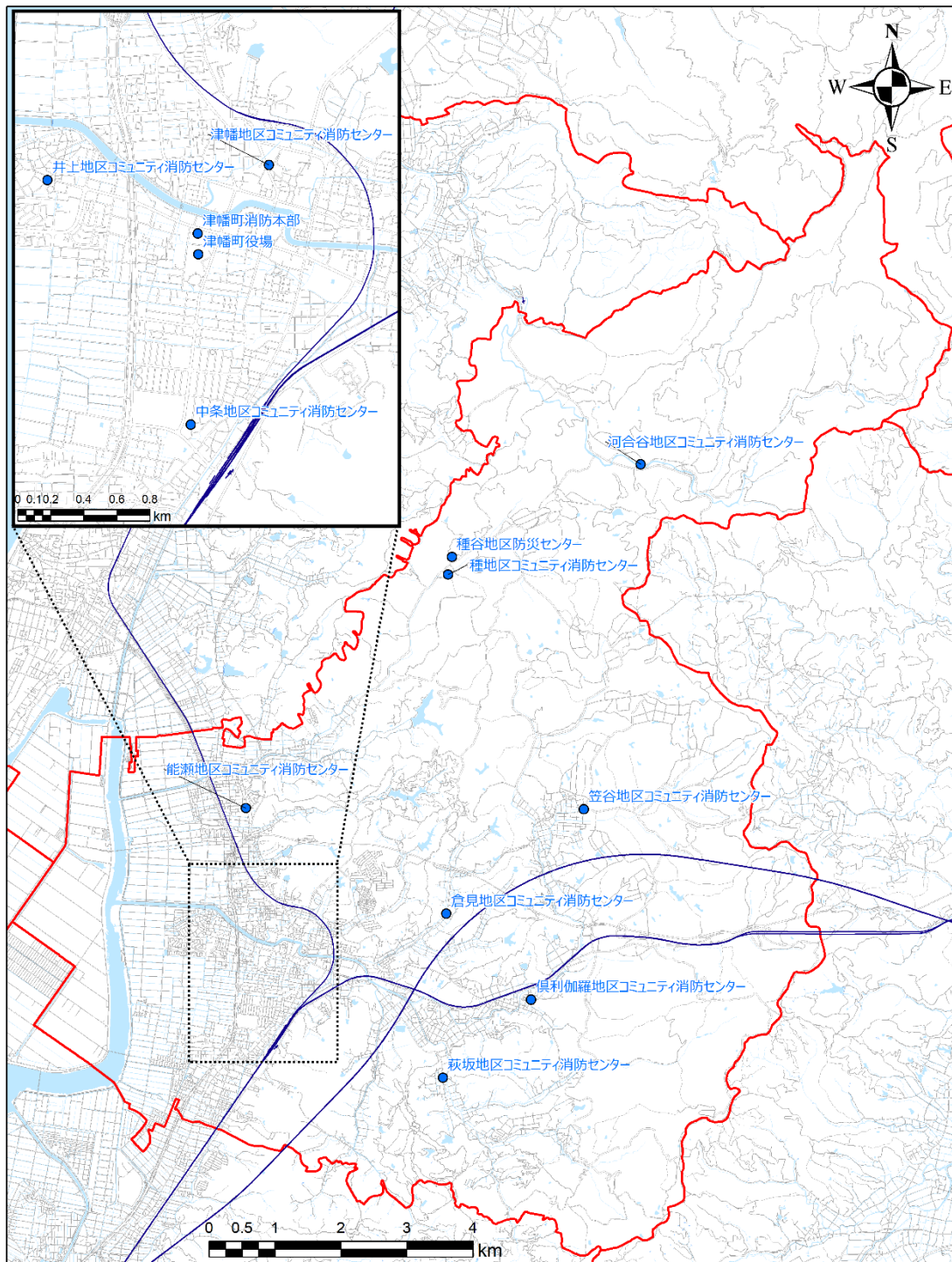
○施設概要

(令和3年(2021)3月31日現在)

施設	棟数	延床面積(㎡)	建築年度	経過年数	運営形態	配置形態	防災拠点	耐震化
津幡町役場	19	13,315.31	1974～2020	0～46	直営	複合施設	災害時には災害対策本部を設置	新耐震/ 一部未診断/ 一部未実施
津幡町消防本部	4	2,389.86	1994～1995	25～26	直営	複合施設	指定なし	新耐震
井上地区 コミュニティ消防センター	1	83.72	1990	30	直営	単独施設	指定なし	新耐震
笠谷地区 コミュニティ消防センター	1	83.72	1995	25	直営	単独施設	指定なし	新耐震
河合谷地区 コミュニティ消防センター	1	93.66	1996	24	直営	単独施設	指定なし	新耐震
倉見地区 コミュニティ消防センター	1	83.72	1991	29	直営	単独施設	指定なし	新耐震
俱利伽羅地区 コミュニティ消防センター	1	83.72	1992	28	直営	単独施設	指定なし	新耐震
種地区 コミュニティ消防センター	1	104.91	1999	21	直営	複合施設	指定なし	新耐震
中条地区 コミュニティ消防センター	1	94.18	2002	18	直営	単独施設	指定なし	新耐震
津幡地区 コミュニティ消防センター	1	83.72	1988	32	直営	単独施設	指定なし	新耐震
能瀬地区 コミュニティ消防センター	1	94.18	1998	22	直営	単独施設	指定なし	新耐震
萩坂地区 コミュニティ消防センター	1	83.72	1993	27	直営	単独施設	指定なし	新耐震
種谷地区防災センター	1	223.03	2017	3	委託	単独施設	指定なし	新耐震

- ・行政系施設として、「津幡町役場」、「津幡町消防本部」、「種谷地区防災センター」が各1施設、「コミュニティ消防センター」が10施設あります。
- ・「津幡町役場」は建替えを実施し、旧役場本庁舎は令和3年度(2021)時点において解体中です。
- ・「津幡町消防本部」、「コミュニティ消防センター」は、いずれも新耐震基準で建てられています。ただし、築後かなり年数が経過している施設もあり、老朽化が進んでいます。

■行政系施設位置図



<今後の方針>

- ・「津幡町役場」については、個別施設計画に基いて、中長期的な視点に立ち、施設の老朽化の状況を的確に把握した上で、計画的な維持管理・修繕等を実施する「予防保全型管理」を行い、施設等の更新期間を計画的に延ばし、財政負担の軽減を図ります。
- ・各地区コミュニティ消防センターは新築後 20 年以上経過している建物が多く、外壁の劣化が著しく進行しており、施設維持のため早期の対応が必要と考えられるため、外壁改修を優先して実施し、その後は建替え目安年の中間年に中規模改修を計画します。

(9) 上水道施設（建築物）

<現状と課題>

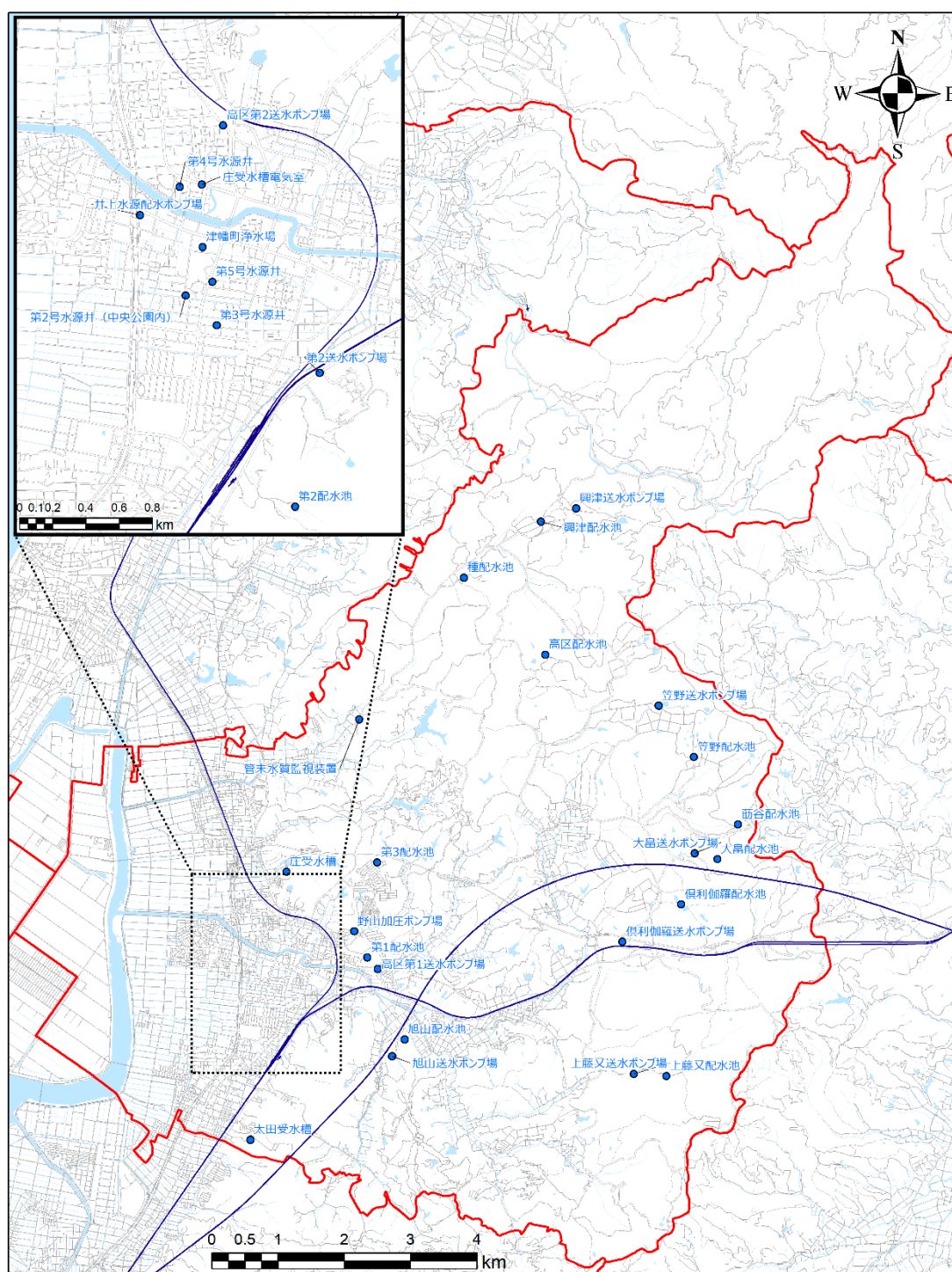
○施設概要

（令和3年（2021）3月31日現在）

施設	棟数	延床面積(m ²)	建築年度	経過年数	運営形態	配置形態	防災拠点	耐震化
旭山送水ポンプ場	1	21.70	1991	29	直営	単独施設	指定なし	新耐震
旭山配水池	1	66.00	1991	29	直営	単独施設	指定なし	新耐震
井上水源配水ポンプ場	1	21.16	1981	39	直営	単独施設	指定なし	未診断
笠野送水ポンプ場	1	8.70	1992	28	直営	単独施設	指定なし	新耐震
笠野配水池	1	23.12	1992	28	直営	単独施設	指定なし	新耐震
興津送水ポンプ場	1	183.00	1981	39	直営	単独施設	指定なし	新耐震
興津配水池	1	27.38	1981	39	直営	単独施設	指定なし	新耐震
俱利伽羅送水ポンプ場	1	24.94	1980	40	直営	単独施設	指定なし	未診断
俱利伽羅配水池	1	30.00	1980	40	直営	単独施設	指定なし	未診断
高区第1送水ポンプ場	1	43.76	1976	44	直営	単独施設	指定なし	未診断
高区第2送水ポンプ場	2	不明	1974	46	直営	単独施設	指定なし	未診断
高区配水池	1	167.33	1975	45	直営	単独施設	指定なし	未診断
種配水池	1	14.40	1976	44	直営	単独施設	指定なし	未診断
庄受水槽	1	490.60	1978	42	直営	単独施設	指定なし	未診断
庄受水槽電気室	1	134.58	1979	41	直営	単独施設	指定なし	未診断
上藤又送水ポンプ場	1	5.62	1982	38	直営	単独施設	指定なし	新耐震
上藤又配水池	1	15.00	1981	39	直営	単独施設	指定なし	新耐震
太田受水槽	1	651.10	2000	20	直営	単独施設	指定なし	新耐震
大島送水ポンプ場	1	14.84	1996	24	直営	単独施設	指定なし	新耐震
大島配水池	1	9.00	1996	24	直営	単独施設	指定なし	新耐震
第1配水池	1	200.96	1975	45	直営	単独施設	指定なし	未診断
第2配水池	1	283.38	1991	29	直営	単独施設	指定なし	新耐震
第3配水池	2	151.56	1985	35	直営	単独施設	指定なし	新耐震
第2号水源井(中央公園内)	1	4.00	1972	48	直営	単独施設	指定なし	未診断
第3号水源井	1	12.24	1965	55	直営	単独施設	指定なし	未診断
第4号水源井	1	4.60	1990	30	直営	単独施設	指定なし	新耐震
第5号水源井	1	4.00	1970	50	直営	単独施設	指定なし	未診断
第2送水ポンプ場	1	50.20	1991	29	直営	単独施設	指定なし	新耐震
津幡町浄水場	3	240.62	1993	27	直営	単独施設	指定なし	新耐震
野山加圧ポンプ場	1	173.52	1980	40	直営	単独施設	指定なし	未診断
筋谷配水池	1	20.48	1996	24	直営	単独施設	指定なし	新耐震
管末水質監視装置	1	1.23	2020	0	直営	単独施設	指定なし	新耐震

- ・上水道施設としては、ポンプ場、配水池、受水槽等が計32施設あります。
- ・新築後30年以上が経過している施設が多く、その大半が旧耐震の施設であり耐震診断が未実施です。
- ・「井上水源配水ポンプ場」は用途廃止されています。

■上水道施設（建築物）位置図



<今後の方針>

- 取水施設の電気室について、躯体本体が被災しても応急的に復旧できることから、法定耐用年数を迎えた時点で、経年劣化状態を踏まえ更新の時期を判断します。
- 浄水施設については、浄水池及び除鉄・除マンガン設備（圧力式急速ろ過機）は更新時期を迎えているため、それに関連して着水井、急速混和池・ろ過ポンプ井を更新して耐震化を図ります。管理棟については、耐震詳細診断を実施し、耐震補強又は更新を判断します。
- 配水施設は、今後 10～15 年後に法定耐用年数を迎える施設の中で、各地区へ水道水を供給

する基幹的施設を更新します。具体的には、高区第 1 ポンプ場～高区配水池間の施設を対象とします。

- 「井上水源配水ポンプ場」については、施設の取り壊しを含め、今後のあり方を検討します。

(10) 下水道施設（建築物）

<現状と課題>

○施設概要

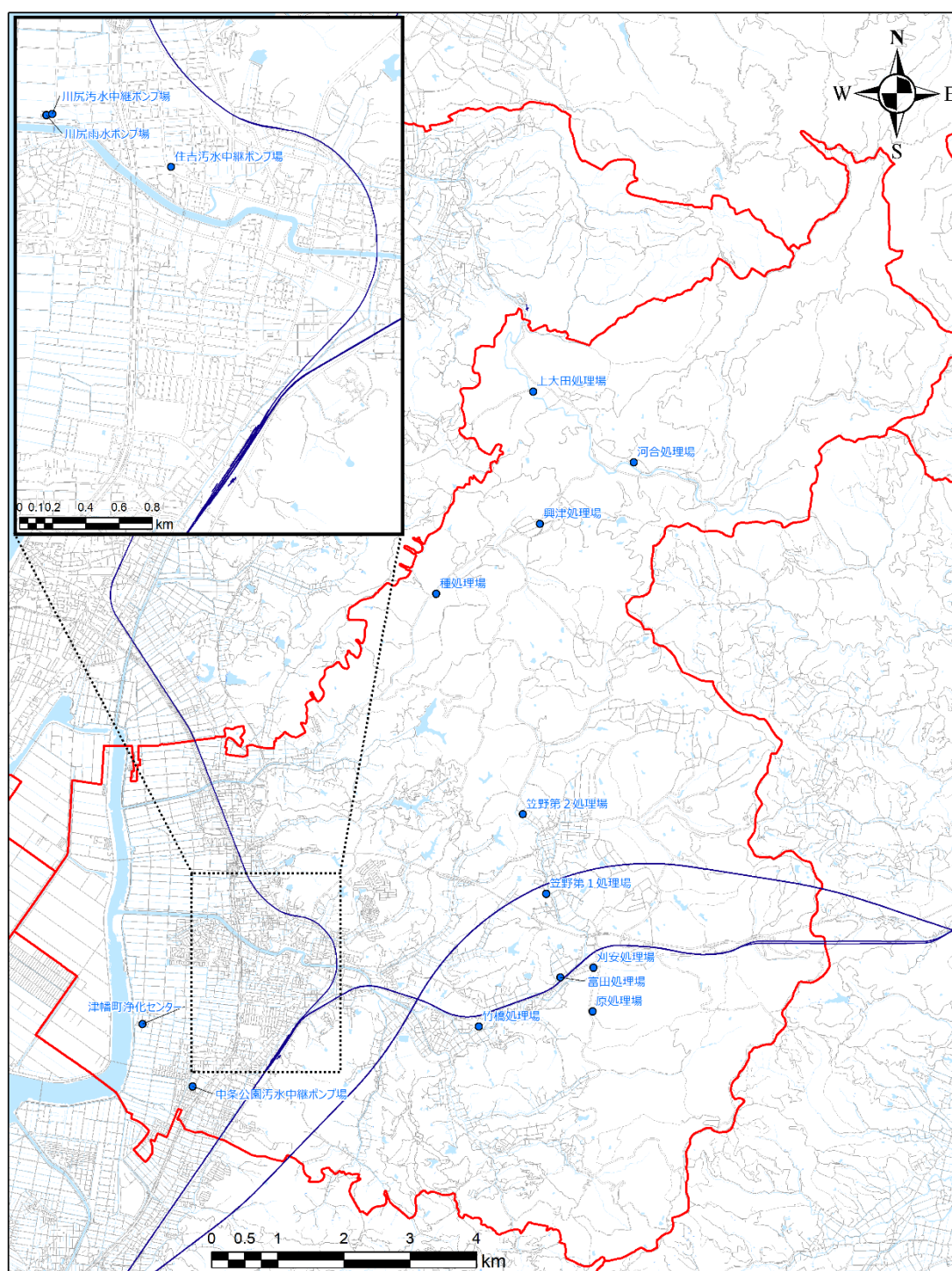
（令和3年（2021）3月31日現在）

施設	棟数	延床面積(m ²)	建築年度	経過年数	運営形態	配置形態	防災拠点	耐震化
河合処理場	1	29.70	1999	21	直営	単独施設	指定なし	新耐震
笠野第1処理場	1	37.26	2001	19	直営	単独施設	指定なし	新耐震
笠野第2処理場	1	75.64	2009	11	直営	単独施設	指定なし	新耐震
刈安処理場	1	110.25	1996	24	直営	単独施設	指定なし	新耐震
興津処理場	1	22.35	2004	16	直営	単独施設	指定なし	新耐震
原処理場	1	9.80	1996	24	直営	単独施設	指定なし	新耐震
種処理場	1	22.50	2008	12	直営	単独施設	指定なし	新耐震
住吉汚水中継ポンプ場	1	282.59	1990	30	直営	単独施設	指定なし	新耐震
上大田処理場	1	34.51	2003	17	直営	単独施設	指定なし	新耐震
津幡町浄化センター	12	4,899.24	1990～2011	9～30	直営	単独施設	指定なし	新耐震
川尻雨水ポンプ場	1	605.51	2008	12	直営	単独施設	指定なし	新耐震
川尻汚水中継ポンプ場	1	62.75	2001	19	直営	単独施設	指定なし	新耐震
竹橋処理場	1	85.40	1997	23	直営	単独施設	指定なし	新耐震
中条公園汚水中継ポンプ場	1	59.40	1998	22	直営	単独施設	指定なし	新耐震
富田処理場	1	21.66	1993	27	直営	単独施設	指定なし	新耐震

※津幡町浄化センターは、3棟あった汚泥処理棟を1棟として取り扱うことになったため、平成28年度の計画から棟数が減少しています。

- ・下水道施設としては、処理場、ポンプ場等が計15施設あります。
- ・全ての施設が新耐震基準で建てられています。

■下水道施設（建築物）位置図



＜今後の方針＞

- ・個別施設計画に基づいて適切な維持管理・改修を行い、長寿命化を図るとともに、施設の更新の際は、人口や地域性を勘案し維持管理コスト削減も踏まえ統廃合を検討していきます。

(11) 公営住宅

<現状と課題>

○施設概要

(令和3年(2021)3月31日現在)

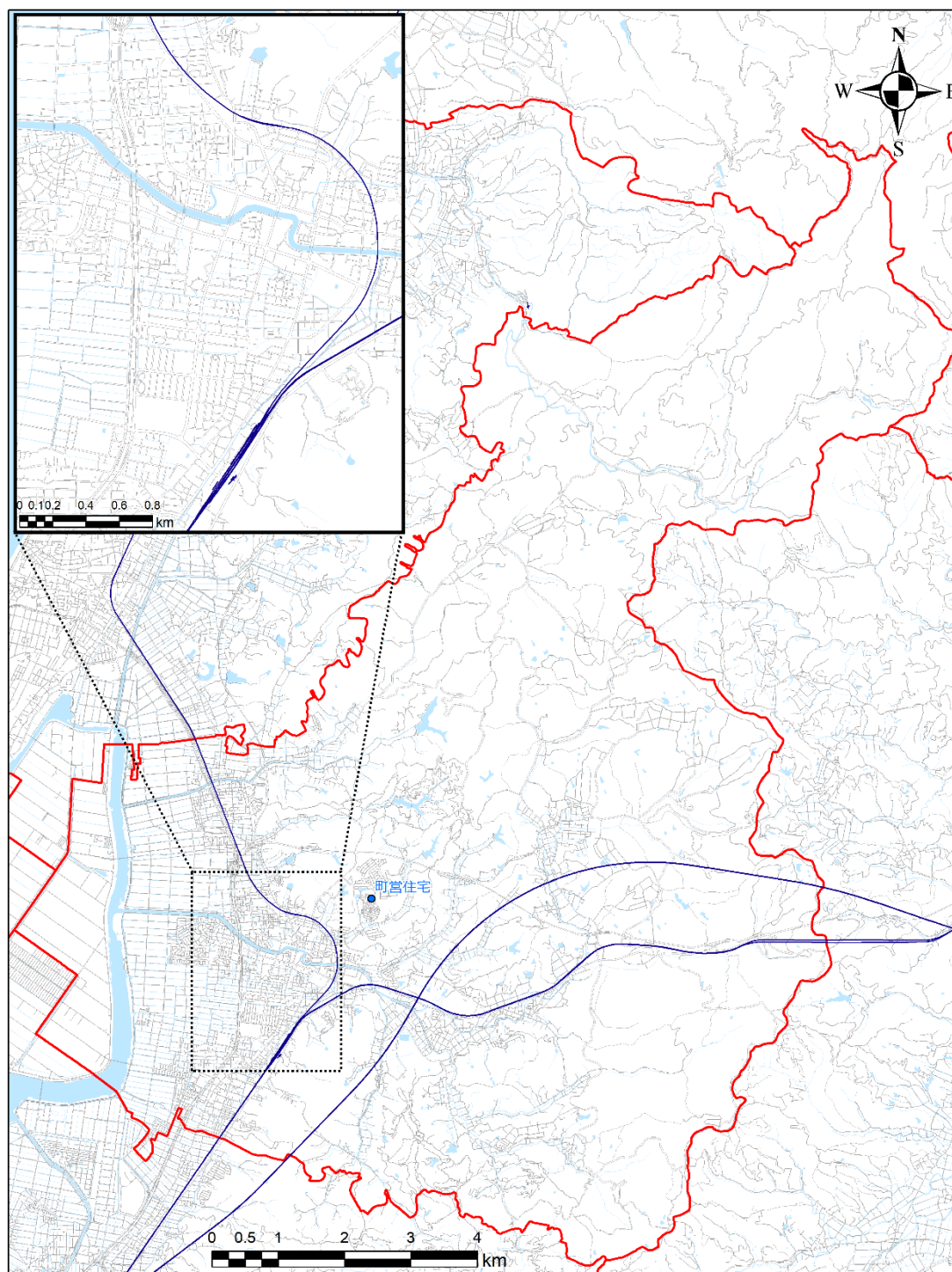
施設		棟数	延床 面積(m ²)	建築 年度	経過 年数	運営 形態	配置形態	防災拠点	耐震化
町営住宅	001 棟	1	78.10	1972	48	直営	併設施設	指定なし	未診断
	002 棟	1	388.22	1975	45	直営	併設施設	指定なし	未診断
	003 棟	1	221.84	1976	44	直営	併設施設	指定なし	未診断
	004 棟	1	154.86	1976	44	直営	併設施設	指定なし	未診断
	005 棟	1	221.84	1977	43	直営	併設施設	指定なし	未診断
	006 棟	1	103.28	1977	43	直営	併設施設	指定なし	未診断
	007 棟	1	166.38	1978	42	直営	併設施設	指定なし	未診断
	008 棟	1	154.92	1978	42	直営	併設施設	指定なし	未診断
	009 棟	1	277.30	1979	41	直営	併設施設	指定なし	未診断
	010 棟	1	67.07	1980	40	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	011 棟	1	67.07	1980	40	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	012 棟	1	67.07	1980	40	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	013 棟	1	67.07	1980	40	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	014 棟	1	67.07	1980	40	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	015 棟	1	73.28	1981	39	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	016 棟	1	73.28	1981	39	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	017 棟	1	73.28	1981	39	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	018 棟	1	67.07	1981	39	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	019 棟	1	67.07	1981	39	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	020 棟	1	73.28	1982	38	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	021 棟	1	73.28	1982	38	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	022 棟	1	73.28	1982	38	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	023 棟	1	67.07	1982	38	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	024 棟	1	67.07	1982	38	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	025 棟	1	73.28	1983	37	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	026 棟	1	73.28	1983	37	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	027 棟	1	153.34	1992	28	直営	併設施設	指定なし	新耐震
	028 棟	1	147.45	1992	28	直営	併設施設	指定なし	新耐震

- ・「町営住宅」は1団地あり、28棟の住棟からなります。築後30年以上が経過している住棟が大半を占めています。
- ・「001 棟」は、耐用年数を大きく超えており、老朽化もみられるため、現在は2戸のうち1戸を政策空き家としており、今後については用途廃止も含めた検討を行っています。

○利用状況等

- ・「町営住宅」は全管理戸数に対し、9割以上が入居している状態で、非常に入居率が高く、入居希望者が多いことがうかがえます。
- ・近年、高齢者・ひとり親家庭からの需要が増えています。

■公営住宅施設位置図



＜今後の方針＞

- 平成 25 年度（2013）に策定された「津幡町町営住宅長寿命化計画」に基づき、建替えを迎える時期までは、適正な維持管理（長寿命化）に努めます。
- 老朽化の著しい「001 棟」については、用途廃止も含めた検討を行っていきます。
- 建替えについては、社会事情、需要予測や住宅の耐用年数、並びに町の財政事情を考慮した長期的・段階的な検討を行っていきます。

(12) 公園

<現状と課題>

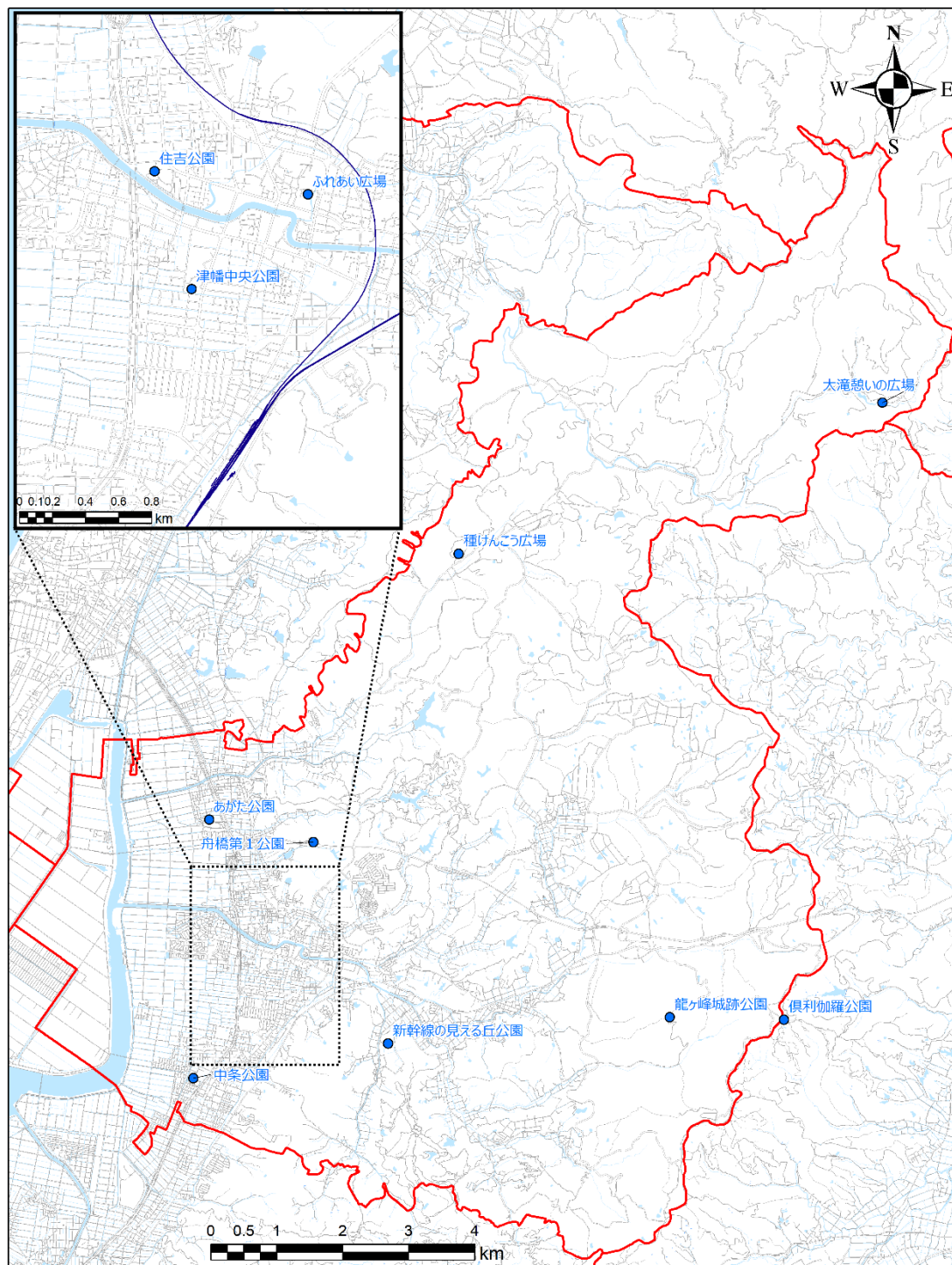
○施設概要

(令和3年(2021)3月31日現在)

施設	棟数	延床 面積(m ²)	建築 年度	経過 年数	運営 形態	配置形態	防災拠点	耐震化
新幹線の見える丘公園(トイレ)	1	5.36	2014	6	直営	単独施設	指定なし	新耐震
種けんこう広場(トイレ)	1	53.82	2007	13	直営	単独施設	指定なし	新耐震
倶利伽羅公園(トイレ)	1	31.28	2012	8	直営	単独施設	指定なし	新耐震
ふれあい広場(トイレ、機材倉庫)	2	83.00	1988	32	直営	併設施設	指定避難所	新耐震
大滝憩いの広場 (トイレ3カ所、休憩六角棟・四阿)	4	40.92	1991～ 1995	19～ 23	直営	併設施設	指定なし	新耐震
あがた公園 (トイレ2カ所・機械室・防災倉庫)	4	347.34	2011～ 2015	5～9	直営	併設施設	指定避難所	新耐震
津幡中央公園(トイレ)	1	42.37	2001	19	直営	単独施設	指定避難所	新耐震
住吉公園(トイレ)	1	52.00	1994	26	直営	単独施設	指定避難所	新耐震
中条公園(トイレ・防災倉庫)	1	131.68	2005	15	直営	複合施設	指定避難所	新耐震
龍ヶ峰城跡公園(トイレ)	1	13.27	2004	16	直営	単独施設	指定なし	新耐震
舟橋第1公園(トイレ)	1	18.84	2012	8	直営	単独施設	指定なし	新耐震

- ・「公園」については、施設の大半がトイレです。
- ・全ての施設が新耐震基準で建てられています。

■公園施設位置図



<今後の方針>

- 平成 25 年度（2013）に策定された「津幡町公園施設長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理・改修を行い、長寿命化を図ります。

(13) その他

<現状と課題>

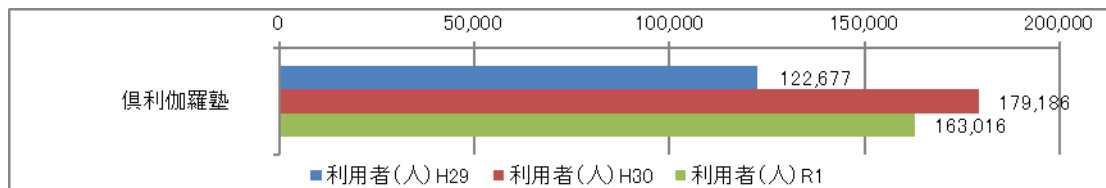
○施設概要

(令和3年(2021)3月31日現在)

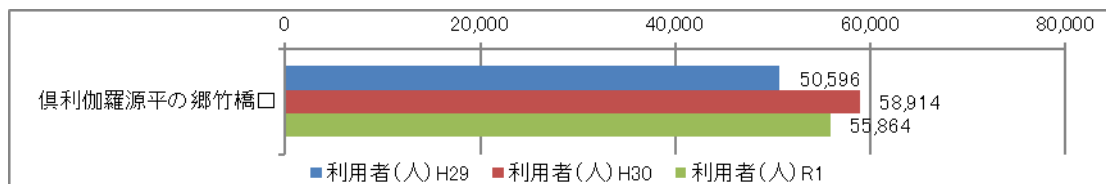
施設	棟数	延床 面積(m ²)	建築 年度	経過 年数	運営 形態	配置形態	防災拠点	耐震化
鷹の松南墓地公園 (公衆用便所)	1	14.90	2006	14	直営	単独施設	指定なし	新耐震
鷹の松墓地公園 (公衆用便所・合葬式墓地)	2	81.84	1990～ 2018	2～30	直営	併設施設	指定なし	新耐震
上大田配水施設	1	51.56	1988	32	直営	単独施設	指定なし	新耐震
上河合配水施設	1	99.00	1956	64	直営	単独施設	指定なし	未診断
木窪配水施設	1	不明	2005	15	直営	単独施設	指定なし	新耐震
潟端北第1排水機場	1	28.00	2000	20	直営	単独施設	指定なし	新耐震
潟端北第2排水機場	1	53.00	2001	19	直営	単独施設	指定なし	新耐震
潟端北第3排水機場	1	19.00	2002	18	直営	単独施設	指定なし	新耐震
潟端北第4排水機場	1	54.00	2003	17	直営	単独施設	指定なし	新耐震
潟端南第1排水機場	1	186.00	1998	23	直営	単独施設	指定なし	新耐震
潟端南第2排水機場	1	44.00	1999	21	直営	単独施設	指定なし	新耐震
新舟橋排水機場	1	133.00	2006	14	直営	単独施設	指定なし	新耐震
津幡町機材倉庫	1	267.86	2014	6	直営	単独施設	指定なし	新耐震
頭首操作室(井野河内)	1	8.40	1968	52	直営	単独施設	指定なし	未診断
頭首操作室(越中坂工区)	1	20.25	2011	9	直営	単独施設	指定なし	新耐震
御旅館橋公衆便所	1	21.53	1994	26	直営	単独施設	指定なし	新耐震
俱利伽羅源平の郷竹橋口	2	372.93	2000	20	指定	併設施設	指定なし	新耐震
俱利伽羅塾	3	1,888.36	1997～ 2018	2～23	指定	併設施設	指定なし	新耐震
河合谷の郷卸売所	1	143.26	2010	10	委託	単独施設	指定なし	新耐震
津幡駅前駐輪・駐車場	1	1,568.91	2014	6	直営	併設施設	指定なし	新耐震
和船格納庫	1	43.00	2010	10	直営	併設施設	指定なし	新耐震
俱利伽羅駅前自転車置場	1	34.20	不明	不明	直営	併設施設	指定なし	未診断
俱利伽羅駅自転車置場	1	9.72	不明	不明	直営	単独施設	指定なし	未診断
本津幡駅前自転車置場	1	143.10	2002	18	直営	単独施設	指定なし	新耐震
能瀬駅前自転車置場	2	131.50	1977	43	直営	単独施設	指定なし	未診断
能瀬駅公衆用便所	1	6.36	2004	16	直営	単独施設	指定なし	新耐震
中津幡駅自転車置場	2	114.30	1996	24	直営	併設施設	指定なし	新耐震
中津幡駅公衆用便所	1	6.24	2016	4	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所(中津幡駅前)	1	4.66	1999	21	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所(パピィ1通り・北側)	1	6.05	1999	21	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所(パピィ1通り・南側)	1	6.05	1999	21	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所(太白商店街)	1	4.91	1999	21	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所(あがたの里)	1	5.73	2009	11	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所(上河合)	1	8.57	1996	24	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所(下河合)	1	4.63	2009	11	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所(種)	1	6.60	2001	19	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所(種けんこう広場)	1	6.60	2001	19	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所(倉見)	1	3.31	1999	21	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所(津幡中央)	1	18.00	1995	25	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所 (津幡中央・河北中央病院側)	1	10.00	1994	26	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所(津幡中学校)	1	12.00	1994	26	直営	単独施設	指定なし	新耐震
バス待合所(蓮花寺)	1	12.00	1994	26	直営	単独施設	指定なし	新耐震
俱利伽羅三十三観音祠	1	5.10	2019	1	直営	単独施設	指定なし	新耐震
(旧)津幡町国民健康保険直営 河合谷診療所	1	62.00	1996	24	直営	複合施設	避難所	新耐震

- その他施設としては、墓地公園（トイレ）、排水機場、倉庫、公衆トイレ、倶利伽羅源平の郷竹橋口、倶利伽羅塾、河合谷の郷即売所、駐車場、自転車置場、バス待合所等が計 44 施設あります。
- ほとんどの施設が新耐震基準で建てられていますが、築年数がかなり経過し、老朽化が進んでいる施設もあります。
- 老朽化している排水機場と頭首操作室（井野河内）については、専門的技術者の調査・分析に基づいた施設の正確な状況を整理するため、長寿命化・修繕計画の作成委託を検討しています。

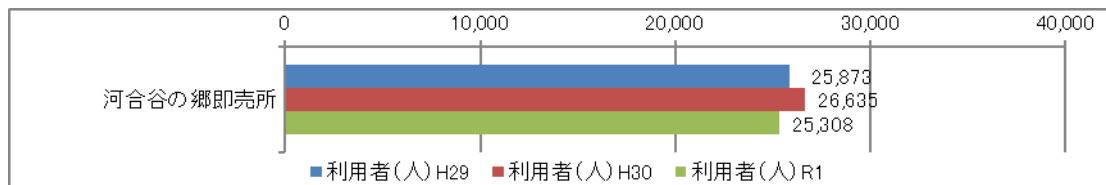
○利用状況等



資料:「津幡町統計書 令和2年度版」



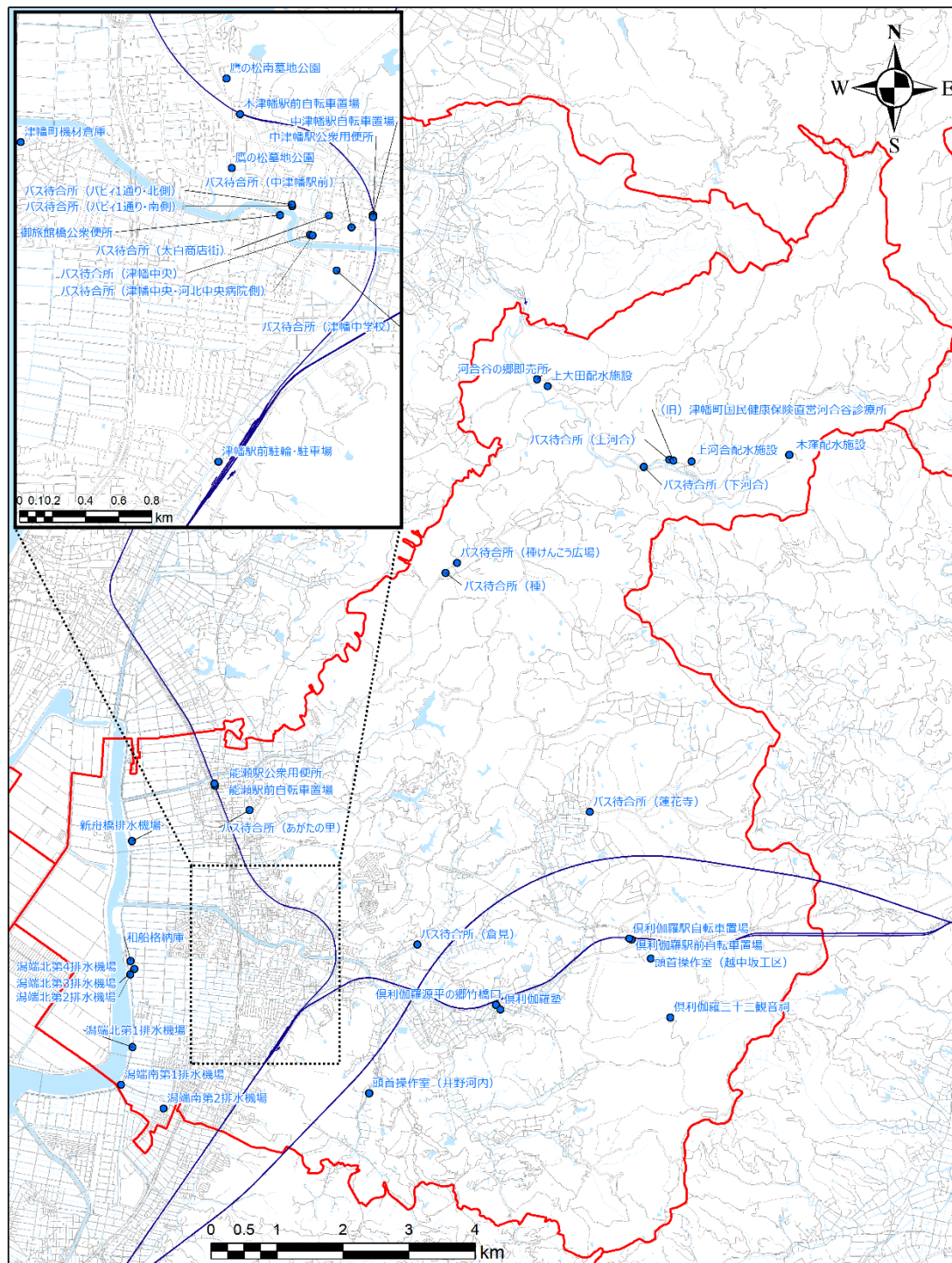
資料:都市建設課



資料:産業振興課

- 「倶利伽羅塾」はよく利用されており、毎年 10 万人を超える利用者数となっています。
- 「倶利伽羅源平の郷竹橋口」、「河合谷の郷即売所」の過去の利用者数の推移をみると、ほぼ横ばいの状況となっており、需要は安定しています。

■その他施設位置図



<今後の方針>

- ・その他施設については、基本的に存続を図るものとし、適切な維持管理・改修を行い、長寿命化を図ります。
- ・旧耐震施設で耐震診断が未実施なものにおいて、耐震化が必要とされる施設については適切に耐震補強を図っていきます。
- ・「俱利伽羅源平の郷竹橋口」、「俱利伽羅塾」については、来訪者数の増加も堅調であり、今後も指定管理者制度により管理業務を効果的かつ効率的に行っていきます。
- ・老朽化している排水機場と頭首操作室（井野河内）については、専門的技術者の調査・分析に基づいた長寿命化・修繕計画を作成します。

4-2 インフラ施設

(1) 道路

<今後の方針>

- ・新たな道路整備については、本町の財政状況を踏まえ、緊急性や重要性等を勘案して都市計画道路を中心に、整備を推進します。
- ・道路の維持管理については、安全・安心な道路環境を維持するため、定期的なパトロールにより異常箇所を早期に発見・補修に努めます。なお、トータルコストの縮減を図り、計画的かつ予防保全的な取組を行い、道路利用者の安全確保にも努めていきます。
- ・舗装については、幹線道路を中心に、国の要領等を参考に点検を実施し、点検結果から効率的な維持管理を推進します。また、「津幡町町道舗装長寿命化計画」を令和3年(2021)3月に策定しており、点検結果等を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコスト縮減を目指します。
- ・道路附属物(道路照明灯等)についても、国の要領等を参考に点検を実施し、効率的な維持管理を推進します。
- ・トンネルについては、道路法に基づく点検を定期的の実施し、健全性を診断するとともに修繕等の必要性を判断します。また、今後は長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づく効率的な補修を行うことにより、トンネルの安全性確保と維持管理コストの縮減を図り、適切な維持管理に取り組みます。

(2) 橋りょう

<今後の方針>

- ・道路法に基づく点検を定期的の実施し、橋りょうの健全性を診断するとともに、修繕等の必要性を判断します。また「津幡町橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、計画に基づく効率的な補修を行うことにより、橋の安全性確保と維持管理コストの縮減を図り、適切な維持管理に取り組みます。

(3) 上水道施設(管路)

<今後の方針>

- ・「津幡町水道事業水道施設更新計画」を平成30年(2018)3月に策定しており、今後も計画に基づき、計画的な修繕や耐用年数の見直しを図るとともに、管路の維持管理やモニタリングを強化することにより、長寿命化を図ります。

(4) 下水道施設(管路)

<今後の方針>

- ・管路等施設の状態を健全に保つために、定期的な点検・診断を実施します。また、「津幡町公共下水道事業ポンプ場・終末処理場ストックマネジメント修繕・改築基本計画」を令和2年(2020)3月に策定しており、適正な維持管理・修繕・更新等の計画的な実施により、ライフサイクルコストの最小化に努めます。

津幡町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

（令和 4 年 3 月改訂）

津幡町役場 総務部監理課

〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二 3 番地

TEL : 076-288-2121

FAX : 076-288-6470

E メール : kanri@town.tsubata.lg.jp